

衆憲資第 32 号

日本国憲法前文に関する基礎的資料

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
(平成 15 年 7 月 3 日の参考資料)

平成 15 年 7 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 15 年 7 月 3 日（木）の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において、「日本国憲法前文」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち問題関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する主要学説等を整理したつもりですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

【目 次】

．日本国憲法の前文について	1
1．前文の意義、構造及び解釈	1
（1）前文の意義	1
（2）前文の構造及び解釈	2
2．前文の法的性質と効力	7
（1）前文の法的性格	7
（2）前文の裁判規範性	8
（附）前文を有する現行法律の一覧	10
．日本国憲法前文の起草過程	17
1．GHQ 作成の当初案	17
2．原案についての GHQ 内部における検討	19
3．日本側に提示された GHQ 草案	20
4．憲法草案の確定作業	21
（1）GHQ との意見交換	21
（2）「三月二日案」から「憲法改正草案要綱」の作成まで	22
（3）憲法の平仮名・口語体化の作業（「四月一三日草案」の作成）	23
（4）枢密院における審議	25
（5）東京帝国大学憲法研究委員会の報告書	25
（6）帝国議会への憲法改正案の提出	26
（7）帝国議会における質疑応答	28
（8）帝国議会における修正（日本国憲法の成立）	32
．日本国憲法前文について憲法調査会で表明された意見	37
1．出席委員からの発言	40
2．参考人等からの発言	54
．日本国憲法前文の新訳等	60
．世界各国の憲法の前文	65

・日本国憲法の前文について

1. 前文の意義、構造及び解釈

...こんどの憲法は、第一条から第百三条まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていくかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをします。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとすると、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。

文部省『あたらしい憲法のはなし』(S22.8.2) 4-5 ページ

(1) 前文の意義

...日本国憲法の基本原理は、国民主権主義、基本的人権尊重主義、平和主義であると言われる。それは通常、憲法の三大原理とも称される...

このような憲法の基本原理と言われるものは、憲法制定者の意思(制憲意思)という形で特別に表明される場合が少なくない。明治憲法の場合は、憲法の本文の前に付加されている告文(皇祖皇宗に対して天皇が憲法制定の事実を報告した文書)と勅語(国民に対して天皇が憲法制定の目的と精神を明らかにした文書)につぐ上諭に、基本原理が述べられている...

明治憲法の上諭に当たる文書は、日本国憲法の場合は、前文である(したがって前文の前に置かれている上諭は文字どおり公布文であり、明治憲法の上諭とは性質が異なる)。

前文を有する憲法は少なくないが、その内容は国によって大きく異なる。憲法制定の由来、その趣旨・目的を謳うものもあれば、さらに憲法の基本原則や理想を宣言するものもある。形式も、短いもの長文のもの、まちまちである。法的性質も一律には論じられない。

日本国憲法前文は、の種類の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理の明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する。

(芦部信喜『憲法学 憲法総論』有斐閣・1992年 199-202 ページ)

(2) 前文の構造及び解釈

日本国憲法の前文は、大きく4段に分けられている。各段の要旨及び文言等の解釈は、以下のとおりである。

前文各段の要旨は、芦部信喜監修・野中俊彦ほか編『注釈憲法(1)』(有斐閣・2000年 76-77ページ)に、また、前文の文言等の解釈は、佐藤功著『憲法(上)〔新版〕』(有斐閣・1983年 14-32ページ)によった。

【日本国憲法前文の構造】

日本国憲法前文	各段の要旨
<p>日本国民^{〔1〕}は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し^{〔2〕}、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し^{〔3〕}、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し^{〔4〕}、ここに主権が国民に存する^{〔5〕}ことを宣言し、この憲法を確定^{〔6〕}する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託^{〔7〕}によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する^{〔8〕}。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである^{〔9〕}。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する^{〔10〕}。</p>	<p>第1段では、日本国憲法成立の事実と方法を宣言し、また憲法の目的や基本原理を概括的に示す。すなわち憲法は民定憲法であり、平和の達成と自由の確保を目的に、民主主義をその基本原理として、これに反する憲法や法令などを許さないとする。</p>
<p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した^{〔11〕}。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ^{〔12〕}。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利^{〔13〕}を有することを確認する。</p>	<p>第2段は前段の平和達成の趣旨を展開し、戦争の放棄と軍備の撤廃をなすに至った理由ならびにその結果として予想される事態に対する考えを明らかにする。恒久の平和を願ひ、日本国民の安全と生存を、平和を愛する諸国民の公正と信義に委ねるとする。</p>
<p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない^{〔14〕}のであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し^{〔15〕}、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p>	<p>第3段では国際協調主義が謳われる。いづれの国も自国のことのみに専念せず、他国と対等の関係で協調していくことの必要性をいう。</p>
<p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ^{〔16〕}。</p>	<p>そして最後の第4段ではこれらの崇高な理想と目的の実現に向かつての決意と誓いを宣言する。</p>

〔1〕前文にいう「日本国民」とは？

「日本国民」とは「日本人」の全体を指すのではなく、天皇を除いた日本「国民」を指す。この第一段前半において「日本国民は……この憲法を確定する」とされ、この憲法の制定権者が「日本国民」とであるとされているのであるが、この憲法は、…ポツダム宣言受諾により憲法制定権者となった「日本国民」によって制定されたものであり、この場合の「日本国民」は天皇を除いたものである。

〔2〕「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とはどういう意味か？

この文句は、日本国民が正当に選挙した代表者より成る議会を通じてこの憲法を制定するのであるということ、すなわち、この憲法の制定権者が日本国民であることを宣言したものであり、この憲法によって日本国民が国会を通じて行動すること、すなわち、この憲法が直接民主制ではなく間接民主制ないし議会主義を採用するということの意味するものではない。文字の上からいえば、「行動」することを「決意し…」と読むべきではなく、「行動し」は「この憲法を確定する」にかかる（事務局註：前文の第一段前半の文章構造は、「日本国民は、…行動し、…確保し、…決意し、…宣言し、この憲法を確定する」というのであって、すべて「確定する」に掛かる。）すなわち、この文句は冒頭の「日本国民」を形容することばである（「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」したところの「日本国民」が「この憲法を確定」したということ述べているのである）。したがって、ここに「国会」とあるが、それは事実としてはこの憲法を議決した「帝国議会」を意味する。ただし、この憲法を議決した帝国議会（第九〇回帝国議会）においては、衆議院は公選であり、また憲法審議のために特に行われた総選挙によって成立した衆議院であったから「正当に選挙された」ものといいたが、貴族院は公選ではなかったのであるから、その点では厳密にはこの帝国議会は「正当に選挙された」ものとはいえない。すなわち、歴史的事実を述べたものとして見る場合には、この帝国議会において貴族院は衆議院の意思に反して行動することはなかったのであるから…、この帝国議会において国民の意思が妨げられることはなかったと解することによって、この制定手続を「正当に選挙された国会における代表者を通じ」たものとみなすほかはないであろう。

〔3〕「われら」「諸国民との協和による成果」「自由のもたらす恵沢」の意味は？

「われら」とはこの前文冒頭の「日本国民」を指す。すなわち、冒頭には「日本国民」とあるが、それは「われら日本国民」と書かれるべきであり（英文ではそのように We, the Japanese people と書かれている）その場合には「われら」が「日本国民」を指すことが明らかである。

「諸国民との協和による成果」とは、平和主義（諸国民との平和的協力）をとることによる成果を、「自由のもたらす恵沢」とは、自由主義・民主主義のもたらす幸福を意味する。

〔4〕「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とは何を示すのか？

ここに第二次大戦の敗戦に対する反省と再び戦争をくり返すまいとする決意が示されているのであるが、同時に、戦争および「戦争の惨禍」が「政府の行為によつて」起こるものであり、第二次大戦におけるわが国の場合もそうであったという考え方が

示されている。そこに、戦争の惨禍を再びくり返さないためには国民が政府を統制し、政府を真に国民の政府たらしめることが必要であるとされ、次に述べられている「主権が国民に存することを宣言し」との文句に続くのである。

〔 5 〕「主権」の意味は、また、「主権が国民に存する」とは何を意味するのか？

一般に「主権」ということばは、(1) 土地・人民を管轄する国家の権力すなわち領土権...、(2) 国家の意思、(3) 右の国家の意思の属性としての外に対する最高性・独立性...、(4)(2)の国家の意思が形成される場合にそれを最終的に決定する最高の権力、という四つの意味に用いられる。主権が国民にある、すなわち「国民主権」・「主権在民」という場合の「主権」は、右の第四の意味であり、この場合に国家を政治体として見れば、それは最高の政治権力のことであるといつてよい。国家のあらゆる行為はこの最高の政治権力にその根拠あるいは源泉を有する。

旧憲法においてはこの意味の主権は天皇にあった...。ここに「主権が国民に存することを宣言し」とは、主権が天皇から国民に移ったことを意味する。

〔 6 〕「この憲法を確定する」とは？

「確定」は「制定」と同じ。天皇がこの憲法を「制定」したものであり、国民がそれを国家の基本準則として「確定」したものであるとか、あるいは国民が「確定」したものを天皇が裁可して「制定」したものであるというように、「確定」と「制定」とを異なるものであると解することは正当ではない。

〔 7 〕「国政は、国民の厳粛な信託による」とは？

この「信託」の文字を、直ちにそこに英米法における「信託」の法理が用いられていると解することはできないであろう。しかし、この「信託」の概念を、信託された者（受託者）は信託した者（委託者）の意思に反しないようにその信託された財産や業務を管理しなければならないという拘束を受ける程度に理解するならば、この「国政は国民の信託によるもの」という文字は、国政はほんらい国民のものであり、国政の権力を行使する者のものではなく、それらの者はその権力を国民から信託されたものであり、したがって国民からの信託に背かないようにその権力を行使する責任を負うという趣旨を適切に表現しているといえよう。

〔 8 〕「国政は、...その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」が示す原理とは？

リンカーンのゲティスバーグにおける演説（一八六三年）の「人民の、人民による、人民のための政治」という文句と符合する。すなわち国政の「権威は国民に由来し」は「人民の政治」を、「その権力は国民の代表者がこれを行使し」は「人民による政治」を、「その福利は国民がこれを享受する」は「人民のための政治」に、それぞれ対応する。それらは要するに国民主権および民主主義の原理を示す。

〔 9 〕「これは人類普遍の原理であり」とは、また、何を「原理」とするのか？

「人類普遍の原理」とは、全世界の人類に共通に妥当する普遍的な原理をいう。この憲法がこのような人類普遍の原理に基づくとしているのは、日本のみならず日本固有の原理を排斥するものであることを意味する。そして、その日本固有の原理とは旧憲法の基礎原理とされていた「国体」の原理を指す...

なお、ここには、「これは」とあり、「これ」とは前に述べられている国民主権およ

び民主主義の原理のみを指すものようであるが、第二段に平和の維持が国際社会の努力しているところである旨が述べられていることからいって、平和主義をも「人類普遍の原理」であるとしているものと解される。すなわち、この憲法の基礎原理たる「人類普遍の原理」は国民主権および民主主義の原理のみではなく、平和主義もそれに含まれる。

〔10〕「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とは？

ここに「憲法」とは過去の憲法、すなわち旧憲法を指すだけでなく、将来の憲法をも指す。すなわち、将来においてもこの原理に反する憲法改正を認めないということをもここに示されている。

またここに「これに」とあるのは「人類普遍の原理」を受けて、国民主権および民主主義の原理のみを指すようであり、したがって、平和主義は含まれず、平和主義に反する憲法改正は認められるとも解されるようでもある。しかし、平和主義はこの憲法制定を行わしめた決意であり、また憲法改正の限界の問題は、別に広く根本的な観点から、すなわち、ある憲法の基礎に存する原理（その憲法が拠って以て成立しているところの原理）そのものを否定することをその「改正」によってなしうるかという問題として考えるべきであって単に「これに」の文字のみから論ずべきではない。

「法令及び詔勅」も旧憲法下の法令および詔勅と日本国憲法下における将来の法令および詔勅の両者を指す。この両者のうち後者の法令および詔勅については、九八条一項がこの憲法の条項に反する法律・命令・詔勅が効力を有しない旨を定めているので、前文のこの部分は九八条一項と重複することとなる。

〔11〕第2段冒頭の一文が意味するものは？

この一句は九条の戦争放棄（その下における日本の安全保障の方式）の基本的立場を示した部分である。

「人間相互の関係を支配する崇高な理想」とはいかなる理想を指すかは必ずしも明らかではないが、この文句の由来から見て、それはこの憲法成立の当時まさに出発しつつあった国際連合の掲げる理想を指すと解される…。

ここに宣言されている決意が九条の戦争放棄の規定として具体化されている。すなわち、この「決意」とは、日本国民が敗戦・ポツダム宣言の受諾によって受動的にやむをえず戦争を放棄し軍備を保持しないことに決したのではなく、恒久平和を念願し人類の崇高な理想を自覚することによって、みずから進んで積極的になした決意であることを示す。九条冒頭の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の文句がこれに対応する。そしてこのような決意に基づいて、日本国民は自国の安全と生存を、かつての日本がそうであったように、また他の国家がそうであるように、最後的には武力と戦争とによって維持しようとするのではなく、ひとえに平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼することによって維持しようとする決意したとするものである。そこに九条の戦争の放棄と戦力の不保持の原則が現われるのである。

この文句を以上のように解すべきであるとするならば、この文句から、自衛のためであれば戦争を認め、また自衛のためであれば戦力の保持を認めるというのがごとき考え方を導き出すことは許されない。すなわち、諸国のうちに、平和を愛せずその公正と信義に信頼しえない一国または国家群が存在し、わが国がその侵略に脅かされてい

るとし、その侵略に対処しわが国を防衛するために、平和を愛する一国または国家群の信義と公正に信頼し、その一国または国家群の武力に依存するより他はないとし、その一国または国家群と軍事同盟的な関係に立つこともできる、というような解釈はとうてい認められない。

〔12〕「名誉ある地位を占めたい」とは、どのような立場をとることか？

ここに「名誉ある地位を占めたい」とは、現在、世界各国が平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を除去する、自由で民主的な国際社会の実現に努力しつつあるとし、その国際社会において名誉ある地位を占めたいとの意思を示している。すなわちそれは世界各国とともに、また世界各国にさきがけて平和主義に徹底することをもって「名誉ある地位」と見るのである。したがって、この「名誉ある地位」という文字のあることを理由として、この憲法の定める平和主義は平和を破壊し侵略を企てるおそれある国家に対しては敢然として武器をとることを辞さないという積極的平和主義であるとし、この立場から、自衛のための戦争、自衛のための軍備を是認しようとするがごとき解釈は認められない。

〔13〕「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」とは、どのような権利か？

「恐怖と欠乏から免かれ」の文句、すなわち「恐怖からの自由」・「欠乏からの自由」という文句は、周知のようにルーズヴェルト大統領の「四つの自由」(一九四一年一月六日)に見られるが(他の二つの自由は「言論・表現の自由」と「信仰の自由」である)前文のこの部分は直接には大西洋憲章(一九四一年八月四日)の第六項「...すべての国のすべての人々が恐怖と欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障する平和が確立されることを希望する」の文句から来たものと解される。

前文のこの文句は、右の由来から見て、そのような平和の確立を謳ったものであり、その意味で第一段前半および第二段の第一句・第二句とともに平和主義の宣言である。ただ、ここにすべての国民が「平和のうちに生存する権利」を有するという表現になっていることは、平和の確立を「国家」の任務すなわち「国家」の問題として捉えるのではなく、平和を「国民」の「権利」として、すなわち平和の問題を人権の問題として捉えていることを示しており、そこにこの文句の特別の意味がある。そして、このように平和の問題は人権の問題であるとするのは、戦争こそ人の生命・自由に対する最大の脅威であり、平和なきところに人権はなく、平和こそ人類が維持され保障されるための条件であるという基本的立場に基づく。

「平和のうちに生存する権利」とは右のような人権の条件としての平和を享受する権利を意味する。この権利は「全世界の国民」が有すべき権利であるとされているが、それは当然に日本国民も有すべき権利とされているのである。

〔14〕「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」が意味するものは？

利己的で、偏狭な国家主義の排撃を意味する。すなわち、従来わが国に見られたような「万邦無比」の「国体」の原理を盲信し、他国を無視する独善的な態度が排除されなければならぬことを示し、そこから次の「政治道德の法則は、普遍的なものであり」の文句に続くのである。したがって、たとえばいわゆる非武装中立主義は消極的で自国本意の立場であり、この「自国のことのみ専念して他国を無視してはなら

ない」との文句に反するものであるとし、自由国家群との集団安全保障体制に積極的に参加することがまさにこの文句の趣旨に合致するものであるとするような解釈は、この文句のほんらいの意味を誤解したものである。

〔15〕「自国の主権を維持し」で用いられる「主権」の意味は？

ここにいう「主権」は国家意思の対外関係における独立性・最高性、すなわち「主権国家」という場合の「主権」を意味する。すなわち、「自国の主権を維持し」とは「独立国家として」というに同じく、普遍的な政治道徳に従い、偏狭な国家主権万能主義をとらないことが決して独立国たる実を失わしめるものではないことを示す。

〔16〕第4段の意味は？

「この…理想と目的」の「この」は直前の第三段に述べられている点のみを受けるのではなく、前文の全体に謳われている理想と目的を指す。また、それらの理想と目的の下に、日本国民がこの憲法を制定したものであるから、この一句は日本国憲法の理想と目的、あるいは日本国憲法そのものに対する日本国民の誓いを示すといつてよい。本文の九九条の「この憲法を尊重し擁護する義務」の主体からは「日本国民」は除かれているが、日本国民の憲法尊重擁護義務は前文のこの一句において明らかにされているのである。

2. 前文の法的性質と効力

(1) 前文の法的性格

前文に法的性格（法規範性）があるということについては、制定過程における金森国務大臣の答弁（28 ページ参照）にもあるように、早くから承認されてきた。したがって、前文のみを改正する場合であっても 96 条に定める憲法改正手続によらなければならないことが予定されている。

【前文の法的効力に関する国会での論議】

（94 回・S56.3.12 参・予算委員会）

源田実君（自民） …それで、ここでちょっと長官にお願いしますが、ここに、前文に書いてあることと、九条とかその他の各条文にあることの間に関係の差があるんですか。

政府委員（角田禮次郎内閣法制局長官） 前文の性質についてはいろいろな説がございますが、私どもとしては、あくまで本来の条文が法規範として重要であり、そして同時に前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針として、これまた重要な意味を持っているというふうに解しております。

（131 回・H6.10.18 参・予算委員会）

白浜一良君（公明） …私、きょうはまず最初に議論をしたいのは、この間衆議院の予算で論議されていたわけですが、従前は社会党として自衛隊は違憲である、こういうお立場でございまして、憲法違反だということですから憲法のどこに違反しているんだということで、この条文に違反していると言ってもらいたいと、こういうやりとりがございまして、総理は前文だと、こういうお話が答弁されておりました。

そこで、法制局長官、伺いたいんですが、憲法違反という場合、前文というのは

それは理念とか精神があるでしょう。しかし、具体的にこの条文に違反しているんだということが、これが一般的じゃないですか、こういう認識の仕方が。

政府委員（大出峻郎内閣法制局長官） ただいまの御質問は、憲法の前文でございますが、これの規範的な効力というものはどういうものであるか、こういう御趣旨の質問と承りましたが、一般論として申し上げますと、憲法前文は、その憲法制定の由来とか目的とか制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものでありまして、そこでは憲法の基本原理だとか述べられるのが通常であると思います。

日本国憲法の前文の性質につきましては、学説としてはいろいろな考え方がございますが、法規範としては一般的に言えば個々の条文が重要な意味を持つものでありまして、他方、日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思えます。

政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

白浜一良君 総理、聞いていただけましたですか。

だから前文というのは、それはその条文を裏づけるものだ。だけれども、やっぱり具体的にその条文、この条文に違反しているというのがこれが一般的なんです。だからそういう面でいえば前文のいわゆる平和主義でしょう、前文の言わんとする。

条文で言うたらどこなんですか。これ明確じゃないですか。どこに違反していたというふうに認識されますか。

内閣総理大臣（村山富市君） 今、法制局長官からお話がありましたように、この憲法の前文というのはそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針となっており、憲法の基本的な原理が述べられたものだ、こういう説明がございました。

私もそのとおりだと思うんですが、この憲法の前文に書かれておる理念というものはしっかり踏まえた上で社会党は護憲政党として今まで頑張ってきたわけです。

なぜそれでは変わったのかという理由です。

（２）前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を

否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の解釈基準となることは肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、佐藤功の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになる。

しかし、問題の本質は欠缺の有無にあるのではない。前文が法規範として憲法典の一部を構成する以上、欠缺の有無にかかわらず、論理的には、前文にそれ自身裁判所の違憲審査権の行使の準拠となりうる規定が存在するか否かが、裁判規範性を認めることができるかどうかを決する最も重要な論点である。

...私は、それ自身直接に具体的争訟の準拠となり裁判所によって執行(enforce)される規範という意味に解するので、ある判決で前文にも違反しない旨が述べられているだけでは、前文の裁判規範性が認められたと判断することはできないと考える。したがって、...前文にそれ自身直接に具体的争訟性を基礎づける規範が存在せず、憲法の基本原理が宣言されているにとどまるかぎり、...前文は「具体的事件に直接適用される裁判規範ではない」とみるほかはないことになる。

(芦部信喜『憲法学 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211ページ)

【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

(134回・H7.10.11 衆・予算委員会)

西岡武夫委員(新進) 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

政府委員(大出峻郎内閣法制局長官) 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であるかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

(附) 前文を有する現行法律の一覧

現行の法律中、以下の法律には、憲法と同様に法の一部を成すものとしての前文が付されている。それぞれの前文は、以下のとおりである。

法 律 名
教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号）
国立国会図書館法（昭和 23 年 2 月 9 日法律第 5 号）
ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年 6 月 21 日法律第 207 号）
観光基本法（昭和 38 年 6 月 20 日法律第 107 号）
国会等の移転に関する法律（平成 4 年 12 月 24 日法律第 109 号）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年 12 月 16 日法律第 117 号）
高齢社会対策基本法（平成 7 年 11 月 15 日法律第 129 号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）
ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）
男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 （平成 13 年 6 月 22 日法律第 63 号）
文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号）

教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

国立国会図書館法（昭和 23 年 2 月 9 日法律第 5 号）

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄与することを使命として、ここに設立される。

ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年 6 月 21 日法律第 207 号）

日本国民は、国際連合教育科学文化機関が世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつつあることの意義を高く評価し、この機関に加盟することに

よつて得た日本の国際的地位にかんがみ、政府及び国民の活動によりその事業に積極的に協力することを決意し、教育、科学及び文化を通じて、国際連合憲章、国際連合教育科学文化機関憲章及び世界人権宣言の精神の実現を図るため、ここにこの法律を制定する。

観光基本法（昭和 38 年 6 月 20 日法律第 107 号）

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まつて、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

国会等の移転に関する法律（平成 4 年 12 月 24 日法律第 109 号）

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過

疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

とりわけ、阪神・淡路大震災による未曾有の被害の発生により、大規模災害時において災害対策の中核機能を確保することの重要性について改めて認識したところである。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成6年12月16日法律第117号)

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特

殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

高齢社会対策基本法（平成 7 年 11 月 15 日法律第 129 号）

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重

く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）

ものづくり基盤技術は、我が国の基幹的な産業である製造業の発展を支えることにより、生産の拡大、貿易の振興、新産業の創出、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。また、ものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者は、このようなものづくり基盤技術の担い手として、その水準の維持及び向上のために重要な役割を果たしてきた。

我らは、このようなものづくり基盤技術及びこれに係る業務に従事する労働者の果たす経済的社会的役割が、国の存立基盤を形成する重要な要素として、今後においても変わることのないことを確信する。

しかるに、近時、就業構造の変化、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある。

このような事態に対処して、我が国の国民経済が国の基幹的な産業である製造業の発展を通じて今後とも健全に発展していくためには、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、ものづくり基盤技術の積極的な振興を図ることが不可欠である。

ここに、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責

任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

(平成 13 年 6 月 22 日法律第 63 号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であっ

た者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにすものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

日本国憲法前文の起草過程

たしかに前文は、憲法制定の経過から言えば、総司令部が日本側の変更要請を認めないという厳しい態度をとったこととの関係もあり、翻訳調であることは否めない。憲法改正論者から、しばしば「敗戦の詫び証文」「ポツダム宣言の受取証」だと非難されてきた。しかし、若干の翻訳調のきらいはあるにしても(この点は憲法全体がそうである)、前文は、人類の未来を展望しかつ現代国家における憲法のあり方を示す格調の高い内容で構成されており、そこに日本国憲法の基本原理が宣明されている文書として、重要な意味を有する。

芦部信喜『憲法学 憲法総論』有斐閣・1992年 202ページ

1. GHQ 作成の当初案

周知のとおり、日本国憲法草案の起草は、マッカーサー・ノート(S21.2.2)に端を発する。

【マッカーサー・ノート】

<p>(From General MacArthur's own notes)</p> <p>“ The Emperor is at the head of the State. “ His succession is dynastic. “ His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsible to the basic will of the people as provided therein.</p> <p>“ War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. “ No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.</p> <p>“ The feudal system of Japan will cease. “ No rights of peerage except those of the Imperial family will extend beyond the lives of those now existent. “ No patent of nobility will from this time forth embody within itself any National or Civic power of Government.</p> <p>“ Pattern budget after British system.”</p>	<p>一</p> <p>「天皇は、国家の元首の地位にある。 「皇位の継承は、世襲である。 「天皇の義務および権能は、憲法に基き行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。</p> <p>二</p> <p>「国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも、放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。 「いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない。</p> <p>三</p> <p>「日本の封建制度は、廃止される。 「皇族を除き華族の権利は、現在生存する者一代以上におよばない。 「華族の授与は、爾後どのような国民的または公民的な政治権力を含むものではない。 「予算の型は、英国の制度に倣うこと。」</p>
---	---

GHQ による憲法草案の起草作業は、民政局（GS; Government Section）において行われた。前文の起草は、ハッシー海軍中佐が担当した。当初の案は、以下のとおりであった。¹

【GHQ による当初案】

We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim the sovereignty of the people's will and do Ordain and Establish this Constitution, founded upon the universal principle that Government is a sacred trust the authority for which is derived from the people and the benefits of which are enjoyed by the people, and Reject and Revoke all Constitutions, Ordinances, Laws and Rescripts in conflict herewith.

The people of Japan, desiring peace for all time and fully conscious of the high ideals controlling human relationship now stirring mankind, have determined to rely for their security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world. Japan desires to occupy an honored place in an international society designed and dedicated to the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance, for all time from the earth.

To these high principles and purposes Japan pledges its national honor, determined will and full resources.

われら日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民の意思に存することを宣言し、この憲法を制定し確立する。この憲法は、国政は〔国民の〕厳粛な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するという、普遍の原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、今や人類を動かしつつある、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するが故に、その安全と生存とを、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。日本は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと目指し、それに献身している国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

日本は、国家の名誉にかけ、堅い決意のもとに全力をあげて、この崇高な原理と目的とを達成することを誓う。

2. 原案についての GHQ 内部における検討

昭和 21 (1946) 年 2 月 12 日の GHQ 内部における検討会議において、前文については、以下のような議論があった。²

ハッシー 前文に、以下のような一文を加えてはどうか。

We acknowledge that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal and it is by these laws that we obtain sovereignty.	われらは、いずれの国民も自己に対してのみ責任を負うものではなく、政治道徳の法則は普遍的なものであり、われわれはこの法則によつて主権を有しているものであることを認める。
---	---

ケイディス 普遍的な道徳法則を宣明するということは、実用主義的考察ではなくイデオロギーに基づくものであって、不幸にも、かつての王権神授説を思わせるものがある。すべての国民、すべての国家は、節度を守って行動し、他の国民、他の国家が有する同様の権利を侵害しない限り、自らの道を進むという、侵すべからざる権利を有している。たとえ世界国家というものが存在しうるとしても、それは、他の国に向つてその国民に対し何をなしえ何をなしえぬかということ告げるといふ権利を、もちえないのである。各国家は、自らの運命についての最終的判定者であり、その国が欲すれば国際協力の道を選ぶ旨を決定できるが、国の主権は必要性に由来するのであり、他のいかなるものから由来すのものでもない。実際問題としては、政治道徳と主権とは、お互いに何のかかわりあいもないものである。

ハッシー 国際連合の成立によつて、〔ケイディスの〕このような議論は、時代遅れにもなったし、馬鹿げたものにもなった。

すべての国家を拘束する基本的な政治道徳がある旨を認めることは、50 年以内に自明の真理と認められるようになるであろう。いかなる国家も、主権の行使が普遍的な政治道徳を破る場合には、主権を行使する権利を有しない。このような前提が一般に認められていることが、現在進行中のニュールンベルグ〔戦争〕裁判の実際上の基礎なのである。というのは、われわれは、ドイツの官吏に対し、彼等が自国の国民に対してなしたことをもとに、裁判をしているのだから。

ケイディス この条項は誤った命題を述べたものであり、またそれが憲法の中に入れられると、憲法に盛り込まれた実際の「原理」がそれによつて弱められ、われわれの作った憲法は言葉の注釈以上に出るところが少ないと考えられるようになるだろう。しかしながら、自分も、100 年後にはこの条項があたりまえのことを言ったものとみられるようになるかもしれないと思う。

ホイットニー 「われわれはこの法則によつて主権を有しているものである」との一句は、2000 年にわたる訓練によつて日本国民の心に刻み込まれている信念と対決するものである。この条項によつて樹立されている原理は結構なものではあるが、文章はもっと柔らかいものでなければならない。原案の代

りに次のような文章にしてはどうか。

<p>We acknowledge that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal and that obedience to such laws is incumbent upon all peoples who would maintain their own sovereignty and justify their sovereign relations with others.</p>	<p>われらは、いずれの国民も自己に対してのみ責任を負うものではなく、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、このような法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国民の責務であると考えます。</p>
--	---

この結果、以下の条項案が前文に加えられることとなった。

<p>We hold that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is incumbent upon all peoples who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other peoples.</p>	<p>われらは、いずれの国民も自己に対してのみ責任を負うものではなく、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、このような法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国民の責務であると考えます。</p>
---	---

3 . 日本側に提示された GHQ 草案

昭和 21 (1946) 年 2 月 13 日に、日本側に提示された GHQ 草案は、以下のとおりである。³

<p>We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim the sovereignty of the people's will and do ordain and establish this Constitution, founded upon the universal principle that government is a sacred trust the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people; and we reject and revoke all constitutions, ordinances, laws and rescripts in conflict herewith.</p>	<p>われら日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民の意思に存することを宣言し、この憲法を制定し確立する。この憲法は、国政は〔国民の〕厳粛な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するという、普遍の原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除する。</p>
---	---

Desiring peace for all time and fully conscious of the high ideals controlling human relationship now stirring mankind, we have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world. We desire to occupy an honored place in an international society designed and dedicated to the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance, for all time from the earth. We recognize and acknowledge that all peoples have the right to live in peace, free from fear and want.

We hold that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is incumbent upon all peoples who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other peoples.

To these high principles and purposes we, the Japanese People, pledge our national honor, determined will and full resources.

恒久の平和を念願し、今や人類を動かしつつある、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するが故に、われらは、われらの安全と生存を、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと目指し、それに献身している国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、すべての国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを、確認し承認する。

われらは、いずれの国民も自己に対してのみ責任を負うものではなく、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国民の責務であると考えます。

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、堅い決意のもとに全力をあげて、この崇高な原理と目的とを達成することを誓う。

4 . 憲法草案の確定作業

(1) GHQ との意見交換

昭和 21 (1946) 年 2 月 13 日に GHQ 草案の手交を受けた日本側は、同月 21 日に幣原首相がマッカーサー元帥と、また、翌 22 日には吉田外相・松本 国務相がホイットニー准将と会談し、GHQ 草案についての意見交換を行った。吉田・松本 - ホイットニー会談では、以下のような議論があった。⁴

「右ノ案中ノ前文(日本国民ノ憲法制定、旧法廃止ノ宣言)ハ憲法ノ一部ヲナスブレアンブルナルヤ否ヤ」

「然リ」

「然ラバ右前文ノ形式ハ我憲法カ天皇ノ発議ニ依リテノミ改正セラルヘキ主義ト副ハス仍テ右前文ノ趣旨ヲ天皇ヲ主体トスル表示方法ニ改ムル要アルヤト思ハル此ノ点ハ認メラルルヤ否ヤ」

「新憲法カ人民ノ発意ニ依ル旨ヲ内外ニ宣明スルハ此際必要ナリ現行憲法七十三条トノ抵触ハ別ニインペリアル、レスクリプトヲ発シ右前文ヲ附セル新憲法ノ如キ修正案ヲ発議スル旨ヲ宣明スレハ可ナルヘシ」(マ) (?)

(2)「三月二日案」から「憲法改正草案要綱」の作成まで

一連の会談の後、政府は、GHQ 草案を基に新憲法の草案を起草することとし、3月2日に日本案(三月二日案)が確定した。この「三月二日案」では、前文は、以下の理由によって削除された。⁵

交付案ノ前文モ亦其ノ日本国民ノ宣言タル形式ヲ採レル点ニ於テ現行憲法第七十三條ノ趣旨ニ抵触スルモノト觀察セサルヘカラス尚ホ現行憲法ノ前文ニハ「将来若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ継統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ」ト明言セルヲ以テ此儘ノ形式ノ前文ヲ附スルコトハ至難ナリ然レトモ右前文ノ趣旨ニ至リテハ固ヨリ賛同ニ躊躇セサルモノナルカ故ニ此ノ趣旨ノ詔書ヲ改正憲法ト同時ニ公布スルカ又ハ議會ニ於テ改正憲法ノ議決ヲ為スニ當リ之ト類似ノ形式ヲ以テ決議案ヲ上程議決シテ公表スルカ等ノ方法ニ依リテ目的ノ到達ヲ圖ルヲ可トスヘキヤト思料シ此点ニ付テハ目下考慮中ナリ

3月4日、日本側は「三月二日案」をGHQに提示した。この「三月二日案」を基に、佐藤達夫・法制局第一部長とGHQの間で逐条審議が行われ、翌日には「三月五日案」が確定し閣議決定された。この時点においては、GHQ側が前文については変更を許さないということであったため、外務省の仮訳をそのまま付することとなった。⁶

【「三月五日案」に付された前文(外務省仮訳)】

我等日本国民ハ、国民議會ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力ノ成果及此ノ国全土ニ及フ自由ノ祝福ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ惨禍ニ訪ラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、国政ハ其ノ機能ハ人民ヨリ承ケ其ノ権力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニヨリ享有セラルルヘキ神聖ナル信託ナリトノ普遍的原則ヲ基礎トセル此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト抵触スル一切ノ憲法、法律、命令及詔勅ヲ排斥及廃止ス我等ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間關係支配ノ崇高ナル理想ヲ満全ニ自覚シテ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信義トニ信倚センコトヲ決意セリ、我等ハ平和ノ維持並ニ横暴、奴隸化、压制及頑迷ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル国際社会内ニ名譽ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、我等ハ万国民等シク恐怖ト欠乏ニ虐ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ闡明ス我等ハ如何ナル国民モ単ニ自己ニ對シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道德ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、而シテ斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主權ヲ維持シ他国民トノ主權ニ基ク關係ヲ正義付ケントスル諸国民ノ義務ナリト信ス我等日本国民ハ我等ノ国民的名譽、決意及總力ヲ堵シ誓ツテ此等ノ高遠ナル主義及目的ヲ達成セントス

翌日、政府は、この「三月五日案」を基に「憲法改正草案要綱」を公表したが、前文については外務省の仮訳をそのまま付したものであったことから、

本則部分との字句の統一等を図るなど全面的に修正が加えられた。⁷

【「憲法改正草案要綱」の前文】

日本国民ハ、国会ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル代表者ヲ通ジテ行動シ、我等自身及子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力ノ成果及此ノ国全土ニ及ブ自由ノ福祉ヲ確保シ、且政府ノ行為ニ依リ再ビ戦争ノ惨禍ノ発生スルガ如キコトナカラシメンコトヲ決意ス。乃チ茲ニ国民至高意思ヲ宣言シ、国政ヲ以テ其ノ權威ハ之ヲ国民ニ承ケ、其ノ権力ハ国民ノ代表者之ヲ行使シ、其ノ利益ハ国民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリトスル基本的原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、之ト牴触スル一切ノ法令及詔勅ヲ廃止ス。

日本国民ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ、人間関係ヲ支配スル高邁ナル理想ヲ深く自覚シ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ公正ト信義ニ信倚センコトヲ期ス。日本国民ハ平和ヲ維持シ且専制、隷従、压抑及偏狭ヲ永遠ニ払拭セントスル国際社会ニ伍シテ名誉アル地位ヲ占メンコトヲ庶幾フ。我等ハ万国民均シク恐怖ト欠乏ヨリ解放セラレ、平和ノ裡ニ生存スル権利ヲ有スルコトヲ主張シ且承認ス。

我等ハ何レノ国モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニ非ズシテ、政治道徳ノ法則ハ普遍的ナルガ故ニ、之ヲ遵奉スルコトハ自国ノ主権ヲ維持シ他国トノ対等関係ヲ主張セントスル各国ノ負フベキ義務ナリト信ズ。

日本国民ハ国家ノ名誉ヲ賭シ全カヲ挙ゲテ此等ノ高遠ナル目的ヲ達成センコトヲ誓フ。

(3) 憲法の平仮名・口語体化の作業（「四月一三日草案」の作成）

「憲法改正草案要綱」の成文化の作業に当たり、法制局内部において平仮名・口語体という議論が非公式に出されていた。また、ちょうどその頃、国語の平易化運動を進めていた安藤正次、山本有三、横田喜三郎、三宅正太郎などから、内閣に対して憲法改正案についての口語化の建議があり、これが閣議で容れられ、平仮名・口語体での草案作成が行われることとなった。

憲法を平仮名・口語体とすることとした動機は、新しい憲法の内容に即応して、形式の上でもそれを民主化しようということであったが、草案の翻訳臭を少しでも消したいという気持ちもあったとのことである。⁸

草案の口語化に当たっては、法制局から作家の山本有三（有造）に原案の作成を依頼し、立案の参考とした。⁹

【山本有三による平仮名・口語体の前文】

草案 前がきの書きかえ

われら日本国民は真理と自由と平和とを愛する。われらは、われら及びわれらの子孫のためのみでなく、全世界の人類のために、これが研究と真実とに、こぞつて力をつくさんとするものであつて、かりそめにも少数の権力者によつて、ふたたび戦争にひきこまれることを欲しない。そこでわれらは、国会におけるわれらの正当なる代表者を通じて、主権が国民の意思にあることを宣言し、ここにこの憲法を制定する。そもそも一国の政治は、その国民の神聖なる信託によるものであつて、その權威は国民に由来し、その権力は国民の代表者これを行ひ、その利益は国民が受けるべきものでなければならぬ。まさしくこれは人類普遍の原理であつて、この

憲法は実にこの原理にもとづいて樹立されたものにほかならないのである。

また、文部省国語課の協力を得て、以下のような試案も作成された。¹⁰

【文部省国語課による平仮名・口語体の前文】

日本国民は、正当にえらばれた国会での代表者を通して行動し、われら自身および子孫のために諸国民との平和な協力の結果とこの国中におよぶ自由の幸福とを保ち、かつ政府がふたたび戦争を起こさないやうにすることを決心した。すなはちここに国民の最高の意思を明らかにし、政府の権威は国民からうけ、権力は国民の代表者が用ひ、利益は国民がうけるといふ原則にもとづいてこの憲法を定め、この主旨にそはしないすべての法令と詔勅をとりやめる。日本国民は永久に平和をこひねがひ人間関係を支配する高い理想をさと、われらの安全と生存を保つために世界中の平和をこのむ各国の正義を信ずることとする。日本国民は平和をたもちかつ永遠に正義を守つて行かうとする国際社会につらなつてはづかしからぬ地位を占めることをこひねがふ。われらは各国民がひとしく恐れと乏しさの無い平和のうちに生存する権利を持つことを主張し、かつ認める。政治道德の法則は普遍的であるから、これを守ることはいずれの国も単に自分の国に対してのみ責任があるばかりでなく、自分の国の主権をたもち、ほかの国との対等な関係を主張しようとする各国が、ひとしく負ふべき義務であると信ずる。

日本国民はその名誉にかけ、全力をあげて、これらの尊い目的をなしとげることを誓ふ。

4月13日、平仮名・口語体の政府草案（四月一三日草案）が確定した。同草案は、同月17日に内閣から「帝国憲法改正草案」として発表された。「四月一三日草案」では、前文は、以下のとおりとなった。¹¹

【「四月一三日草案」の前文】

日本国民は、国会における正当に選挙された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸国民との間に平和的協力を成立させ、日本国全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに国民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その利益は国民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廃止する。

日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従と圧迫と偏狭を地上から永遠に払拭しようとする国際社会に伍して、名誉ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての国の国民がひとしく恐怖と欠乏から解放され、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

我らは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ず

る。

日本国民は、国家の名誉に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

(4) 枢密院における審議

「帝国憲法改正草案」は、4月17日の発表と同時に枢密院に下付され、枢密院における審議が行われた(～6.8)。

枢密院においては、前文に関して以下のような質疑応答があった。¹²

関屋貞三郎委員 前文は憲法の一部を成すか。

松本丞治国務大臣 憲法の一部を成す。

林頼三郎委員 わが国では主権在民などという考え方は全然なかった。今日ないものがこの草案の確定によってきまることとなる。草案が確定してから、主権が国民にあることを宣言するならばわかるが、それが確定しない前に草案にそれが示されることは、おかしくはないか。

入江俊郎法制局長官 前文は天皇が発案され、こういう趣旨において改正することを決められたものである。日本国民が憲法を確定すると書いてあるが、国民の中核体が天皇である、その点では従来の考え方を変えていない。

河原俊作委員 前文に「一切の法令と詔勅を廃止する」とあるが、その法的効力は、前文自体から生ずるか第94条(現98条)によるのか。

佐藤達夫法制局次長 前文は宣言であり、法令の廃止は第94条による。

(5) 東京帝国大学憲法研究委員会の報告書

枢密院において「帝国憲法改正草案」の審議が行われていた最中、当時の東京帝国大学内に設けられていた憲法研究委員会(20名 委員長:宮沢俊義)が、南原繁総長に対して報告書を提出している。憲法研究委員会は、多数のすぐれた研究者を持つ東京帝国大学として、憲法改正の事業に貢献する責務があると考えた南原総長の発案により設けられた(1946.2.14)もので、当初、憲法改正に関し検討すべき諸問題について一般的な討議を行っていたが、3月6日に政府から「憲法改正草案要綱」が公表されると、当該草案について逐条の審議を行った。報告書では、前文等について、以下のような意見が述べられ、また、高木八尺による「憲法改正草案中主権在民の表明に関する修正意見」と題する附属書の中に具体的な案が示されている。¹³

【東京帝国大学憲法研究委員会の報告書】

《参考書類四》 憲法研究委員会報告(抄)

政府の憲法改正草案に関する意見

第一、前文、天皇及び戦争の抛棄について

- 一、前文はやや冗長に過ぎ、且つその表現も生硬の憾なしとしない。思ひ切つてこれを簡素化し、日本国民が永世に亘る平和を念願しつつ、この憲法を確定する旨を平明な言葉で宣言するに止めるを適當とする。

二、憲法は国家の基本的性格の法的表現である。従つてその構成上、最初に「総則」又は「日本国」と題する章を置き、日本国の基本的性格、その象徴その他日本国に関する一般的な規定を置くを適當とする。「天皇」の章の後に「戦争の抛棄」の章を置くは体裁の當を得たものといへない。

三、「総則」の内容は次のやうなものとするのが適當である。

- (a) 第一条は「日本国は国民の至高の総意にもとづき天皇を以てその統一の象徴とする民主平和国家である」といふやうに改める。
- (b) 第九条は日本国の世界政策の根本理念を表明するものであるから、これを「総則」に編入し、第二条とするのが適當である。その場合、その表現も日本国の平和主義的理念を積極的に表明するやうな簡潔なものに改める。(附属書第二号参照)
- (c) 日本国が単に個人の自由の保障のみを念とする夜警国家たるにとどまらず、積極的に国民の福祉と文化の昂揚を実現すべき任務を負ふことを明らかにするために、第三条に日本国の統治理念として政治的自由と並んで社会的正義の理念を掲げ、たとへば、「日本国は国民の基本的人権を尊重し、社会正義の実現を期する」といふやうに規定する。

《参考書類五の二》 附属書第二号

憲法改正草案中主権在民の表明に関する修正意見(高木委員)(抄)

前 文

君民一体なる日本国天皇及び国民は、国会により代表されたる民意に基き、我等及び我等の子孫のために、諸国家間の恒久的平和と我が全土にわたる自由との祝福を確保し、以て正義と人道とを目標とする民主的平和国家たる存立発展の基礎を鞏固ならしめんことを決意し、茲に根本的の改正を加へ、この日本国憲法を確定する。

第一章 総 則

第一条 日本国は、天皇を元首とし、又国民の総意に基くその統合の象徴とする民主的平和国家である。

第二条 日本国は、国際紛争の解決の手段として、国家主権の発動たる戦争によることを否認すべしとする世界普遍の主義に従ひ、国策の具としての武力の行使又は威嚇を永久に抛棄し、国家が陸海空軍を保持する現代の制度を廃棄する。

第三条 日本国統治の理念は、単に個人の権利及自由の保障たるに止らず、更に尚ほ人格の基本的権利の暢達、社会正義の実現及文化の向上を目的とする。

この報告書は正式に公表されることはなかったが、総長の南原繁や委員会のメンバーであった宮沢俊義、高木八尺らは、その後、貴族院議員に勅任され、日本国憲法の制定に携わることとなった。

(6) 帝国議会への憲法改正案の提出

昭和 21(1946)年 6 月 20 日、帝国憲法改正案が第 90 回帝国議会に提出された。提出時の前文は、以下のとおりであった。

【提出時の前文】

日本国民は、国会における正当に選挙された代表者を通じて、我ら自身と子孫の

ために、諸国民との間に平和的協力を成立させ、日本国全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに国民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その利益は国民がこれを受けるのであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廃止する。

日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従と圧迫と偏狭を地上から永遠に払拭しようとして努めてゐる国際社会に伍して、名誉ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての国の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から解放され、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

我らは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならぬのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

帝国憲法改正案の提案の趣旨についての説明は、6月25日の衆議院本会議において吉田茂内閣総理大臣から、また、7月1日の衆議院帝国憲法改正案委員会において金森徳次郎国務大臣からそれぞれ行われた。その中で、前文に関しては、以下の説明があった。

【前文に関する吉田内閣総理大臣及び金森国務大臣の説明】

吉田内閣総理大臣（衆・本会議 S21.6.25）（抄）

只今議題となりました「帝国憲法改正案」に付きまして御説明を申し上げます。…本改正案の基調とする所は、国民の総意が至高のものであるとの原理に依つて諸般の国家機構を定め、基本的人権を尊重して国民の自由の福祉を永久に保障し、以て民主主義政治の基礎を確立すると共に、全世界に率先して戦争を抛棄し、自由と平和を希求する世界人類の理想を国家の憲法条章に顕現するにあるのでありまして、この精神は本改正案中の前文に詳細に示されて居る所であります。

金森国務大臣（衆・帝国憲法改正案委員会 S21.7.1）（抄）

憲法の改正案に付きまして内容を申し上げたいと思ひます…先ず前文に於きましては、今回の憲法改正の目的、又改正憲法の拠つて立つ根本精神を最も強く且つ詳細に述べてあると考えて居ります。即ちその前文の最初に於きまして、日本国民は外に向つては、諸国民との間に平和的な協力を成立させ、内に於ては我が国の全土に亘つて自由の福祉を確保し、又政府の行為に依つて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意しまして、茲に国民の総意が至高なるものであることを明かに宣言を致しました。又この趣旨に依つて現在存在して居ります所の憲法を改正すると云う風に述べられてあるのであります。

次にやはり前文の一部でありまするが、この憲法は人類普遍の原理である所の民主主義の精神に立脚するものである、斯う云うことを示しました。更に又その民主

主義の原理自体は、要するに国の政治の終局の權威が国民に由来致しまして、又国の政治を擲って行う所の権力は国民の代表者がこれを行うのであります。又国の政治に依って生じますその結果たる所の幸福は、或は利益は、国民がこれを受けることにあることを明かに示して居ります。

更に又前文の中に於きましては、日本国民は徹底せる平和主義を以て、その下に於て我が国民の安全と生存とを挙げて平和愛好諸国民の公正と信義に委ねる決意を有すると云うことを宣言し、同時に又今後再び国際社会に連なって、その一員として名誉ある地位を占める日の早からんことを熱望すると云う趣旨を述べて居る訳であります。

なおこの前文に於きましては、何れの国家も自国のことのみで専一であってはならない。随てその結果として他国を無視してはならぬと云う趣旨を示し、政治、道徳の原則は何れの国家にも共通致します所の普遍的、行亘ったものであると云うことを強調致しまして、この法則に従うことは各国の責務であるとする信念を述べまして、所謂国際社会に於きましての道義的鎖国方針と云うものを退け、我が国将来の覚悟を明々白々と示して居る訳でございます。

更に又この前文の一番終いの一節に於きましては、日本国民は国家の名誉に懸け、この高遠なる主義と目的の達成の為に全力を捧げるものであると云うことを誓って居るのであります。言葉は極めて平易なる寧ろ常識的な言葉の羅列ではありませんけれども、その内容に盛込まれて居ります所は、改正憲法の本質とする所を遺憾なく示して居ると考えて居ります。

貴族院においては、8月26日の本会議において吉田首相から、また、9月2日の帝国憲法改正案特別委員会において金森國務大臣から、それぞれ同内容の説明が行われた。

(7) 帝国議会における質疑応答

帝国議会での審議では、前文の法的性格、意義、文体等について、以下のような質疑応答があった。¹⁴

【前文の法的性格について】

貴・帝国憲法改正案特別委員会 (S21.9.2)

佐々木惣一君 (無所属倶楽部) 此の憲法草案に於ける前文と言うものは、一体どう言う法的性質を持って居るものであるか。…此の前文と言うものは…上諭とは違ったものであるか。或は又此の草案の、それ自身の一つの法規であるか。第一条以下の法規と同じようにそれ自身法規と考うべきものであるか。

金森國務大臣 前文と言うものの持つて居る意義を御尋ねになりましたが、是は形式的に言えば憲法法典の内容を成すものと考えます。従って此の前文を改正する時期が参りますならば、此の憲法の予想して居るママする憲法改正の手續に依つてのみ之を果し得るものと思うのであります。併しながらそれでは何故に本文にしないで前文にしたかと言え、自ら狙い所が違って居る。前文の方は事実を記述したり、大体の方針を表明したり、中には又法的効果のあることをも規定してあります。種々なる内容を持って居りまして、純白なる法文である処の憲法法典の本文とは違いますが故に、自ら前文として特別な地位を認めたのでありまして、日本の従来の法令には斯の如き形式は蓋し稀であると思ひますけれども、物の道理に於ては斯の如くなくて支障ないものと思つて居ります。

【憲法に前文を前置する意義と必要について】

貴・帝国憲法改正案特別委員会（S21.9.9）

澤田牛麿君（同和会） 私は、此の前文を削ってしまうと云うことを政府は御考へにならないのでしょうか、其の点を伺います。抑々憲法と云うものは法規でありますから、或ことを規定する、而も所謂或ノルムを規定するのが憲法の規定である。そこで憲法に規定して居ない事項は、仮令前文でどんなに誇張して云っても何にもならない。又憲法に規定してあることであるならば、前文に云わないでも、法の条文に明かに見えて居る。だから何れから云っても、前文と云うものは必要のないものである。…前文がある為に或ことが起って来るならば、それは必要であるけれども、憲法の成文にあるならば、こんなことを何も書かないで宜い。又此の前文で以て、憲法の成文を変更する力もある訳でない。余計な手数であるから、こんなものは、御省きになった方が宜い。簡易にする為には、其の方が頗る宜いと思う。

金森国務大臣 此の憲法の前文は、条文の形は成して居りませぬけれども、形式的なる効果に於きましては条文の形を成して居る部分と同じ意義を持って居ると考えるのであります。斯様な形に於きましては、法典全体の由来とか精神、或は将来に対する理念とか云うものを表わしますことは、憲法個々の条文の解釈の上にも相当の影響を持つものでありまして、決して意義もないこととは考へて居りませぬ。又広い面から見れば、外国の事例がどうであるかと云うことは別問題と致しまして、日本の一般法律に於きましても、斯様な種類のものが欠けて居ることが、寧ろ非難せらるべき多くの要素を含んで居るのではなからうかと、斯う云う傾向もあるようでありまして、近時立法せられます所の、新しき原理を含んで居りまする法律の中に、前文の形は採って居りませぬけれども、中身に於きまして、之に似たような或理念を宣言する規定を漸次含めて行く傾向になって居ります。それ等のことを綜合して考へて見れば、此の行き方は、決して誤った方向に向って居るものではないと、斯う信じて居りますが故に、此の前文を削除する考へは毛頭持つて居りませぬ。

【前文を買っている起草態度について】

貴・帝国憲法改正案特別委員会（S21.9.9）

牧野英一君（無所属） 前文に付きまして二様の種類の疑いを申出たいと思います。先ず第一は前文全体に付て…滑かさ、豊けさ、明るさ、強さ、斯う云うようなものにどうも欠けて居るような所があると思いまするので、何とか御考へ余の余地のないものであるか…此の滑かさ、豊けさ、明るさ、強さと云う四つの分子は内容にも關係を致しまするし、又用語及び文体にも關係致す訳であります。第二に内容に付て申しますると云うと、積極的な意気込が欠けて居る。如何にも滅入った、怖ろながら世の中を歩いて居ると云うような趣きのもので、大道を闊歩すると云う気魄、勢いと云うものが見えないと云うのを私としては残念に思います…其の強さの欠けて居り、明るさの欠けて居ると云うものを分析致しますると云うと二つになろうかと思ひます。

第一は此の中に文化的と言う要素がどうしても欠けて居りはしますまいか。…例へば此の憲法に依って福祉を国民が享受すると云う意味合の程度に止まって、福祉其のものを積極的に発展すると云う所が少し鮮かに言い表されたら如何なものでございましょうか。…文化と云うことは、自然に対する人間の働き掛けに依って成立するもので…それは認識、創作及び技術の三つに分れて考へることが出来る。…我々の認識、即ち學問を進める、創作、藝術、此の初めの工夫を進める、そしてそれ

を学問と創作とを技術に依って巧妙に結び付ける、実現する、斯う云う三つの働きを示すことが此の前文に出て居りませぬ。要するに十八世紀から十九世紀の憲法の自由を欲すると云う程度のものに過ぎないように思われます…。

同時に此の文化的なるものを以て能動的に働くと申しましようか、国際的に進んで貢献をすると、斯う云う意気込が此の前文には欠けて居ると云うことが言われるのではありますまいか。…自国のことのみ専念して、他国を無視してはならないのであって、と云う程度であって、進んで文化的に他国に対して働き掛ける、寄与を明かにすると云う意味がどうも十分でないように思います…。

金森國務大臣 御尋ねの此の憲法が文化的な要素を十分に含んで居ないのではないかと云う御趣旨でありましたが、…私は此の憲法は大きい意味から言えば、全部広い意味の文化的なる国家の再建を願望して居るのである、各種の規定がそれに付てないことは、即ち全部の規定がそれを目懸けて猪突して居る趣旨である…。併しながら個々の点に付て、積極的に…認識と創作技術と云うものの組合せに依って人類が活動して行く面に付ての規定がないと言う直接の部面に付きましては、…此の憲法は国の政治と言うものを飽迄中心として規定せむとして居るのでありまして、個人が個人として其の望む所の人間的発展を遂げて行くと云う部分に付きましては、固より政治の狙い所として、此の憲法が影響を持って居りますけれども、直接にはそれを内包しないと云う建前と説明して宜いものではないかと考えて居ります…。

国際的に、例えば文化の交流を積極的に意識して行くと云うような、色々な方面に於きまして進みますことは、前文の中に於きましては国際道義の見地に於て、或程度の謂わば片鱗とも云うべきものが、其の点に於て示されて居ります。而して本文自身は、是は一国の基本的政治組織の規定であります故に、其の渉外関係に付きまして特に多くを規定して居りませぬ。…此の憲法自身が建前と致しまして、…派手な行き方をして居りませぬ。日本の色々な立場を考えて、又東洋的な気持の現れと申しまするか、言葉少くして含蓄多く行こうと、大言壮語せずして、云えば必ず実行すると云う立場を執って行こうと云う建前であります故に、露骨なる言葉を使って居ない、又それが一つの理由ある行き方ではないかと考えて居る次第であります。

【前文の叙述について】

衆・本会議 (S21.6.26)

鈴木義男君(日本社会党) 憲法の前文は、何処の国でもその憲法を制定するに至った由来、或はこれを闘いといったと云う誇りを叙して、簡潔莊重にその重要性を宣言するのが普通であります。随て文章としても明朗闊達、金玉の文字であります。一読身の引緊まるの感ずるのが普通であります。然るに今回御提案の憲法前文、…之を読みますると、洵に冗漫であり、切れるかと思えば続き、源氏物語の法律版を読むが如き感がある。(拍手)極端に申せば、泣くが如く、訴うるが如く、嬾々として尽きざること縷の如しと言いたい。一抹の哀調すら漂って居るように感ずるのであります。(拍手)これ果して経国の大文字と言うことが出来るでありますやうか、私共は現在に生きてこの文字の成立由来を感得致して居りますから、聊か了解する所がありまするが、後世子孫がこれを読みまする時、如何なる印象を受けるでありますやうか。(拍手)

事は我が国の再出発であります。もっと明朗、もっと積極的であっても宜しいのではないかと信じます。何よりも先ず普通の我々の言葉らしい日本文に改作せられ

んことを希望するものであります。所謂不磨の大典の前文としては冗漫に過ぎます。牛の涎式である、泣き言の臭いがする。これは遺憾なことであります。(拍手)政府は簡潔、莊重、典雅、千鈞の大文字に改められる御意思はありませぬか、御伺いを致します。(拍手)

金森國務大臣 前文が典雅な文章でない、冗長であると言う御示しになって居ります。私共はその御考えに毫も今抗弁をする考えは持って居りませぬ。併し私共の気持を素直に言わして戴きまするならば、現在の日本は色々な意味に於て人心の轉換期にある訳でありまして、言わなければ分らない。先程憲法は国民の經典にすべきであると仰せられましたが、それと同じ気持に於きまして、必要な事項は、長くとも、又諄々しくとも、能く分るように書くことが適切である。その故に前文の中に相当長い叙述を加えたのであります。文書の善悪等は又別の観点から来ることでありまして、これは今省略させて戴きます。

【前文の草案における翻訳調について】

衆・帝国憲法改正案委員会(S21.7.13)

原健三郎君(日本自由党) 一体物は比較して見ないとはいっきり分らないものであります。この憲法草案だけを読んで居りますと、文章は拙いと云ってもどれ程拙いのか、どれ程立派なのか分らないのであります。英文と比較して見ますと、非常にはっきりするのであります。英文憲法は、非常に流暢で意味が能く分る。蓋し名文であります。然るに、この日本語の所謂憲法草案は洵に御粗末で、中学生の英文和訳の如き感のある箇所が随所にあるのであります。一言にして尽すならば、蓋し悪文であります。私は斯う云う悪文の草案を後世に残すことは甚だ恥辱とするものであります。

この頃金森國務相の熱誠溢るる御答弁には洵に敬意を表して居るのであります。若しこの草案が金森國務大臣の熱誠を以て作られたものであったならば、恐らく斯う云う悪文には私はならなかつたであろうと思つてこの点を甚だ遺憾に思つてあります。この点この草案が 私は内容を言つて居るのではありませぬ、文章を言つて居るのであります。これが不磨の大典として恥じない意味に於て、どう云う風に御考えであるか、一つはっきり御聴きしたいのであります。

金森國務大臣 甚だ答弁に困難なる御質疑を戴きましたが、私はこの憲法が、一國の考へて居る法律秩序の内容を明かにするには適して居るだけの言葉を持って居ると思つて居ります。併しながら、これに磨きを掛け、美文に致しまするには、なお色々な考へ方が存在し得るものと信じて居ります。

原健三郎君(日本自由党) 私の御聴きしたいのは、その美文に磨きを掛けることに対して、政府は積極的にその熱意が有らうかどうかと云うことを、もう一度御聴き致したいと思つて居ります。

金森國務大臣 議会在この憲法の改正案を如何に御審議になりますかは、これは議会の自由に置かれて居ることと考へて居ります。併しこれを提出致しました立場の私と致しましては、この憲法が色々な事情からして、相当の早い時期に実施されることを願つて居りますが故に、願わくばその趣旨と背馳せざるやうに御協力を願つて居ります。

(8) 帝国議会における修正 (日本国憲法の成立)

憲法草案は、帝国議会における審議の結果、衆議院及び貴族院においてそれぞれ修正が施された。前文については、以下のように修正がなされた。

【衆議院における修正】

政府提出の原案	衆議院による修正
<p>日本国民は、国会における正当に選挙された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸国民との間に平和的協力を成立させ、日本国全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに国民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その利益は国民がこれを受けるのであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廃止する。</p> <p>日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従と圧迫と偏狭を地上から永遠に払拭しようと努めてゐる国際社会に伍して、名誉ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての国の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から解放され、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>我らは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならぬのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとられらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行動によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会に伍して、名誉ある地位を占めたいものと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>

【貴族院における修正】

衆議院による修正	貴族院による修正（現行の前文）
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行動によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会に伍して、名誉ある地位を占めたいものと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>

なお、貴族院においては、特別委員会の採決（S21.10.3）に先立ち、子爵三島通陽委員（研究会）の動議によって、委員会における審議の中で数名の

委員から提起された前文の修正案を速記録に掲載する旨の議決がなされた。

【牧野英一委員（無所属倶楽部）による前文の修正案】

前文修正試案

- 一、例外として、或場合には文脈上文語体に依る。特に口語体に依ることが法文の莊重性に影響あるものと考えられる場合においてしかり。
- 一、成るべく英語と衆議院の修正とを尊重する。
- 一、成るべく漢字制限の趣旨に従う。
- 一、内容として、民主的、平和的、社会的及び文化的の四要素を盛り容れる。

日本国憲法

われら日本国民は、正当に選挙せられた国会における代表者を通じて、ここに、主権が国民に存することを宣言し、わが憲法を改正する。われらは、われらとわれらの子孫とのために、諸国民との協和による成果とわが国全土にわたつて自由のもたらず恵沢とを確保し、政府の手によつて再び戦争の惨禍が発生することのないやうにすることを決意する。そもそも、国政は、国民の特に貴重な信託にかかるものであり、その権威は国民に出づるものであり、国民の代表者がその権能を行使し、国民がその福利を受ける。これは、実に、人類に共通な原則である。われらは、この憲法によつて、これに反する一切の詔勅と法令とを廃止する。

われら日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠にしてまた現に人類を指導し鼓舞しつつある理想を十分に自覚し、われらの安全と生存とを挙げて、平和を愛する諸国民の正義とし信義とするところに委ねる。われらは、国際社会が、平和を保持し、専制と隷従とを、また、压抑と頑迷とを永遠に地上から除去しようとする間に伍して名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、およそ地上にある人人が、すべて、ひとしく恐怖と欠乏とに悩まされることなく、平和と安全とのうちに生活する権利を有することを固く信ずる。

われら日本国民は、かくして、戦争を否定する。われらは、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、武力をもつて国際紛争を解決する手段となすことは、永久にこれを断念する。

われら日本国民は、わが国に社会的正義を普ねからしめむことを期する。国民は、各、人としてその人格において尊重せらるべく、基本的人権において平等に保障せらるべく、特に男女は同等の権利を享有せねばならぬ。同時に、国民は、内、その家族生活においては敬愛協力の精神をもつて、外その社会生活においては信義誠実の原則に基づき、相共に、その地位に応じ、その職能に従つて、各、公共の福祉のために、その全力を尽くす義務を負担する。国は、これに対応して、国民の各自に、その生存を完うせしめ、国政上、国民生活を、社会的に衡平ならしめ、経済的に豊富ならしめねばならぬ。

これと共に、われら日本国民は、文化のためにその全力を尽くさむことを決意する。われらは、われらの生活を物質的に充実すると共に、われらの日常を文化的に向上せしめ、学問と芸術と技術との各方面にわたつて、その自由を尊重し、その発達を進めることにより、われらの受くべき福祉を精神的にも豊かならしめねばならぬ。更に、われらは、われらのかやうな努力をもつて、進んで、世界文化のため、国際社会に対し寄与するところあらむことを期する。

われらは、いづれの国家も、自己に対してのみ責任を感じるに止まるべきものでないことを信じ、政治道德の諸原則は普遍的なものであることを信じ、その諸原則に従ふことは、自国の主権を保持し、他の国家と対等関係に立たうとする各国の責務であることを信ずる。

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げ、確固たる決意をもつて、この遠大崇高の目的を達成せむことを誓ふ。

【大谷正男委員（研究会）による前文の修正案】

前文修正試案

われら日本国民は、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、正当に選挙せられた国会における代表者を通じて、ここに国民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する…（略）…われらは、これに反する一切の法令及び詔勅を排除する。

……………（略）

……………（略）

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成し、世界人類の平和と福祉に貢献することを誓ふ。

右ノ如ク前文ヲ改ムルト共ニ一方、公布ニ当リ発セラルベキ上諭文中ニ此改正憲法ヲ天皇ガ一般国民ト共ニ尊重擁護スル旨ヲ明示セラレンコトヲ望ム

（附記）第九十五条「天皇……擁護スル義務ヲ負フ」ノ一条削除希望

【高柳賢三委員（研究会）による前文の修正案】

日本憲法改正案中前文の字句修正に関する提案

われら日本国民は、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和によつてもたらされる成果と、わが全国土にわたる自由の恵沢とを確保し、政府の行動によつて将来再び戦争の惨禍を発生せしめないことを決意して、正式に選挙せられた国会における代表者を通じ、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託に基き、その権限は国民に由来し、その権能は国民の代表者これを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であつて、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除し、これを廃止する。

われらは、世界永遠の平和を念願し、人間相互の関係を支配すべき崇高な理想を深く自覚して、平和を愛する諸国民の公正と信義とに信頼して、われらの安全と生存とを保持しようとして決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭とを永久に地上から除去することを目標とし、これに向つて精進する国際社会において、名誉ある地位を占めることを希求する。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利あることを承認する。

われらは、いづれの国民も、自国に対してのみ責任を負ふものでなく、政治道徳の法則の、普遍的なものであることを信ずる。又いやしくも自国の主権を維持し、主権国として、他国と対等関係に立たうとする国民は、みなこの法則を守らねばならぬことを信ずるものである。

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、全国力をあげて、この崇高な理想と目的との達成につとむべきことを誓ふ。

【山本有造委員（無所属倶楽部）による前文の修正案】

改正憲法前書きの試案

われら日本国民は、われらの正当な代表者である国会を通じて、こゝに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも一国の政治は、国民の信頼と委任とによる神聖な行為であつて、その権威は国民に由来し、その権能は国民の代表者これを行使し、その福利は国民がこれを受けるべきものである。これは人類共通の原理であつて、この憲法は、実にこの原理にもとづくものである。従つてわれらは、これに反する一切の法令と詔勅とを排除する。

われら日本国民は、真理と自由と平和とを愛する。われらは、これが探求と実現（と確保）とに、こぞつて力をつくさんとするものである。すなはち、人権を重んじ、個性を尊び、人々をして、働くことに喜びを感じしめ、さらに社会正義に立脚して、国民生活の安定と向上とにつとめ、公共の福利をはかり、信教、言論、集会の自由を認め、学問、芸術および技術を尊重し、とりわけ教育に心を用ゐんとするものである。われらは、これをつらぬくに愛を以てし、これを全うするに努力を以てし、世界に恥ぢない文化国家を建設しなければならない。これは、ひとりわれらとわれらの子孫とのためのみでなく、世界人類のために貢献しようとする、われらの念願にほかならない。

われら日本国民は、戦争を憎み、戦争を否認する。故にみづから進んで武器を捨て、国際間の紛争に武力を用ゐないことを言明する。われらは、これに喜びと誇りとを感ずると同時に、われらの安寧と生存とに関しては、平和を愛する世界各国の公正と信義とに信頼する。およそ地上にある人は、いかなる人であらうとも、恐怖と欠乏とに悩まされることなく、やすらかに生活する権利があると確信する。われらは、この確信のもとに、世界の諸国民と協力して、平和と人道とのために、すべてをさげんとするものである。

われら日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて、これらの高遠な理想と目的とを達成することを誓ふ。

¹ 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程 原文と翻訳』（1972年）有斐閣 242・243ページ

² 同 248 - 253ページ

³ 同 266 - 269ページ（日本文は〔新訳〕との表記がある。）

⁴ 佐藤達夫著（佐藤功補訂）『日本国憲法成立史 第三巻』（1994年）有斐閣 62ページ

⁵ 同 93ページ

⁶ 同 106、110及び163ページ

⁷ 同 177及び188・189ページ

⁸ 同 274・275ページ

⁹ 同 275ページ

¹⁰ 同 276・277ページ

¹¹ 同 336ページ

¹² 同 390・391ページ

¹³ 我妻栄「知られざる憲法討議 - 制定時における東京帝国大学憲法研究委員会報告書をめぐって -」（憲法問題研究会編『憲法と私たち』（1963年）岩波新書） 26 - 73ページ

¹⁴ 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録 第一巻』（1962年）有斐閣 336 - 392ページ

．日本国憲法前文について憲法調査会で表明された意見

衆議院憲法調査会に出席した委員、参考人等から、日本国憲法の前文について表明された意見の主なものは、以下のとおりである。なお、それぞれの発言は、会議録から抜粋した上で、発言内容の重複する箇所、接続語、語尾その他について、発言者の意図を違えない範囲で削除するなどしたものである。

国立国会図書館の会議録検索システムにより「前文」をキーワードに検索を行い、抽出された発言の中から、前文の体裁、内容等に触れているものについて収録した。

憲法調査会における憲法前文についての主な発言一覧

1.出席委員からの発言(五十音順)

発 言 者(発言時の所属会派)	国会回次-年月日	ページ
赤 松 正 雄君(公明党)	156-H15.1.30	40
安 倍 晋 三君(自由民主党)	147-H12.5.11	40
井 上 喜 一君(保守新党)	156-H15.1.30	40
伊 藤 公 介君(自由民主党)	153-H13.12.6	40
伊 藤 茂君(社会民主党・市民連合)	147-H12.2.17	40
石 田 勝 之君(公明党・改革クラブ)	147-H12.2.24	41
	147-H12.4.27	41
今 川 正 美君(社会民主党・市民連合)	156-H15.4.3(安国小)	41
岩 國 哲 人君(民主党)	147-H12.5.11	41
宇田川 芳 雄君(21世紀クラブ)	153-H13.11.29	42
大 出 彰君(民主党)	153-H13.12.6	42
太 田 昭 宏君(公明党)	151-H13.6.14	42
金 子 哲 夫君(社会民主党・市民連合)	149-H12.8.3	42
	153-H13.12.6	43
	155-H14.12.9(福岡)	43
	156-H15.1.30	43
	156-H15.4.17	44
北 川 れん子君(社会民主党・市民連合)	154-H14.7.25	44
小 泉 純一郎君(自由民主党)	147-H12.5.11	45
近 藤 基 彦君(21世紀クラブ)	150-H12.10.12	45
斉 藤 鉄 夫君(公明党)	153-H13.11.26(名古屋)	45
	156-H15.3.6	45
塩 田 晋君(自由党)	151-H13.6.14	46
首 藤 信 彦君(民主党)	154-H14.4.25	46
	156-H15.3.27	46
	156-H15.4.3(安国小)	46
杉 浦 正 健君(自由民主党)	147-H12.3.9	47
仙 谷 由 人君(民主党)	147-H12.4.27	47
高 市 早 苗君(自由民主党)	147-H12.4.27	47
	150-H12.9.28	48

中 川 昭 一君 (自由民主党)	147-H12.5.11	48
	151-H13.6.4	48
	153-H13.10.25	48
中 川 正 春君 (民主党)	154-H14.4.25	48
中 村 哲 治君 (民主党)	154-H14.5.9 (国際小)	49
中 山 正 暉君 (自由民主党)	153-H13.12.6	49
葉 梨 信 行君 (自由民主党)	154-H14.7.25	49
鳩 山 邦 夫君 (自由民主党)	150-H12.10.26	49
春 名 真 章君 (日本共産党)	150-H12.12.21	49
	151-H13.2.8	50
	153-H13.11.26(名古屋)	50
	154-H14.4.22 (沖縄)	50
平 井 卓 也君 (自由民主党)	154-H14.5.9 (国際小)	50
平 沼 赳 夫君 (自由民主党)	147-H12.5.11	50
二 見 伸 明君 (自由党)	147-H12.3.23	51
船 田 元君 (自由民主党)	147-H12.4.27	51
保 利 耕 輔君 (自由民主党)	150-H12.10.12	51
細 川 律 夫君 (民主党)	153-H13.11.29	51
松 沢 成 文君 (民主党)	147-H12.4.27	52
森 岡 正 宏君 (自由民主党)	153-H13.11.29	52
山 口 富 男君 (日本共産党)	150-H12.10.26	52
	150-H12.12.7	53
	154-H14.4.25	53
山 田 敏 雅君 (民主党)	153-H13.12.6	53
	154-H14.7.25	53
山 花 郁 夫君 (民主党・無所属クラブ)	150-H12.10.26	54

2. 参考人等からの発言(五十音順)

発 言 者	国会回次-年月日	ページ
青 山 武 憲君 (日本大学法学部教授)	147-H12.2.24	54
石 原 慎太郎君 (東京都知事)	150-H12.11.30	54
石 村 善 治君 (福岡大学名誉教授・元長崎県立大学学長)	155-H14.12.9 (福岡)	54
市 村 真 一君 (財団法人国際東アジア研究センター所長)	150-H12.10.26	55
浦 部 法 穂君 (神戸大学副学長・大学院法学研究科教授)	151-H13.6.4 (神戸)	55
大 沼 保 昭君 (東京大学教授)	153-H13.10.25	55
小 田 実君 (作家)	150-H12.9.28	56
小田中 聰 樹君 (専修大学法学部教授・東北大学名誉教授)	151-H13.4.16 (仙台)	56
貝 原 俊 民君 (兵庫県知事)	151-H13.6.4 (神戸)	56
小久保 正 雄君 (兵庫県北淡町長)	151-H13.6.4 (神戸)	56
後 藤 好 成君 (弁護士)	155-H14.12.9 (福岡)	57
小 林 武君 (南山大学教授・法学博士)	150-H12.11.9	57
田 口 富久治君 (名古屋大学名誉教授)	153-H13.11.26(名古屋)	57
田 中 明 彦君 (東京大学大学院情報学環教授)	150-H12.9.28	57
田 中 英 道君 (東北大学文学部教授)	151-H13.4.16 (仙台)	58
塚 本 英 樹君 (会社経営)	151-H13.6.4 (神戸)	58
西 英 子君 (主婦)	153-H13.11.26(名古屋)	58

野原清嗣君(岐阜県立高等学校教諭)	153-H13.11.29(名古屋)	58
松井芳郎君(名古屋大学大学院法学研究科教授)	154-H14.2.28(国際小)	58
武者小路公秀君(中部大学中部高等学術研究所所長)	153-H13.11.29	59
八木秀次君(高崎経済大学助教授)	154-H14.7.4(政治小)	59
山内徳信君(平和憲法・地方自治問題研究所主宰)	154-H14.4.22(沖縄)	59

1. 出席委員からの発言（五十音順）

赤 松 正 雄君（公明）

...昨年12月18日に、明石康さんを座長とする国際平和協力懇談会が報告書を出されました。その中で、指摘、提言が極めて注目をされます。...その中で、「憲法の前文を流れる積極的な平和主義や国際主義を思い起こす必要があると同時に、国際平和に寄与しようとする国民の願望が、ともすると抽象的・観念的なものになりがちであったことを踏まえ、それを現実のものとする意欲を新たに、工夫をこらすために、国民的な議論を展開すべきであろう。」こういうふうに述べていますが、私たちは全くこれに同感をいたします。

第156回国会 第1号 - p.5 H15.1.30

安 倍 晋 三君（自民）

...憲法の前文でございますが、この憲法の前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」こういうふうにあるわけであり、では、この「平和を愛する諸国民」というのは一体だれなんだということですが、例えば、国連の常任理事国...は、この戦後50数年間、すべて戦争をしているわけで...そういう意味においては、この前文は全く白々しい文であると言わざるを得ない...

そしてまた、この前文によって、私どもの中に安全保障という観念がすっぽりと抜け落ちてしまっていると言わざるを得ないのではないか...

第147回国会 第9号 - p.16 H12.5.11

井 上 喜 一君（保守新党）

私は、憲法制定当時、あるいは憲法そのものに、当時の占領軍の占領政策が色濃く反映した部分がありますけれども、憲法9条あるいは前文なんかはその典型的なものだということに考えます。当時、我が国は戦争に負けまして、これからどう復興していくかというようなことが中心でありまして、国際関係とは余り直接に関与をしない状況におったわけでございます。

第156回国会 第1号 - p.9 H15.1.30

伊 藤 公 介君（自民）

...前文について、私たちがこれから21世紀の新しい憲法を想定したときに、今の前文をどう我々が考えるかということは非常に大きな一つのテーマだと思います。

第153回国会 第5号 - p.7 H13.12.6

伊 藤 茂君（社民）

...改憲の動きの戦略的な目標...は憲法前文と9条の平和主義を変更しようとする事に置かれている...

...日本国憲法の理念は21世紀への先見性を持っている...（我々は、）希望のある21世紀時代を構想し、あすを語る大きな責任を持っております。それを、日本国憲法の理念と

目標を堅持し、具体化する方向で進めることが必要だと思います。

一つだけ例を挙げれば、欧州でのパリ憲章や OSCE、全欧安保協力機構と同じような平和のテーブルをアジアにつくるために、憲法前文と 9 条の立場で積極的な行動を展開すべきであります。

第 147 回国会 第 2 号 - p.3 H12.2.17

石 田 勝 之君（明改）

...日本国憲法は、当時の政治経済に関する思想的諸潮流をかなり色濃く反映したものだと言われている...前文についていえば、米国憲法の前文やリンカーンの演説...、1943 年の米英ソの三首脳によるテヘラン宣言や、1941 年の米英首脳による大西洋憲章の言葉を参考にしているとも指摘されているわけでありまして、また、GHQ のスタッフはかなりニューディール政策の影響を受けたとも言われているわけでありまして、さらに国連の成立、これは 1945 年の 10 月であります、それに対する新鮮な期待を大きく意識して書かれていることは、間違いない...。

第 147 回国会 第 3 号 - p.12 H12.2.24

...冷静に考えてみますと、日本国憲法の全 103 条のうち、改憲派と言われる方々が問題にしているのはせいぜい数条であると私は思います。90%以上の条文については、改憲、護憲派問わず合意ができていないんじゃないか。憲法前文についてもほとんどの人が賛成をしているんじゃないか。...国内的に言えば、戦後 50 年を経て、憲法前文や憲法 9 条が目指した、平和憲法を意図するところは国民的コンセンサスが得られているわけでありまして、この日本国憲法全体を大きく変えるような大改正は必要でないことは明らかであろう...。

第 147 回国会 第 8 号 - p.12 H12.4.27

今 川 正 美君（社民）

これからの国際秩序のあり方は、国連が唯一の警察官であるべきであって、そのために、各国は計画的に軍備を放棄する、最終的には、...申し上げたような構想が現実となったとき初めて、自衛隊をどうするかということも含めて、日本の人的な貢献と申しますかができるようになる、可能になるのではないかと私は思うのだけれども、これも歴代政府の、内閣法制局も含む統一見解なり、我が党の見解を踏み越えるところです。...

いずれにしても、私は、...歴史の教訓にもっと忠実でありたいし、これ以上アメリカの露骨な言い方をしなすと従属国に甘んじるのか、それとも、平和国家としての先見性を示して行動することによって、まさしく憲法前文にある国際社会で名実ともに名誉ある地位を占めようとするのが今問われているのではないかと考えております...

第 156 回国会 安国小第 3 号 - p.11 H15.4.3

岩 國 哲 人君（民主）

...（憲法前文が）日本人のお手本になるような日本語になっておるか、そういう目で見直したら、随分おかしなところがあります。...「諸国民の公正と信義に信頼して、」こんな日本語がどこにありますか。国語の先生がいけないと言っている日本語を憲法が使ってい

る。これも恥ずかしいことではないかと思えます。至るところ、英語から翻訳されたようなところがたくさんあり過ぎます。これは我々が誇りを持ってない理由の一つです。...それから、「信義に信頼して、」こういう憲法の前文でありますけれども、日本のために、これから例えば50年間、信義と誠実をいつまでも持ち続けてくれる友好国がどこにありますか。...他国を信頼するというよりも、自国民をむしろ信頼すべきではないかと思えます。

第147回国会 第9号 - p.18~19 H12.5.11

宇田川芳雄君(21クラブ)

...武者小路先生の、和をもってとうとしとなすという、まさに聖徳太子の言葉を引用されて平和理論を展開され、平和憲法というものを表現されたことは、まことに的確な表現だと思って、本当にうまいことおっしゃるなと思って敬服をしていたわけです。確かに、日本国憲法の前文の中には、読み上げるまでもないのですが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」これはまさに和の精神そのものだと思うのです。

しかし、考えてみれば、...、もうずっと地域紛争というのは事欠くことがなかったような気がするのですね。

そうしますと、まさに崇高な理想的な法文ではあるのですが、この和の精神だけではなかなか、日本の国が世界に伍してやっていくことは困難じゃないか、果たして性善説だけでこれからの国家をしっかりと守り育てることができるのだろうかという心配が今出てきているところだと思うのです。...

第153回国会 第4号(その1) - p.15 H13.11.29

大出 彰君(民主)

主権者である国民が自由を謳歌できるとしても、その前提として平和のうちに生存できなければ、その自由は画餅と化してしまいます。その意味で、現行憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という規定は、人間の安全保障政策とともに、その権利の内実を発展させなければならないと考えます。

第153回国会 第5号 - p.16 H13.12.6

太田 昭宏君(公明)

...国際主義ということはいいいのですが、しかしナショナルアイデンティティーの欠如ということが今大きな課題になっているんだというふうに思っております。その意味で、前文と第1章の天皇、そして第1条の天皇と主権在民というあたりをもっと掘り下げた思想的な論議というものがこの憲法調査会では行われるべきであろう...

第151回国会 第7号(その1) - p.4 H13.6.14

金子 哲夫君(社民)

...21世紀は、戦争の世紀から、核兵器も戦争もない平和な世紀にしなければならないと

というのが世界の共通の願いであります。...平和の世紀への声なき伝言にしっかりとこたえて、...戦争も核兵器もない21世紀をつくるためにこそ、今の日本国憲法やその中に盛り込まれている前文、第9条こそが大切な役割を果たしていくのではないかと...

第149回国会 第1号 - p.7 H12.8.3

...今153臨時国会の冒頭に行われた小泉首相の所信表明演説です。その所信表明演説で、小泉首相は憲法前文を引用し、これをいわば小泉流に解釈して、世界人類の平和と自由を守るために、国際協調の精神のもとで、我が国としても全力を挙げてこの難局に立ち向かうとの決意を明らかにしています。

しかし、憲法前文は小泉さん流の解釈を許してはおりません。憲法前文は、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」そして、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とうたっております。憲法前文が示す名誉ある地位を占める方法は、平和の維持であり、小泉流解釈に示す軍事的支援でないことは自明であります。

第153回国会 第5号 - p.4 H13.12.6

...今また、例えば従軍慰安婦の問題とかさまざまな形になっておりますけれども、残念ながら、戦争というものが一たび起きたときに、そういうことに対して、真の意味の国民の生命や財産を守ることが本当にできるだろうか。やはり私は、平和のうちに生存することによってのみ、国民の生命や財産を守る、そのための努力というものがこの憲法の前文と9条ではないかという思いを持っております。

第155回国会 第4号(その2) - p.18 H14.12.9(福岡地方公聴会)

...憲法は、前文において、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とし、我が国のみならず、全世界の人々が平和のうちに生存する権利を持っていることを確認しています。さらに、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と決意しています。

この憲法の前文は極めて重要です。...国連中心主義に名をかりて、国連任せになるようなことがあってはなりません。さきに引用しましたように、国家の名誉にかけて、全力を挙げて崇高な理想と目的を達成するという憲法前文に示された決意をどのように実行し、そして平和的な国際社会をつくり上げるのか、まさにそのための主体的な努力を尽くすことが重要であります。国連中心主義といえども、このような憲法の理念や決意としっかり結びついたものでなければならぬことは当然のことです。

第156回国会 第1号 - p.8 H15.1.30

...憲法の前文の中に、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というのが憲法の中に明確にうたわれておりますけれども、テロに対する対策ということについては、今、武力を中心にしてその問題を解

決しようということが強調をされておりますけれども、決してこのことによってテロを世界から撲滅することはできないのではないかと。基本的には、やはり、この前文にもうたわれているような、いわば貧困の問題、格差の問題、こうした経済的な多くの側面があるということをもう一度改めて思い直していく必要があるのではないかと。その解決なくしてテロの問題を解決することはできないということであると思います。...やはり、...経済的な貧困の問題を全力を挙げて解決していく。また、それが我が国がとるべき最も、この憲法の前文にうたわれた、人間の安全保障という言葉が今言われておりますけれども、そういう側面に立てば、そのことを強調して、そのことに我が国が全力を挙げるということの方がはるかに、憲法との関係の中にあってもやはり当然のこととしているというふうに思います。...今、ODAの見直しなど言われておりますけれども、しかし、我が国はもっと積極的に、この側面、平和憲法を持つ、人間の安全保障ということを主張する我が国としての立場からいえば、むしろ、ODAとか経済援助というものに対してもっと積極的な役割を果たしていくことが、今、国際社会の中で求められているのではないかとということをお願いしたいと思います。

第 156 回国会 第 6 号 - p.6 H15.4.17

憲法が施行されて 56 回目の憲法記念日を迎えますが、改めて、日本国憲法がうたう平和主義の重要性を強調したいと思います。...日本国憲法は、その前文で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」としていますが、これは、各国家だけではなくその国々の平和を愛する国民の世論にも依拠するというものであり、今回世界で起きた反戦、平和の大きなうねりこそが、我が国が依拠すべき世界平和への力であることを示したものとと言えます。

既に、国連は、テロなど国際的犯罪を裁くために、国際刑事裁判所を昨年 6 月に設立しました。当初、非常に熱心に設立を訴えてきた我が国が、今日極めて消極的な立場をとっていますが、本来、我が国こそが国際刑事裁判所や国際的な法の支配を強化、発展させていくための非軍事的分野における中心的役割を果たすべきであります。同時に、あらゆる国々と協力して、テロの温床となる貧困、飢餓、圧制、隷従という状況を克服することこそ、憲法前文の精神を生かす我が国外交の柱とならなければなりません。

第 156 回国会 第 6 号 - p.12 H15.4.17

北川れん子君（社民）

帝国憲法改正案を審議した衆議院の委員会において、当時の国務大臣である金森徳次郎は、1946 年 7 月 1 日、政府案の趣旨説明においても明白でありました。すなわち、憲法の前文は、日本が当時の時代認識を背景に国際連合を基礎とする国際社会秩序に依拠すべきことを宣言し、道義的鎖国方針を退けたのであります。

憲法前文の審議にありまして、1946 年 7 月 27 日の衆議院小委員会第 3 回において、北川れん子委員は、前文に関連し、「人種的偏見ノ打破、移民ノ自由ト云フモノヲ入レテモ宜イ」と述べ、これを受けて芦田均委員は、前文に「良イ文字ヲ使ツテ入レレバ、却テサウ云フコトモ含マレテ、面白味モ出テ来ルノデハナイカト思ヒマス」と応じています。

すなわち、衆議院小委員会は、前文が難民保護、より広くは移民の自由の趣旨を含むものであることを自覚していたと思います。

ところで、日本の難民政策はどのように評価されているのでしょうか。憲法前文が退けたはずの鎖国方針となっているのではないのでしょうか。また、専制と隷従、圧迫と偏狭の本国を脱出し、恐怖と欠乏から免れようとしている難民を庇護することを拒否し、難民の平和のうちに生存する権利を否定してはいないのでしょうか。難民を受け入れないという国民的合意があるかのように論じる者もおりますが、そこで言うところの国民的合意とはいかなるものでありましょか。仮に明文化された国民的合意があるとすれば、それは憲法においてほかに存在しないのではないかと考えております。上述するとおり、憲法は、全世界の国民の平和的生存権を確認しており、憲法は、本国での迫害を逃れてきた難民を庇護することが日本の責務であると規定しているわけです。

第 154 回国会 第 5 号 (その 1) - p.11 H14.7.25

小 泉 純一郎君 (自民)

...この戦後憲法は、二度と戦争を起こしてはいけないという反省から生まれ...戦争を起こさない大事な方針の一つに、国際協調があると思います。...だからこそ憲法の前文で、日本は国際社会の中で名誉ある地位を占めたいと思うと高らかにうたったわけでありま。...国際協調の中で平和を保っていくんだということを考えるならば、ある場合においては、国際社会で日本が、嫌がる仕事でも、きつい仕事でも、危険な仕事でも、せざるを得ないような立場もあるんだということを考えることも私は必要ではないかなと思います。

第 147 回国会 第 9 号 - p.14 H12.5.11

近 藤 基 彦君 (21 クラブ)

...(憲法前文は、)精神的な部分で、...大変高邁な、いわば理想的な、...ユートピア的な前文かなという気もいたしますし、また、日本の憲法であるにもかかわらず、世界観的な平和主義を掲げて、あらゆる人種を愛せよという文言やに見受けられるわけでありま。...

第 150 回国会 第 2 号 - p.13 H12.10.12

斉 藤 鉄 夫君 (公明)

私の個人的な意見ですが、その当否はともかくとして、今の日本国憲法は、その前文と第 9 条はそれなりに論理的な整合性があり、一つの理想像を示している。ただ、これが現実と合わない。その現実と理想のギャップに子供たちが悩んでいるのではないかな、このように私自身は思っております...

第 153 回国会 第 4 号 (その 2) - p.13 H13.11.26 (名古屋地方公聴会)

...私の問題意識なんですけれども、現憲法下では、前文に、主権が国民に存することを宣言するというので、主権が国民にあることを言い、そして第 1 条で、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」このような構成になっておりますので、あくまでも、第一義的には、権威の源泉は主権の存する日本国民であつて、そこから派生してきた、派生と言ったらちょっと言葉はあれかもしれませんが、第二義的な位置づけとしての象徴というふうな感じになるかと思うんです。

第 156 回国会 最高小第 2 号 - p.7 H15.3.6

塩田 晋君（自由）

…現行日本国憲法の前文、これはどう読んでも日本語としては非常にまずい、いわゆる翻訳調であるということは、だれからも認められることだと思います。そこで、日本国憲法の前文を改めるとすれば、美しい日本語でこれを書くべきである、…内容についても非常に問題だと思いますのは、…我が国の安全と生存を諸国民の公正と信義にゆだねるといふ他人任せを日本国憲法が宣言をしたということは、これはいかにもまずい…。

…前文に書くとすれば、国というものは…、国民の生命財産、そして人権をしっかりと確保する…それに対して国は最大限の努力をするということを言明すべきだ…。我が国の歴史と伝統を尊重し、擁護し、そしてまた発展させるということも書くべきだ…し、また、世界各国から日本国が、あるいは国民が尊敬される…ためには、やはり道義、これが非常に普及をし一般化しておいて、日本国というところは非常に道義の行き渡っているところだと、…そういったこともやはり目標として書くべきだ。そして、世界をリードするような文化、これもやはり高度なものにしていくという努力目標を掲げるべきだ…。

第 151 回国会 第 7 号（その 1） - p.12 H13.6.14

首藤 信彦君（民主）

日本の憲法がすばらしいということは、それは確かにそのとおりだと思うわけでありませぬ。特に、国際社会において平和を構築し、それを守っていくということをきちっと明記してある憲法として、その時代背景から出てきているものだと思いますが、それは各国の模範となるものだと私も思っております。

憲法の前文に書いてありますように、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」本当に美しい言葉だと思います。しかし、ではそれを具体的に条文の中でどうやって定義してあるのか、一体何をすればそういうことになるのかということに関しては、憲法は必ずしも明確でない、そういうふうには言わざるを得ないわけでありませぬ。…

…日本の憲法は、その前文における高い精神性の一方で、具体的にどうすれば現実社会の中で平和が維持し構築されるのかということに関しては、必ずしも十分ではないというふうには私は考えておまして、この点においては、こういうことこそ憲法においてどうすればいいかということをも最低限盛り込む必要があるんだと私は考えております。

第 154 回国会 第 3 号（その 1） - p.6 H14.4.25

…日本国憲法というものが…現代社会のリスクというものに十分対処していないということが考えられるわけでありませぬ。日本の現憲法において何が欠けているかを考えてみたいわけですが、まず第一に、…。第二に、世界がそうした危機状況に直面しているわけですが、それに対して日本がどう能動的に、積極的に行動するかということが明記されていないわけでありませぬ。もちろん、憲法前文にその精神が書いてあるわけですが、憲法の内容においてはその具体性が明確ではありません。したがって、そうした危機に直面する世界において、平和で安全な世界をつくるために日本が何をやるかということが考えられていないわけでありませぬ。

第 156 回国会 第 5 号 - p.12 H15.3.27

…本来、国内的な規範である憲法の前文に、諸国民との協和による成果、人類普遍の原

理、さらに、世界の専制と隷従の排除、圧迫と偏狭の排除をうたい、国際社会において名誉ある地位を占めたいという意味を持ち、恐怖と欠乏を追放して、平和のうちの生存を世界の国民と分かち合うという国際性や、今流に言えばグローバル社会における人間の安全保障を求めているところにこの特質があると思います。

憲法の本文に明文規定のないODAであります、私はここにこそODAの根拠が求められるべきであろうと思っております。...

このように考えると、現在日本において、...ODAが法的な根拠に乏しいという指摘が出てくるのも当然であると考えます。

そこで、改めて憲法前文の価値が出てくるというのが私の主張であります。憲法本文の中に海外援助に関する明文がなくても、その前文において、むしろそれを積極的に展開することが求められているからであります。

このような前文の精神は、憲法が制定される過程における当時の世界の時代精神が強く影響していると想像されます。

第 156 回国会 安国小第 3 号 - p.4 H15.4.3

杉 浦 正 健君(自民)

...今の憲法の中に、日本が長年の歴史の間に積み重ねてきた貴重なものをなくす要素があるんじゃないか。国民主権とか基本的人権とか国際主義、平和主義といっても、これは西側民主主義の概念ですね。...日本の伝統、文化、歴史というものを、今までの基本は大事にしながら重く見ていこうじゃないかというのが自民党の改憲を考える人たちの多くの方々の気持ちだと思うんです。...(前文に、)これから 21 世紀以降、国際社会の中で我々日本人が、あるいは日本が国家としてどういう役割を果たしていくかということ考えた場合に、理念として追加できるものがあるんじゃないだろうか。...そういう新しい理念というのを高らかにうたい上げたらどうかとか、そういう考えを持っておるんです。

第 147 回国会 第 4 号 - p.27 H12.3.9

仙 谷 由 人君(民主)

...日本国憲法は、その前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」というふうに書いております。日本はこのときに、疑似近代国家から本物の近代国家へと変革を遂げるといふ決意をその国家観で明確に語ったと言うべきでありましょう。私は、これは、憲法は国家権力に対する猜疑の体系であるというトーマス・ジェファーソンの有名な言葉、この近代国家における憲法の原則というふうなものと、先ほど申し上げた前文の記載は共通するものがある...。そしてまた、これは憲法という法律を考えると基本認識でなければならない...

第 147 回国会 第 8 号 - p.2 H12.4.27

高 市 早 苗君(自民)

...私は、(憲法に)国家は国民の生命と財産を守り抜く責務、そして国家の主権と名誉を守る責務、さらには国益を守るべき責務というものを書き込みたい...検討すべきは、...安全保障について非常に他力本願的な表現が使われております前文であつたり、また 9 条で

ありましたり、また総理の継承順位、この記載をどうするか…。

第 147 回国会 第 8 号 - p.5 H12.4.27

…「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」この非常におめでたい一文を、もし改憲の機会があれば真っ先に換えようと思っている…。

第 150 回国会 第 1 号 - p.30 H12.9.28

中 川 昭 一君(自民)

…前文に、…掲げられております「諸国民」あるいは「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」、これはまさに国連憲章と私はダブって見えるわけであります。

国連憲章は、…戦勝国と敵国という関係で成り立っており国際法規であります。…まさにそういう構図の中で、あの国連憲章と、そしてパラレルの形で日本国憲法なるものができたということ、このことを総括しなければならない。

第 147 回国会 第 9 号 - p.15 H12.5.11

…地方自治というものが…前文の中に一項目あってもいいのではないかと…。

この前文というのは非常に読みにくい文章でございますが、個人の権利、あるいはまた国と世界のこと、そしてまた理念のことが書いてありますけれども、個人、家庭、地域、国、世界という、人のいろいろな重層的なつながりの中で、地方だけがこの前文に抜けているのはいかがなものか…。

第 151 回国会 第 7 号(その 2) - p.11 H13.6.4 (神戸地方公聴会)

…我々の憲法でありますけれども、今回のいろいろなテロ対策関連法案は、根拠としては憲法前文というものを前提にしているわけでございます。

憲法前文というのは、読むと、非常に高邁なすばらしい文章でありますけれども、…。

…日本国憲法、特に崇高と言われております日本国憲法の前文でありますけれども、これは一言で言えば、二度と戦争は繰り返しません、平和に生きてまいります、これはもうだれも否定することではないと思います。しかし、その前提には、諸国民の正義等に信頼するという、極端な言い方をすれば、世界の人たちはみんな平和を希求しているんだからその人たちと一緒に名誉ある地位を占めたいんだ、つまり、人類性善説に立っているわけであります。

第 153 回国会 第 2 号 - p.7 H13.10.25

中 川 正 春君(民主)

…特に憲法の前文の理想、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」これはもっと具体的に言えば、歴史の流れの中で、国連による平和構築、国連軍の創設等々も前提にした中で平和構築をしていくという世界の流れ、そしてそれぞれの国については不戦、戦うことをしないというはっきりとした理想があったんだろうというふうに思います。

第 154 回国会 第 3 号(その 1) - p.9 H14.4.25

中 村 哲 治君（民主）

前文の意思と9条の意思というものは、私は非常に大切だと思っております。この感覚を現代の世界情勢の中で生かすためにも、憲法解釈は変えて、そしてその中で、9条と前文の趣旨を反映して、できるだけ抑制的に自衛権の行使というものを考えていくことが必要なのではないかと考えておるのです…。

第154回国会 国際小第3号 - p.6 H14.5.9

中 山 正 暉君（自民）

…そういう幻想から離れて、前文から間違っている憲法は前文からひとつ考え直す必要があるのじゃないか。ないものを追い求める憲法では、国民の将来が心配です。我々はやがて死にます。「生まれては死ぬるものなり押しなべて釈迦も達磨も猫もしゃくしも」、一休の辞世の句です。みんな死ぬのですから、その後の、私どもの子供の時代、孫の時代を考えれば、間違った幻想にとらわれた前文から始まる憲法である上に、アメリカ人から押しつけられたものをいつまでも大事にしていることは、我々、現在生きている者として、責任を果たしていないということだと思います。

第153回国会 第5号 - p.6~7 H13.12.6

葉 梨 信 行君（自民）

…国際社会小委員会では、平和主義と安全保障の問題、国際協力の問題などが集中的に議論されましたが、日本のみの安全だけではなく、国際協力の観点から、世界の安全、地域の安全、人間一人一人の安全に対してどのような貢献ができるのかという視点が重要であることを痛感いたしました。それこそが、憲法前文に規定する「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」、そして「自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である」とする国際協調主義の精神だと信ずるからであります。

第154回国会 第5号（その1） - p.6 H14.7.25

鳩 山 邦 夫君（自民）

…「自国の安全保障を他国の保障に期待しつつ、自国は他国の救援には赴かないという根本的な国際的不信義を含んでいる。」ということ、全くそのとおりだろうと思います。

…「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」翻訳調であり、悪文でございますので、意味がはっきりいたしません。要するに、日本はこれからは、平和については自分では頑張らないで人様にお世話になろうというふうに取り取れる…。

…私は、まず前文を全面的に書きかえるということをしなければ、新しい憲法にはなり得ない…。

第150回国会 第3号 - p.6 H12.10.26

春 名 真 章君（共産）

…日本国憲法の平和原則というのは、私は、科学技術を平和目的に限るという精神をしっかり根拠づけてくれる…非常に重要なものではないか…。

前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということが掲げられています。

この憲法の平和主義が 21 世紀の科学技術の方向をしっかりと示しているというふうに私は認識をしている…。

第 150 回国会 第 7 号 - p.14 H12.12.21

…(憲法前文には、)「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」例えばこういう表現がありまして、やはり規制緩和と、弱肉強食と言ったらいいのでしょうか、そういうことに対置する考え方として、…こういう憲法前文の精神がこれからいよいよグローバル化の中で生かされなければならないのじゃないか…。

第 151 回国会 第 1 号 - p.37 H13.2.8

…憲法前文と 9 条の関係ですが、これはまさに一体になっていると思います。つまり、平和的共存の道を日本民族自身が本気で歩いていこう、侵略戦争への反省を踏まえて、その道を歩いていこうということを前文でうたい、そして、憲法 9 条でその中身を具体化しているわけですね。ですから、私は、この道こそ子供たちに勇気と展望を示す道だということを最初に申し上げておきたいと思います。

第 153 回国会 第 4 号(その 2) - p.16 H13.11.26 (名古屋地方公聴会)

…憲法 9 条と前文の話なんですけれども、日本国憲法の前文、9 条は、単に平和を守るという後ろ向きの話ではありません。平和外交によって積極的に平和を創造していく、そしてそのことによってみずからの安全や命を守っていく、そういう方向を指し示しているものだとは私は思います。平和共存の道、諸国民の公正と信義に信頼してこの道を歩むということを宣言しているのが日本国憲法前文であり、9 条だと思うんですね。

第 154 回国会 第 3 号(その 2) - p.17 H14.4.22 (沖縄地方公聴会)

平井卓也君(自民)

…例えば憲法の前文にしても、これはすばらしい理念だという見方もあれば、これは何だ、戦争に対して謝っているだけじゃないかというような考え方もある。

ところが、トータルで考えていくと、やはり現実的には日米安保と 9 条の問題が切り離せないわけですから、私は、憲法の前文そして 9 条をトータルで変えていくべきではないかという個人的な意見です…。

第 154 回国会 国際小第 3 号 - p.5 H14.5.9

平沼赳夫君(自民)

…我が国の憲法の前文を読んでも、まさにそれぞれいいと言われていたハーグ条約だとか不戦条約ですとか、あるいはアメリカのいわゆる民主主義のエッセンス、これはこ

の前も申し上げましたように、リンカーン大統領のゲティスバーグの演説の有名なくだりがみんな盛り込まれている。そして、前文を読んで非常に悲しいことは、そこに我が国の伝統とか文化とか民族性というものが一切入っていない。

第 147 回国会 第 9 号 - p.15 H12.5.11

二 見 伸 明君（自由）

...憲法三原理だといいいながら、基本的人権という言葉は前文には見当たりません。...それは条文の中にあるからいいじゃないかと言えばそれまでだけれども、やはり基本的人権が本当に大事なものであるとするならば、前文の中に高々と掲げてよかつたのではないかと...。

第 147 回国会 第 5 号 - p.16 H12.3.23

船 田 元君（自民）

...（憲法前文については、）全体的に翻訳調を改める...が、主権在民、平和主義といった基本的な精神を述べた箇所は、これは残すべきであろう。ただ、平和主義といっても、自衛権すら認められないような表現、あるいは消極的な平和主義というのは改めて、自分の国は自分で守るといった防衛意識を醸成する表現や、国連の行う平和維持・創出活動に積極的に参加するという能動的な平和主義の表現に改めるべきではないか。さらに、我が国が世界に誇れる伝統や文化を継承し、美しい自然環境を守っていく精神をきちんと表現をして、無国籍ではなくて、日本国籍の憲法にしていかなきゃいけない...

第 147 回国会 第 8 号 - p.13 H12.4.27

保 利 耕 輔君（自民）

...日本国憲法の前文というものを見てみますというと、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」...これはマッカーサー草案の直訳とほとんど同じようなものでありまして、発想的にも英語の構文に基づいてつくられている...。憲法というのは非常に大事な法律でありますから、少なくとも前文ぐらいは、義務教育を終えた中学生が見て、100%とは言いませんが、80%は、ああ、こういうことかというのがわかるような文章であってほしい、...日本人の発想に基づく日本語の構文様式に基づいてつくることが必要なのではないかと...

...憲法の前文は、法律的要素というよりも、むしろ文学的要素の方が強いような感じがいたします。それですから、やはり、高邁な思想を正しい国語で表現していただく、あるいは我々がするように努力をしてみるということは必要なんじゃないかと...

第 150 回国会 第 2 号 - p.9~10 H12.10.12

細 川 律 夫君（民主）

（武者小路公秀参考人）の方で憲法の平和的生存権について述べられまして、私も、憲

法前文に書かれております文言は大変大事だというふうに思っております。憲法の勉強を始めた当初から、この前文の、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」私は、これはすばらしい文章だというふうに思っております。

憲法制定当時の恐怖というのは压制とかファシズムのことでありまして、現在では、この恐怖というのはテロリズムも入っているのではないかとこのように思いますし、また、欠乏というのは貧困、飢餓でありますけれども、これまた、まさに現在も世界的に大変大きなテーマだというふうに思っております。

そこで、先生が先ほど言われました人間の安全保障、ヒューマンセキュリティ、このことも憲法の平和的生存権のいわば発展的なものだというふうに、あるいは憲法の方が発展的なのか、まさにそういう意味では、理念は同じようなところにある、私自身はそういうふうに思っております。

第 153 回国会 第 4 号 (その 1) - p.8 H13.11.29

松 沢 成 文君 (民主)

...まず前文ですが、これは憲法の顔です。しかし、やはりアメリカからの輸入品でありますし、わかりづらいですし、私は、この前文は、一般の国民からも公募をして、いい案を募ってみるのも手だと思います。

三つポイントがあると思います。

一つは、国民主権、人権の尊重、平和主義というこの三つの憲法の理念は国民に支持されているものだと思いますから、これを継承発展することを誓うこと。二つ目は、日本の歴史、文化の尊重、継承、そして、現在、過去、未来をつなぐ日本の国家精神あるいは伝統とは何か、こういうものをきちっと形づくって明記すること。三つ目に、国際社会の平和発展のために日本は積極的な役割を担うということを宣言すること。この三つがポイントになると思います。

第 147 回国会 第 8 号 - p.9 H12.4.27

森 岡 正 宏君 (自民)

...ちょっと安全保障の問題に触れさせていただきたいと思います。

日本国憲法は、制定当時、国連常備軍があることを想定して、国連による強制担保措置が確保されていることを前提にできたものだと思います。しかし、現実には全く違っております。今、我が国の安全保障を考えたときに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と前文に書かれておりますけれども、そんなのんきなことを言っている状況じゃありませんし、国連中心主義に頼ることも私は危険だと思います。...

第 153 回国会 第 4 号 (その 1) - p.7 H13.11.29

山 口 富 男君 (共産)

...憲法はその前文で、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われら

は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」このように、誇りと自覚、自信を持って目指すべき国際社会の基本方向を明らかにしていると思うんです。そして、軍事力に依存するのではなくて、平和と民主主義を求める世界諸国民の世論と運動に依拠して、それこそ明確に、主権者国民の立場で、今述べたような国際社会の方向の実現を目指して行動することを宣言している、このように考えております。

第 150 回国会 第 3 号 - p.13 H12.10.26

...私は、今のグローバリゼーションをめぐって各国で起こっている動きを見ますと、...例えば憲法が「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」こう述べたり、また「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」こういう憲法を裏打ちするもののように思うのです。

第 150 回国会 第 6 号 - p.16 H12.12.7

...憲法の前文は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意して、その上で、...「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」このように、バランス・オブ・パワーの考え方をとらずに、諸国民の公正と信義に信頼して我々の国の平和と安定に向かうんだということを示したことは非常に重要だったと思うんです。

第 154 回国会 第 3 号 (その 1) - p.6 H14.4.25

山 田 敏 雅君 (民主)

さて、この日本国憲法の前文でございますが、大変崇高な理想が書かれており、日本国民はこれに基づいて努力をしていくということでございます。過去 55 年間、日本はこの前文に書かれた思想、そして理想に向かって何か実現したのか、何をやってきたのかということ振り返ってみますと、国連において核廃絶の決議をした、こういうことがございました。しかし、実態上、この前文に書いてあるようなことは、かつて 55 年間において世界じゅうの人たちはまさに恐怖と欠乏の連続でありました。

今の世界の平和を築いていくという機能が、...この国連という機能が果たしていない、正しく機能されていないんじゃないか。200 カ国に及ぶ国がすべて投票権を持って投票する、決議については一切強制権はない、国際司法裁判所における判決は何の意味もない、こういう状況で、地域の紛争やそして世界を脅かすテロについて正しく国連が機能しているとは思えません。日本は、新しい憲法を策定するに当たって、世界の平和が本当に機能するものを考えていく、構築していく必要があるのではないかと思います。

第 153 回国会 第 5 号 - p.8 H13.12.6

憲法前文にあります、国際社会において名誉ある地位を占める、そして恒久的な世界平和のためにリーダーシップをとっていくということについて、憲法上のいろいろな規定が今の日本の歩んでいる道に足かせとなっている点が指摘されると私は思います。

第 154 回国会 第 5 号 - p.7 H14.7.25

山花郁夫君（民主）

…日本国憲法というものは、この戦争の世紀を体験し、もうこういうことを繰り返してはいけないという憲法制定当時の思いがあった上で、憲法の9条なりあるいは前文というものがつくられてきたのであると認識しております。

第150回国会 第3号 - p.8~9 H12.10.26

2. 参考人等からの発言（五十音順）

青山武憲君（日本大学法学部教授）

…（日本国憲法草）案はだれが出したか。向こうが出してきたわけです。ですから、憲法前文で日本国民が憲法を確定するなんか言ったのはさらさらおかしいですね。全くのうそですよ。うそでも何でも憲法に書いていいというんだったら、それはいいですけども、やはり憲法は一種の自画像的なものもありますから、ストレートに自分を映し出すものも必要だと思いますが、前文の書き出しからうそがある。文章も前文の書き出しはおかしいですし、うそがあるというのはよくないんじゃないか…。

第147回国会 第3号 - p.23 H12.2.24

石原慎太郎君（東京都知事）

…本当に前文というのは醜悪。うたわれている理念はいいんですよ、ごく当たり前のことですよ。ですけども、それを表現するに、翻訳としても非常に拙劣な日本語でありまして、…あの前文に、ここに「この憲法を確定する。」とありますね。これはたしか原文はエスタブリッシュという動詞だったと思うけれども、法律をつくるときに、確定すると言いますかね。普通だったらこれは、法の表現でいったら制定でしょう。

それから、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」云々とあるけれども、前置詞一つ、助詞一つの問題かもしれないけれども、「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、」とは言わないですな、日本語では普通。欠乏を免れですよ。こういうところにやはり致命的な日本語の乱れがある。

第150回国会 第5号 - p.4 H12.11.30

石村善治君（福岡大学名誉教授・元長崎県立大学学長）

日本国憲法は、前文第二文の後段で、平和の維持、専制と隷従、圧迫と偏狭の地上からの永遠の脱却、全世界の国民の恐怖と欠乏からの脱却、全世界の国民の平和のうちに生存する権利、こういった言葉を並べ、そしてそれを望み、確認しました。これらの一つ一つは、まさに現在の世界の状況に対応する最大の指針として保持すべき規範であると私は思っております。一方、いまだ完全には実現されるに至っていない、至らなさを悔悟と反省と行動のための積極的な規範という性質を持っておりと思います。

第155回国会 第4号（その2） - p.7~8 H14.12.9（福岡地方公聴会）

市 村 真 一君（財団法人国際東アジア研究センター所長）

...我が国の現在の憲法の一番悪いところは、...前文でございます、前文は、要するに敗戦後遺症の最も顕著にあらわれておるものでございまして、このような前文や憲法のもとでは日本人が誇りと自信を取り戻せないということが一番基本的であります。

その憲法を読むことによって日本人が誇りを感じることができるということは、やはり日本人が外国を頼りにするという事だけじゃなくて、日本人も世界から頼られている、世界に貢献できる、これに貢献するんだということがうたってあれば日本人は誇りを持っているというふうに思いますので、何よりも前文が間違っているというふうに思います。

第 150 回国会 第 3 号 - p.6 H12.10.26

浦 部 法 穂君（神戸大学副学長・大学院法学研究科教授）

...（人間の安全保障という）観点から日本国憲法を見てもみると、その前文で、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認している、このことが改めて重い意味を持っていることに気づかされるはずであります。

憲法制定当時には、当然、人間の安全保障という概念自体は知られていなかったでしょうが、しかし、この憲法前文で述べられていることは、まさに人間の安全保障そのものだと思います。「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」というのは、人間にとっての平和が、単に戦争がないというだけではなく、あらゆる恐怖と欠乏から免れている状態を指すということをあらわしております。それは、平和とか安全保障の問題が、一人一人の人間にとっての問題としてとらえられるべきものだという事を含意しております。

第 151 回国会 第 7 号（その 2） - p.6 H13.6.4（神戸地方公聴会）

大 沼 保 昭君（東京大学教授）

...私は、21 世紀の日本国憲法の前文というのは、そういう文際的な視点というものを前文においてうたうべきだ。つまり、21 世紀の国際社会というのは、複数の文明が共存して、その複数の文明のすぐれた点を我々が統合的に取り入れて日本国家をつくっていくんだ。それは、我々がこれまで生きてきた日本というもののあり方をはっきりした形で、つまり、米国の眼鏡を通してでなく、我々が自己認識する一つの非常に重要な視点だと私は思います。

これは、別に反米でも何でもなくて、我々の日本という社会の、日本という歴史的な存在のアイデンティティー、自己認識というものをどういうところに求めるか。そうすると、日本は 19 世紀中葉までは東アジアの文明の一員であり、日本独自の文化をその中ではぐくんできた。この 1 世紀半の間、ヨーロッパ文明を受け入れて、そしてアメリカ文明に憧憬を持って生きてきた。もちろん、その近代の遺産というのは大事にしなきゃならないけれども、それ以前の 2000 年にわたる遺産というのもやはり重要なんだ。21 世紀というのはそういう文際的な視点で我々が生きていくんだということを、私は、憲法の前文では明示すべきだろうというふうに考えております。

第 153 回国会 第 2 号 - p.8 H13.10.25

小 田 実君（作家）

...一番悪い例が...旧ソビエトの憲法ですね。...これだけ達成した、これだけ達成したというふうに前文に書いてありますよ。何も達成していませんよ。...そういう憲法ばかりなんです、...日本みたいに、ないものを書いてこれからやるんだという気概に満ちた憲法はこれしかない...

...憲法というのは、前文が原理を書いてあるんですよ。原理を具体化したのが9条です。私は、原理が非常に大事だと思うんです。だから、憲法の前文は大事なんですよ。前文があって、そしてそれを具体化したのが9条であり13条でありとなっていった。

第150回国会 第1号 - p.24 H12.9.28

小田中 聡 樹君（専修大学法学部教授・東北大学名誉教授）

...憲法は思想的、理念的構造の体系的に一貫性において極めてすぐれている...。このことは、憲法の前文によくあらわれています。

...前文は、まず主権在民、国民主権を宣言し、国政は国民の信託によることを明らかにするとともに、それが諸国民との協和、自由の確保、戦争防止の決意に基づくことを表明しています。次いで、...平和を愛する諸国民の公正と信義に国民の安全と生存の確保をゆだねる決意を表明するとともに、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を持つことを確認しています。ここで言う恐怖とは圧制、ファシズムを意味し、欠乏とは貧困を意味しています。

このように憲法は、国民主権、民主主義、これは立憲民主主義であります、そして自由、平和、福祉が相互規定的、相互依存的な一体的な関係にあるとする思想、理念を表明しており、この点で極めて体系的の一貫性のある思想、理念に基づいているのであります。

第151回国会 第5号（その2） - p.5 H13.4.16（仙台地方公聴会）

貝 原 俊 民君（兵庫県知事）

...日本国憲法におきましては、その前文で、平和を希求する国際社会の中で尊敬される地位を占めたいということを高らかにうたい上げております。そして、恐らく、このことにつきまして、日本国民の大半の人たちがそのような考え方を今も持っているのではないかと...

第151回国会 第7号（その2） - p.2 H13.6.4（神戸地方公聴会）

小久保 正 雄君（兵庫県北淡町長）

...日本国憲法はマッカーサー司令部によってつくられ、当時の日本政府と国民に押しつけられたものであるという主張もあるようですが、憲法の前文を読むと、これらを事実と認めざるを得ない...。文章もまれに見る悪文、悪翻訳であり、日本人が書いた日本文であるとはとても思えない...。また、その内容も空想的平和主義とも言えるようなものであって、制定時にはともかく、現在の国際情勢からすれば考えられないような、ひとりよがりな内容である...

第151回国会 第7号（その2） - p.8 H13.6.4（神戸地方公聴会）

後 藤 好 成君（弁護士）

日本国憲法の前文を見ていただくと、こういうふうにあります。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」こういうふうにございます。私も、基本は、この前文のとおり、やはり「諸国民の公正と信義に信頼し」ということが大事だと思います。

第 155 回国会 第 4 号（その 2） - p.9 H14.12.9（福岡地方公聴会）

小 林 武君（南山大学教授・法学博士）

...前文に言う「名誉ある地位を占めたいと思ふ。」というこの言葉は本当に重い言葉であつて、誇り高い誓いであろうと思います。私はその内容を...道義上の権威という言い方で言い直しております。我が国がこの地球上において道義的な尊敬を受ける国家になること、これが何よりも名誉ある地位ということであろう...この憲法どおりに、...戦争をしない、軍隊を持たない、そういう国家として歩んでいましたら、さぞかし、半世紀たった今日、我が国はこの道義的な権威、つまり名誉ある地位を確固不動なものにしていたのではなからうか....

第 150 回国会 第 4 号 - p.34 H12.11.9

田 口 富久治君（名古屋大学名誉教授）

日本国憲法の前文の第 2 項以下第 4 項までは、...、日本国憲法の根本原則としての民主主義との関連での国際平和主義を力強い言葉で宣言したものだという評価、これは文部省が 1947 年 8 月に発行いたしました「あたらしい憲法のはなし」の中でそういうふうに表示されております。これが憲法第 9 条の戦争放棄の規定につながっております。

そして、1945 年 10 月 24 日発効した国際連合憲章...の第 1 章第 1 条の第 1 項の規定に照応する形で、第 2 条の第 4 項の方では、実は日本国憲法の前文の表現とほとんど全く同じ表現があるわけでありまして、つまり、脱軍事化の国際規範としての戦争違法化の規定という点では、この国連憲章の規定と日本国憲法の前文及び第 9 条には確固たる共通性があるのであります。

したがって、国連憲章も日本国憲法第九条も、日本の国際貢献のあり方としては、軍事的貢献を原則として予想していないということは断言できることであります。

第 153 回国会 第 4 号（その 2） - p.2 H13.11.26（名古屋地方公聴会）

田 中 昭 彦君（東京大学大学院情報学環教授）

...憲法の前文とか、それから憲法の第 9 条第 1 項、第 2 項すべて読んで、そこから直ちに、国際連合の活動あるいは国際社会の共通の目的、日本の国家個別の国際紛争を解決するための行動でないものがそこで禁止されているというふうには読む必要はない...し、...この憲法の条文抱けからして国際連合や国際社会の共通利益のための行動が制限されているというふうには思う必要はない....

第 150 回国会 第 1 号 - p.7 H12.9.28

田中英道君（東北大学文学部教授）

...前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、」などを書いてあります。しかし、この言葉のもとで、諸国で幾らでも残虐な戦争が行われてきたことはこれまでの歴史で明らかです。「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会」というのは、ほかの国を余りにも善意で見過ぎる見解です。

第 151 回国会 第 5 号（その 2） - p.5 H13.4.16（仙台地方公聴会）

塚本英樹君（会社経営）

...（前文の）「日本国民は、正当に選挙された国会における」と始まるくだりでございますが、この「日本国民」という文言を単に国民という表現にしますと、どこの国の憲法かわかりません。子供から大人まで、一読すれば日本の憲法であるというような、親しみやすい、日本の伝統、文化、歴史のくだりを入れていくべきだ...

第 151 回国会 第 7 号（その 2） - p.9 H13.6.4（神戸地方公聴会）

西英子君（主婦）

...テロの温床になるような貧困は世界から除去していかなければならないと思います。憲法前文に言う「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」ようにすることこそが、国際社会における日本の役割だと思います。

第 153 回国会 第 4 号（その 2） - p.4 H13.11.26（名古屋地方公聴会）

野原清嗣君（岐阜県立高等学校教諭）

憲法はその国の姿を法典の形であらわしたものだと思います。人に人柄があるように、国にも国柄があります。憲法を読めばその国の顔が浮かんできます。

日本国憲法の前文では、国際社会で名誉ある地位を占めたいと言い、「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と述べていますが、何かうつろに響きます。格好のよいことを言ってみたものの、何となく自信のなさそうな、頼りなげな表情が浮かんできます。

それもそのはず、前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあるように、自国の安全は他人任せになってしまっているからです。これでは、名誉ある地位も崇高な理想も単なる絵にかいたもちにしかすぎなくなってしまっておそれがあります。

...自国への信頼が回復することにより、21 世紀の国際社会に貢献できる日本人が必ず数多く出現すると信じています。そのためにも、憲法の中に、まず普通の国が持っているところの自衛権を、あいまいな形ではなく、はっきりとうたうべきではないでしょうか。同時に、前文の内容を日本人の顔が見える堂々とした格調のあるものにすべきであると私は考えます。

第 153 回国会 第 4 号（その 2） - p.4~5 H13.11.26（名古屋地方公聴会）

松井芳郎君（名古屋大学大学院法学研究科教授）

...こういう日本独自の国際協力像を構築する際に出発点になるのは日本国憲法だろうと

いうふうに考えておりました、御存じのように、日本国憲法は、平和主義、そして国際協調主義、それに、この点は余り注目されませんが、主権平等ということも前文で強調されております。これはこれまでの国連の国際協力の理念と見事に一致するわけでありますから、こういった立場に立って日本独自の国際協力像を展開すれば、これは国際社会に非常に大きな貢献になり、かつ影響力を発揮することができるだろうというふうに考えております。

第 154 回国会 国際小第 1 号 - p.4~5 H14.2.28

武者小路 公秀君（中部大学中部高等学術研究所所長）

つまり、聖徳太子の和の精神というものをどう解釈するかということに戻りまして、和というものを、日本人だけが集まって固まって和をととぶというのではなくて、日本の中にいろいろなエスニック集団がいて、その間の和をととぶというのが本来の聖徳太子の和であった。それが何か日本人だけで和をととぶという話になっちゃったところに問題があり、その問題を乗り越えようとして出てきたのが日本国憲法の前文にある平和的生存権ではないか。その生存権という言葉は使わないで、今、日本政府は国際的に非常に注目すべき理念を日本の国家の理念として売り出している。これは人間の安全保障という考え方です。

その人間の安全保障という理念は、世界の理念でもあり日本の国家の理念でもあるということができれば、日本の国家は開かれた国家になり、人種差別撤廃委員会で指摘されているような問題はかなり解消されるのではないかと。そういう日本の中の人権問題を解消するためには、人間の安全保障、そして人間の安全保障の法理念として掲げている平和的生存権という、日本国憲法の前文の考え方を一つの理念としてはっきり確立することがとても大事なのではなかろうかということをお話しさせていただきたいと思います。細かい人権のそれぞれの問題よりも、そういう理念をお立ていただくということが、とりもなおさず憲法のことを考えるときに一番大事ではないかということです。

第 153 回国会 第 4 号（その 1） - p.2 H13.11.29

八 木 秀 次君（高崎経済大学助教授）

...例えば、今日の日本国憲法の前文は、あれはやはりあの当時の歴史の所産だと思えます。あのときの、戦後の敗戦という歴史的な事象の産物で、そのことがあの文言の中に非常に色濃く出ていると思えますけれども、ああいうこともさることながら、前文あたりに我が国の歴史と伝統に基づいた何らかの表現ができないのかということをお私に考えているわけです。

第 154 回国会 政治小第 5 回 - p.8 H14.7.4

山 内 徳 信君（平和憲法・地方自治問題研究所主宰）

要するに、社会のすべてのものの基本は、平和でなければ存在し得ないということでございます。憲法 9 条と前文を基調とした日本の平和主義の健全な発展によってのみ、民主主義は定着、発展していくものであり、まさに車の両輪の関係であります。

第 154 回国会 第 3 号（その 2） - p.2 H14.4.22（沖縄地方公聴会）

・日本国憲法前文の新訳等

日本国憲法の前文については、「日本国憲法前文の起草過程」においても触れているように、その翻訳調と翻訳調から来る理解のしづらさについてはつとに指摘されてきたところである。こうしたことから、制定時より今日に至るまで各種の新訳（主に児童を対象に、わかりやすい言葉で表現し直したものを含む。）が公表されてきている。

ここでは、ここ数年の間に公表された憲法前文の新訳を中心に、いくつかを紹介する（制定過程の中で公表された前文試案については、34～36ページを参照）。

・宮沢俊義氏（憲法学者）、国分一太郎氏（児童文学者）

「わたくしたちの憲法」 有斐閣新書 1987.4.15

初版は1955年5月に出版された。

憲法のこころ

わたくしたちは、人類の平和と世界の国ぐにのしたしいまじわり、民主主義と自由をたいせつにすることこそが、わたくしたちを幸福にしてくれるものであることを信じて、この憲法をつくりました。だから政府のまちがったおこないのおかげで、むごたらしい戦争がおこるようなことは、けっして許しません。

わたくしたちは、わたくしたちじしんが、ほんとうに幸福になるような政治がおこなわれるようにするには、どうしたらよいか、それをきめる力は、わたくしたち国民にあることをかたく信じます。これは、世界中の人びとが信じていることでもあります。だからわたくしたちは、この考えかたにあわない憲法や法律や詔勅は、いっさいみとめません。

わたくしたちは、いつも、この「国民主権」という考えかたにしたがって、わたくしたちの代表（そののそうだん）による政治をおこなうことにします。

わたくしたちは、世界が、いつも、またいつまでも平和であることを心からねがいます。そして、世界のどんな国ぐにの人も同じねがいを持っていることを信じます。だから、世界中の人びとの真実と正義を愛する心に信頼して、わたくしたちが安全にくらしていき道をみつけだしたいとおもいます。わたくしたちが戦争をしないこと、戦力をもたないことを、この憲法にきめるのは、そのためです。わたくしたちは、平和ななかで、平等なつきあいのなかで、おたがいの国ぐにが、明るく、楽しくくらしいてこうと努力している人類の仲間として、はずかしくない国民になることをちかいます。

わたくしたちは、それぞれの国ぐにの人たちが、じぶんの国の主権をたいせつにしなければならぬとおもいます。また、他の国の主権をたいせつにしなければならぬと考えます。だから、じぶんの国の利益と幸福だけを考えて、他の国の利益と幸福を忘れるようなことがあってはなりません。あく

までも、平等という考えかたで、おたがいのつきあいをしていきます。

わたくしたちは、日本の国の独立をほこるとともに他の国の独立を尊重します。そしておたがいの利益と幸福のためにつくられた国際間のやくそくや習慣をかたく守って、全世界の人びとのよい仲間になりたいとおもいます。

わたくしたちは、日本の名誉のため、ありったけの力を出して、この憲法のこころを、じっさいに生かしていくことを、おたがいどうしと世界の人びとの前に、ちかいます。

・池澤夏樹氏(作家) 「新訳・試訳 日本国憲法前文」 中央公論 2001.12
前文

私たち日本人は、正しく選ばれた代表からなる国会を通じて、私たちと子孫のために、日本国を動かす機能は日本人全員が共有するものであること、この考えの上に立ってこの憲法をゆるぎなく制定したこと、をまず宣言する。

これは、世界の国々との協力のもとに得られる平和の成果やこの国土にゆきわたる自由の喜びを私たちが失うことがないように、また政府のふるまいのために戦争の恐怖が再びこの国を襲うことがないように、と考えるのことである。

日本の政府は、日本人全員が信じて託した尊い意思によって運営される。日本政府の権威は日本人に由来する。私たちの権力は日本人を代表する人々の手を通じて行使され、その結果得られる幸福は日本のすべての人々が受け取る。

これは人類全体が共有する基本的な思想であって、この憲法もまたこの思想の上に作られている。

この思想と衝突するような憲法や法律、条例などを私たちは拒否するし、既存のものならば廃棄する。

私たち日本人はいつまでも平和を求める。世界の人々が仲よく暮らすためには高い理想は欠かせないから、私たちは常にこの理想を頭においてことを決める。この国の存続、この国の安全は、私たち同様に平和を大事にする世界の人々の正義感と信念に委ねよう。

国際社会が平和維持のために力を尽くし、暴君や奴隷制、圧制や不寛容などをこの世から一掃するために努力するのならば、私たちはその社会の一角に名誉ある地位を得たいと思う。

世界中のすべての人々が、平和で自由な社会で恐怖や困窮に悩まされることなく生きるべきだ、と私たちは考える。

国というものは自国のことだけ考えてはいいけない。各国の政治は世界共通の道義に基づくべきである。正当な手続きを経て成立したと自負する主権国家ならば、同様の資格を持つ他国との交渉に際して、この道義を無視することは許されない。

私たち日本人は、ここに述べたような高い理想と目的を実現すべく自分た

ちの力のかぎり尽くすことを、国の名誉に懸けて誓うものである。

・ハロラン英美子氏（作家）

「新訳・試訳 日本国憲法前文」 中央公論 2001.12

前文

日本国民は、国の統治権が国民にあることを宣言し、ここに憲法を制定する。

当憲法によって立つ基盤は、人類普遍の原則による。即ち、国政の権威は国民の委託から生じ、国政の権能は国民の中から選ばれた代表によって行使され、国政の結実である福利は国民が享受する。

日本国民は、当憲法に精神に反するいかなる既存の憲法、法律、条例、勅令をも否認し、無効とする。

日本国民は、正当な選挙により国会議員として選出された代表を通じて、以下の決意を表明する。即ち、子々孫々に至るまで、われわれは世界諸国との平和な協力の成果と、日本全土にゆきわたる自由の恩恵を確保してゆく。又、国民の意志を反映しない政府の行為による戦争の惨禍が再び起こることのないように全力を尽くす。

日本国民は、平和が続くことを望み、人間同士の関係を司る高い理想を深く自覚する。そして、平和を愛する世界の人々の正義の観念と、平和存続への信念を信頼して、わが国の安全と生存を維持してゆくことをわれわれは決意した。

平和を維持し、専制と隷従、圧制と不寛容を地上から永久に放逐するよう努力する国際社会において、日本は名誉ある地位を占めたい。又、平和な環境で生き、もろもろの恐怖と困窮から解放されたいと人類が願うのは、正当な権利であるとわれわれは認める。

いかなる国も一国のみで存在しているのではなく、自国のことだけに専念すべきではない。政治倫理の法則は普遍的なものである。独立国家としての主権を保ち、同じく独立主権を有する諸国と対等の関係にありたい国はすべて、この不変の法則に従う責務があると、われわれは信ずる。

日本国民は、国の名誉にかけて、全力をあげて、ここにかかげた高い理想と目標を達成することを誓う。

・R.エルドリッチ氏（大阪大学大学院国際公共政策研究科助教授）

「新訳・試訳 日本国憲法前文」 中央公論 2001.12

前文

私たち日本国民は、正当に選ばれた国会の代表らを通じて、私たちそして子孫のために、諸国との平和的な協力による実りとわが国全体にわたる自由の恵みを獲得し、政府の行為によって戦争の惨禍が再び起こらないように決

意し、主権が国民に存することを宣言し、この憲法を固く確定する。国政は、国民の厳粛な信託であって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者によって行使され、その福祉は国民が受益する。これは人類全体の普遍的な原理であり、この憲法は、その原理に基づくものである。私たちは、これに反する一切の憲法、法則および詔勅を拒否し、排除する。

私たち日本国民は、永遠の平和を願い、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く意識し、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に信頼して、私たちの安全と生存を保持することを決意した。私たちは、平和を維持し、地球から専制と隷従、圧迫と偏狭を永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたい。私たちは、世界のすべての人々が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和に生活する権利を有することを認識している。

私たちは、何れの国家も、他国を無視して自国のみ専念してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国との関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

私たち日本国民は、この崇高な理想と目的を達成するために、国家の名誉にかけ、全力をあげることを誓う。

・ 島村 力氏（拓殖大学海外事情研究所教授・元「中央公論」編集長）

「英語で日本国憲法を読む」 グラフ社 2001.11.15

前文

われら日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通して行動し、自らと子孫とのために、諸国民との平和的名協力の成果と、国土全土にわたる自由の恵みとを確保し、政府の行為によって再び戦争の惨事が起こらないようにすることを決意し、主権が人民にあることをはっきりと宣言し、この憲法を確定する。

政治は人民の神聖な信託によるもので、その権威は人民に由来し、その権力は人民の代表者が行使するもので、その利益は人民が享受する。以上のことは人類の普遍的な原理であり、この憲法はこのような原理に基づいている。われわれはこれに反するすべての憲法、法律、法令、詔勅を拒否し、廃止する。

われわれ日本人民は永続的な平和を熱望し、人間関係を支配する高い理想を深く意識しつつ、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われわれは地上から専制と隷属、圧迫と不寛容を永遠に追放しようと努めている国際社会に名誉ある地位を占めたいと願っている。われわれは世界の諸国民が恐怖と欠乏から自由になり、平和に生活する権利を持つことを認める。

いかなる国家も自国のことだけに責任を持つだけではないので、政治道徳の法則は普遍的であり、そのような法則に従うことは、自国の主権を維

持し、他の国々と主権関係をよしとする各国の責任である、と信じる。
われわれ日本国民は、全力でこの高い理想と目的をなしとげることを誓う。

・池田香代子氏（ドイツ文学翻訳家・口承文芸研究家）

「やさしいことばで日本国憲法」 マガジンハウス 2002.12.19

C.ダグラス・ラミス氏（政治学者）監修

前文

日本のわたしたちは、
正しい方法でえられた国会議員をつうじ、
わたしたちと子孫のために、
かたく心に決めました。
すべての国ぐにと平和に力をあわせ、
その成果を手にいれよう、
自由の恵みを、この国にくまなくいきわたらせよう、
政府がひきおこす恐ろしい戦争に
二度とさらされないようにしよう、と。
わたしたちは、
主権は人びとのものだと高らかに宣言し、
この憲法を定めます。
国政とは、その国の人びとの信頼を
なによりも重くうけとめてなされるものです。
その権威のみなもとは、人びとです。
その権限をふるうのは、人びとの代表です。
そこから利益をうけるのは、人びとです。
これは、人類に共通するおおもとの考え方で、
この憲法は、この考え方をふまえています。
わたしたちは、
この考え方とはあいいれないいっさいの
憲法や、法令や、詔勅をうけいれません。
そういうものにしたがう義務はありません。
日本のわたしたちは、
平和がいつまでもつづくことを強く望みます。
人と人との関係にはたらくべき気高い理想を
深く心にきざみます。

わたしたちは、
世界の、平和を愛する人びとは、
公正で誠実だと信頼することにします。
そして、そうすることにより、
わたしたちの安全と命をまもろうと決意しました。
わたしたちは、
平和をまもろうとつとめる国際社会、
この世界から、圧政や隷属、抑圧や不寛容を
永久になくそうとつとめる国際社会で、
尊敬されるわたしたちになりたいと思
います。
わたしたちは、確認します。
世界のすべての人びとには、
恐怖や貧しさからまぬがれて、
平和に生きる権利があることを。
わたしたちは、信じます。
自分の国さえよければいいのではなく、
どんな国も、政治のモラルを守るべき
だ、と。
そして、このモラルにしたがうことは、
独立した国であろうとし、
独立した国として
ほかの国ぐにとつきあおうとする、
すべての国のつとめだ、と。
日本のわたしたちは、誓います。
わたしたちの国の名誉にかけて、
この気高い理想と目的を実現するた
めに、
あらゆる力をかたむけることを。

・世界各国の憲法の前文

ここに掲載した世界各国の憲法の前文は、中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』（TBS ブリタニカ・2001年）に収録されている各国憲法の前文中、現行の憲法を中心に抜粋したものである。

憲 法 典 の 名 称	ページ
ア ジ ア	
アラブ首長国連邦暫定憲法（1971年）	67
イラン・イスラム共和国憲法（1979年）	67
インド憲法（1949年）	71
インドネシア憲法（1945年）	72
カタール国暫定憲法（1970年）	72
大韓民国憲法（1987年）	73
カンボジア王国憲法（1993年）	73
《参考1》クメール共和国憲法（1972年）	74
《参考2》民主カンブチア憲法（1975年）	74
《参考3》カンブチア人民共和国憲法（1981年）	75
《参考4》民主カンブチア連合政府憲法一般原則（1989年）	76
朝鮮民主主義人民共和国憲法（1998年）	76
クウェート国憲法（1962年）	77
シリア・アラブ共和国恒久憲法（1973年）	77
スリランカ民主社会主義共和国憲法（1978年）	79
中華人民共和国憲法（1982年）	80
トルコ共和国憲法（1980年）	81
バハレーン国憲法（1973年）	82
バングラデシュ人民共和国憲法（1972年）	82
フィリピン共和国憲法（1987年）	83
ベトナム社会主義共和国憲法（1992年）	83
モンゴル国憲法（1992年）	84
《参考》モンゴル人民共和国憲法（1960年）	84
ラオス人民民主共和国憲法（1991年）	85
ヨーロッパ	
アイルランド憲法（1937年）	85
アンドラ公国憲法（1993年）	86
イタリア共和国憲法（1948年）	86
クロアチア共和国憲法（1990年）	87
スイス連邦憲法（1999年）	88
スペイン憲法（1978年）	88

ドイツ連邦共和国基本法 (1949年)	89
《参考1》ドイツ民主共和国(東ドイツ)憲法(1968年)	89
《参考2》ドイツ・ライヒ憲法(ワイマール憲法)(1919年)	89
ハンガリー共和国憲法(1989年)	89
《参考》ハンガリー人民共和国憲法(1949年)	89
フランス第五共和国憲法(1958年)	90
《参考》フランス第四共和国憲法(1946年)	90
ブルガリア共和国憲法(1991年)	91
《参考》ブルガリア人民共和国憲法(1971年)	91
ポーランド共和国憲法(1997年)	92
《参考》ポーランド人民共和国憲法(1952年)	93
モナコ公国憲法(1962年)	94
リヒテンシュタイン公国憲法(1921年)	94
アフリカ	
セネガル共和国憲法(1963年)	94
チュニジア共和国憲法(1959年)	95
南北アメリカ	
アメリカ合衆国憲法(1788年)	96
カナダ1867年憲法	96
カナダ1982年憲法	96
コスタ・リカ共和国憲法(1949年)	96
ブラジル連邦共和国憲法(1988年)	96
オセアニア	
オーストラリア連邦の憲法を制定する法律(1900年)	97
西サモア憲法(1960年)	97
旧ソヴィエト連邦	
アルメニア共和国憲法(1995年)	97
キルギスタン共和国憲法(1993年)	98
グルジア憲法(1995年)	98
ベラルーシ共和国憲法(1994年)	98
リトヴァ共和国憲法(1992年)	99
ロシア連邦憲法(1993年)	99
《参考》ソビエト社会主義共和国連邦憲法(1977年)	99

ア ジ ア

アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦暫定憲法（1971年）

われら、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウンム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ、フジャイラの各首長国の首長は、これら首長国間に一つの連邦を設立し、首長国とその人民のために、より良き生活と、より永続的な安定並びにより高い国際的地位を推進することが、われらの希求するところであり、かつまた、われら首長国人民の希求するところでもあることに鑑み、独立、主権、連邦国家の形態において、アラブ首長国間に緊密な関係を創設し、相互尊重と相互利益と互惠に基づいて、アラブの姉妹国と協同し、国際連合機構及び一般的な国際的同族諸国の成員たるその他すべての友好国とともに、連邦の存続と構成諸国の存続の保持を可能にすることを希求し、

また、将来の連邦法の基礎を健全な基礎の上におくことを希求し、現在の首長国の現実と能力に相応しつつ、連邦をしてできる限り自由にその目標に達することを可能にし、これらの目標に抵触しない構成諸国との同一性を維持し、同時に連邦の人民に崇高で自由な憲法生活を用意させ、恐怖と不安のないイスラーム及びアラブ社会において、包括的、代議的、及び民主的体制への歩調を促進し、

かつ、強力な決意を傾注し、われらの国家と人民をして、それにふさわしい地位と分明諸国家の間で相当の地位を占めるように推進させることを希望して、前述の目的を実現することがわれらの最大の希求であることに鑑み、

これらすべての理由と連邦の恒久憲法の準備を完成させるために、われらは、至高かつ全能なる神と全人民の面前で、この暫定憲法に同意したことを、われらの署名を添えて、宣言する。

われらの保護神たるアラーの神よ、われらに成功を与え給わんことを。

イラン

イラン・イスラム共和国憲法（1979年）

「憐れみ深く、慈悲深い神の御名において」

前 文

イラン社会の真の文化、社会、政治及び経済の基本としてのイラン・イスラム共和国憲法は、イスラム社会の真の熱望を反映したイスラム的原理と戒律に基礎を置くものである。

イランの偉大なイスラム革命、及びその発端から最終的勝利までに至るイスラム教徒の闘争の精髓は、あらゆる階層の国民の確固たる果敢なスローガンに結晶して、この根本的な熱望を明確化してきた。その偉大な勝利の前衛に位置するわが国民は、いま、そのすべての力をもってこの熱望が実現されることを求めている。

前世紀のイランにおける他の諸運動に比して、この革命の基本的な特徴は、そのイスラム的な内容である。即ちイラン国民は、反専制の憲法闘争と、石油の国有化を目指した反植民地主義闘争を経た後に、次の貴重な教訓を学んだ。即ち、これらの運動が成功しなかつ

た根本的な理由は、その闘争に指針となる哲学がなかったということである。

イランの最近の運動は、イスラム主義的思想を持ち、この点に関して僧侶の指導性が大きな役割を果たしていたにもかかわらず、その闘争が真のイスラム的位置から逸脱したために、成功しえなかった。

この時点以降、国民の良心は、イマム・ホメイニ師の指導の下で、真のイスラム哲学に従う必要性を理解した。イランにおいて、知識人や著述家と同じく、常に国民の運動の最前線にあった戦闘的な僧侶は、この時新鮮な衝撃を受けたのである。(イラン国民の新たな闘争の開始は、イラン暦 1341 <西暦 1962> 年に合致する太陰暦 1382 年である。)

運動の前衛

専制体制の基盤を増強し、世界帝国主義に対するイランの政治的、文化的、経済的従属性を強固ならしめることを目的としたアメリカの陰謀であった「白色革命」に対してイマム・ホメイニ師は鋭く抗議したが、そのことこそ、国民の一致団結を生み出したものであった。その結果、イラン社会の偉大な、流血の革命がイラン暦 1342 (西暦 1963) 年ホルダード月に開始された。事実、それはこの反乱の開花した出発点でもあり、革命の核心としてのイマム・ホメイニ師のイスラム的指導性が確立された時でもあった。

屈辱的な屈服条約(合衆国の軍事顧問に法律上の特権を与えている)に対して反対したために、師はイランから亡命を余儀なくされたにもかかわらず、イマム・ホメイニ師と国民の間の忠誠の絆は、さらに強まった。イランのイスラム教徒人民、とりわけ知識人と僧侶たちは、投獄と拷問、処刑、亡命の真只中であって闘争を続けた。

一方、社会の有識かつ有責の部門にある人々は、彼らの大学や寺院の根拠地から、世論を啓発する役割を続けていた。彼らは、イスラム教の革命的な教義に鼓舞され、イラン国民の自覚を高めるといふ実り多い努力を始めた。

専制体制はすでに、大学、寺院、コム・フェイジッヒ神学校、その他の革命の中枢部を攻撃することによって、このイスラム運動を圧殺することを決定していたが、国民の怒りから身を守るために、最も野蛮で悪辣な手段に出た。

銃殺、すさまじい拷問、長期投獄刑、これらは、イランのイスラム教徒人民が犠牲もかえりみず闘争を続行する献身性の証しとして支払い続けたものである。

「アラーは偉大なり」の叫びとともに軍隊によって銃殺されたり、街頭で標的となって殺された幾百という革命の大義に忠誠を尽くした若い男女の流した血は、革命を休みなく前進させた。革命の種々の様相について、絶え間なく送られてくるイマム・ホメイニ師の宣言やメッセージは、この闘争に奥行と深みとを与えた。

イスラム政府

専制体制の抑圧が頂点に達した時、イマム・ホメイニ師によって提示された僧侶による統治という概念に基づいたイスラム政府案は、イスラム教徒に対し、闘争を継続する上で明確であいまいさのない動機を与え、国の内外で闘う者の努力を結集させることとなった。

斗争は衰えることなく続いた。そして国内において無辜の民に対して続けられる弾圧への全般的な不満と公然たる怒りは、世界的な規模での斗争の反響とともに、前政権の基盤を揺さぶり、ついにイラン国民への弾圧を緩和させるほどまでになった。

体制を完全かつ全面的な崩壊から救い出すために、「開かれた政治的環境」なる時代が最

後の瞬間に採り入れられた。しかし、国民は、師の確信に満ちた断固たる指導の下で、さらに拡大した水準へと恐れずに闘争を継続する決意を固めていた。

国民の怒り

僧侶、とりわけイمام・ホメイニ師を侮蔑する西暦 1977 年 1 月 7 日の書簡の公表は、革命闘争の勢いを強め、国民の怒りを爆発するまでに高めた。専制体制は、爆発する国民の怒りを残忍な暴力に訴えて鎮圧しようとしたが、そのような措置は革命の炎に油をそそぐ結果となったばかりか、国民の怒りはさらに一層高まった。

あらゆる社会階層の男女の団結、抗議の行進及び示威行動への国民の参加、これらは闘争勝利の大きな要素である。ある者は腕に赤子を抱いて、またある者は恐れ気もなく銃剣や機関銃に立ち向かい、このようにして女性たちが貢献した強大な力は、どのように評価しても評価しすぎることはない。

国民の支払った代価

革命という樹は、6 万人を超える犠牲者と、何十億リアルという物質的損失を一年間の闘争中に出した後に、ついに「独立・自由・イスラム政府」の叫びの真只中で根を下した。

忠誠、目的の一致、闘争が危機的な段階にあった際の断固たる指導性 これらを依り所とするこの偉大な運動は、帝国主義者どものあらゆる計算をみごとに粉碎し、全世界の人民の闘争において新たなページを切り開いた。

イラン暦 1357 年バハマン月 21 日及び 22 日こそは、イランにおける君主制、専制、他国による支配の崩壊を刻印した歴史的な日々である。イラン国民は、宗教的指導者とともに、投票者の 98.2 パーセントがイスラム共和国支持を示した国民投票によって、イスラム共和国樹立の確固たる明白な決意を表明した。

社会における政治的、社会的、文化的及び経済的諸関係の表現として、憲法は、現時点において、イスラム政府の基礎の地固めのために、そしてまた前専制体制の廃虚のあとにわが国の政府を樹立する新たな計画の提示のために、途を開くものでなければならない。

イスラム教における政府の方法

イスラム教の観点からすれば、政府はいかなる階級的差別の産物でもなければ、社会のあるグループ、ある階級の至上権の産物でもない。それどころか、それは共通の理想と目的へ向って前進しうるように自らを組織していく国民の政治的目標である。しかしてその共通の理想と目的とは、神へと向う運動にほかならない。

わが国は、革命的高揚の過程において、全世界を抱擁するイスラムの文化に回帰するために、自ら専制体制の汚物を拭い去り、他国の文化と思考方法を取り去った。イスラム教の教えという確たる基盤の上に、模範的な社会を築く緒に着いたのである。

イスラム共和国の憲法の目的は、イスラム教の気高い価値観に基づいて、人が能力を伸し、成長することができる条件を創ることにある。

全てを奪われていた人々が自らの抑圧者に勝利するための運動であったイラン革命のイスラム教的内容に正当な考慮を払い、本憲法は、この革命の継続のために国内的及び国際的な基盤を用意するものであり、とりわけ、統一された世界共同体の来臨のための道を準備するために、他のイスラム教国との関係を進展させるための基盤を用意するであろう。

この偉大な運動の現実に基づき、本憲法は、あらゆる形態の社会的、あるいは知的な抑圧、経済的な搾取を廃絶することを保障するものである。専制体制を打破しざるに当たっ

て、本憲法は、国民の運命を自らの手に任せるべく努めるのである。

我々の社会の基盤として新たな政治的基礎を築くに際して、清廉潔白で正直な人物が政府の指揮をとり、すべての法律は、コーランの教えと伝統に従って決定されるであろう。

それゆえ、政府に公正さを保証するために、信仰深い博識なイスラム教学者による真剣かつ細心の監督が必要である。イスラム政府の目的は、人が一層高貴な自己へと成長し、神性の領域に到達することを可能とするために、すべての人間の才能、隠れた能力の開花のための土壌を準備することにある。この目的の達成は、わが社会のすべての成員が、政府へ活発かつ広範囲に参加することによってなされなければならない。

憲法は、政治的決定作成のすべての段階において社会のすべての成員が参加しうるような基盤を用意するであろう。なぜならば、人類の進歩発展において、すべての個人が社会の成長と発展の中で育てられていくからである。現実にはこれは、剥奪されてきた人々の政府を実現することになる。そしてそれは、コーランがこの世の剥奪され、抑圧されていた人民に約束していたものである。

僧侶による統治

憲法は、僧侶のグループの指導性を認める基盤を準備するであろう。そのグループの成員は、国民に個人的に知られ、かつ尊敬されているものとする。それは僧侶が、様々の政治組織が彼らの真のイスラム教的任務と義務から逸脱しないよう保護するためである。

経済はそれ自体が目的ではなく、むしろ目的のための一手段である

人間社会の成長と発展の過程において、イスラム経済の強調すべき原理は、富の集中と利潤の追求を目的とする他の経済体制とは異なり、すべての人間の必要性を充足するという点にある。

物質主義指向型の社会においては、経済はそれ自体が目的となり、それゆえに経済的発展の各段階において、経済は、破壊・腐敗・損失の要素となる。しかしイスラム教においては、経済は、人間を神に一層近づけるといふ目的の達成に使用されるべき道具なのである。

右の見解に基づいて、イスラム政府の経済計画は、様々な人間の創造力を顕現させるための基盤を準備するであろう。それゆえ、人間の欠乏を充足することと同様、均等な教育及び雇用の機会を用意することも、イスラム政府の責任の範囲内に入るものである。

女性の地位

イスラム教に基づく社会的政治的基盤が樹立されるとともに、今日まで他国の植民地主義並びに搾取に苦しめられていた人々は、自らの尊厳を取り戻し、再び真の人間としての自らの存在を見い出すであろう。

この点に関して、前専制体制の下でとりわけ卑しめられ、苦しめられてきた女性は、より大きな自由を享受するとともに、より大きな責任を引き受けることになるであろう。

家庭は、社会の基本単位であり、教育、人間性と人格の形成及び発展がなされる主要な場である。イスラム教の観点からは、家庭内において社会的調和を保つことは、文明的な存在にとって基本的原則の一つである。社会的調和と尊厳性を獲得するために適切な設備を準備することは、イスラム政府の義務の一つである。

そのような条件下で、女性はもはや単なる性的快楽の対象とか、あるいは利潤や消費統計にとりつかれた経済学者の手中の道具と見做されることはないであろう。それどころか、

社会の真の尊敬をかち得て、我々の共同体内に榮譽ある地位を占め、将来の世代の母及び教師としての役割を引き受けるであろう。

軍 隊

国の防衛力の設置に当たっては、イスラム教の教義と、イスラム教の原則における信仰に格別の注意を払わなければならない。この点をふまえ、イランにおけるイスラム軍及び革命軍は、単に国境を防御し安全を保証するためばかりでなく、神の名において、全世界に神の法がうち立てられるまで、聖戦を闘い抜くためにも組織されるのである。

司 法 部

イスラム教の教義から逸脱することを防ぐためばかりでなく、国民の権利と自由を守るという観点からも、司法部を設置する問題はきわめて重要である。このために、イスラム教の原理を十分に熟知している裁判官から成る司法制度がイスラム的正義を執行するために設立されるものとする。

この制度は、それがもつ決定的かつ基本的な重要性のゆえに、他の政治部門とはいっさいの不健康な結びつきをもたないということが根本である。

行 政 部

政府の行政部門は、イスラムの法と教義を遂行する上でその特別の意義と、非常に重要なイスラム教の目的の達成を可能にするその役割のゆえに、専制体制の産物であるはなはだしい官僚機構を強く拒絶し、かつ効果的で迅速なやり方で国民に対する義務を果す努力をするものとする。

マス・メディア

マス・メディア（ラジオとテレビジョン）は、イスラム文化に奉仕するものでなければならない。また社会にある種々の異なる見解及び思想の健全な交換を通じて十分に利益を引き出すものでなければ成らない。逸脱的、破壊的、かつ反イスラム的題材の普及は、厳しく慎まなければならない。

すべての個人は、その最大の目的が人間性の自由であるような原理に従う道徳的義務を有するものである。我が国民は、公務を遂行する誠実で経験ある人物を選び、彼らの仕事を監督することによって、その社会が世界の他の人々にとっての手本・模範とされるようになる希望をもって、イスラム社会の創造に積極的に参加することが、根本的に重要なことである。

代 議 員

国民から選ばれた代表者から成る専門家の会議は、各種国民のグループが提出した案及び政府の草案を検討し、今世紀が全世界の被抑圧者の勝利と抑圧者の敗北の証人となることを熱い思いで願いつつ、予言者モハメッドのヘジラ 1400 年記念の前夜に、12 部 175 条の原則から成る憲法の検討を完了した。

インド

インド憲法（1949 年）

われらインド国民は、インドを主権を有する社会的・政教分離主義的・民主主義共和国となし、すべての公民に

社会的、経済的および政治的正義
思想、表現、信条、信仰および崇拜の自由
地位および機会の平等

を確保し、

かつ、すべての公民に

個人の尊厳と国民国家の統合・保全をもたらす友愛を促進することを
厳粛に決意し、

1949年11月26日憲法制定議会においてこの憲法を採択、制定し、かつわれら国民自身に
付与する。

インドネシア

インドネシア憲法（1945年）

独立は、あらゆる民族の本質的権利であり、植民地主義は、人道と正義にもとるものであるが故に、この世から一掃しなければならない。

しかし、インドネシアの独立闘争運動は、インドネシア国民を、自由、統一、主権、正義、及び繁栄のインドネシア国の独立へとつつがなく導くことによって、いまや歡喜に満ちた時点に到達した。

全知全能の神の恵沢と、独立した自由な国民生活を享有せんとする崇高な熱望とにより、インドネシア国民は、ここに、その独立を宣言する。

さらに、インドネシア全国民とインドネシア全国土を保護するインドネシア国政府を樹立し、一般福祉を増進し、国民の知的生活を促進し、自主独立、恒久の平和、及び社会正義に基づく世界秩序の建設に貢献するために、インドネシア民族独立の構造は、国民主権を具有する共和国体、並びに唯一・最高神への帰依、公正にして教化された人間性、インドネシアの統一、及び代表者間の話し合いを通じて、インドネシア全国民に、社会正義の条件を創造する合意の政策をもって指導される民主主義に基づき制定されるインドネシア国憲法によって規定される。

カタール

カタール国暫定憲法（1970年）

朕、アハマド・ビン・アリ・アル・サニー・カタール国首長は、

朕と同胞が、祖国のために、自由、権力、尊敬、及び尊厳を獲得する最善の方法を供給したいという共通の意思を分かちあっているが故に、

かつ、アラブ首長国連邦こそがそのすべての構成国にとって安定と発展並びに繁栄を保證することのできる理想的な手段であると信ずるが故に、アラブ首長国連邦内でのわが国のよりよき未来、より高き文明水準の実現を確保するための最善の方法と、同連邦構成国と大アラブ国家のその他の諸国との実り多き兄弟のごとき緊密な紐帯を強固にする最善の方法を、朕と国民がともに採択することができるような相当程度の生活を国民に与えるこ

とが、わが最大の神聖かつ貴重な願望であるが故に、

かつ、これらの願望の達成がわが首長国によってその包括的發展を実現するためにとられてきた、また現にとられつつある重要な手段に加えて、わが国の現況並びに現下の政治体制の適用上、今日の原初的暫定段階を通じてその現実の必要性と可能性とに合致するような方法で、公の機関とその権限及び公の機関の相互関係並びに公の機関に対する市民の権利義務の規律に関する主要原理の決定を必要とするが故に、

ここに、漸進的發展の必要性を顧慮して、必要かつ相応の段階でこれらの最高の目標を達成し、市民に対し付加的な政治的自由と種々の分野における正義と平等の保障を与え、かつまた国務の執行に際し、有能な市民の参加を得て、その助言により利益を得ることを可能とする諮問会議の設置を通じ、政府の諮問的基礎を強固にすることを目的として、この最初の試みの結果に照らし、完全な憲法を発し、暫定期間の終了後にそれを採択するときがくるまで、本暫定憲法を発することが望ましいと思料される。

前記の考慮に基づき、朕はここにこの暫定憲法を布告し、前記暫定期間中、国家は、この憲法の規定に従い、統治されるべきことを命ずる。

韓 国

大韓民国憲法（1987年）

悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は、三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚して、正義・人道と同胞愛をもって民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不義を打破し、自律と調和をもとに自由民主的基本秩序をますます確固にし、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させるようにし、自由と権利に伴う責任と義務を完遂するようにし、内においては国民生活の均等な向上を期し、外においては恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することによって、われらとわれらの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓いながら、1948年7月12日に制定され、八次にわたって改正された憲法を、ここに国会の議決を経て国民投票により改正する。

カンボジア

カンボジア王国憲法（1993年）

我々カンボジア国民は、

常に裕福で、偉大な、傑出した文明をもち、ダイヤモンドの如く高貴な威光を放つ、繁栄し、栄光ある民族であり、

過去20年に亘る苦難と破壊、著しい衰退を経て、

覚醒し、断固として再興し、民族統一の強化並びにカンボジアの領土保全、尊い主権及びすばらしいアンコール文明の維持と防衛のための結集を決意し、人権を保障し、弛まぬ進歩、発展、繁栄及び栄光に向けた民族の将来の運命に崇高な責任を負い、自由な民主主

義体制及び複数政党制に立脚した“平和の島”としてのカンボジアの復興を決意し、
断固たる意志をもって、
カンボジア王国憲法を次のように定める。

《参考1》クメール共和国憲法（1972年）

世界で最も古く偉大な文明のひとつであるモン・クメール文明を有し、アンコール朝より1970年3月18日のできごとに至る歴史のうちにはしばしば悲惨な変遷を経験してきた我らクメール人民は、

我らの民族の文化の復興と更なる発展に取り組み、

世界人権宣言のうちに謳われた基本原理の我らの堅固な愛着を厳粛に宣言し、

すべてのクメール人の繁栄のために、人間による人間の搾取、抑圧及び不寛容が禁止された政治的・社会的民主主義を増進し、

王政復古と個人による権力樹立のいかなる企てにも反対して、我らの共和政体を擁護し、領土保全、独立及び統一を擁護することを決意した。

我らクメール人は、常に我らの平和理念に忠誠を尽くし、

世界の恒久平和に対する我らの希望と、

進歩と平和のために民族、政治体制の別なくあらゆる国家と積極的に協力する、という我らの決意を再確認する。

これらの証として、我らは、以下のとおり、本憲法を宣言する。

《参考2》民主カンブチア憲法（1975年）

人民、労働者、農民及びその他の勤労者とカンブチア革命軍戦闘員、幹部の神聖且つ基本的な希求に立脚し、

カンブチア民族全体の95%以上を占め、人民と国家の解放のための戦争の遂行に最も重い責任を担い、生命、財産、そして献身によって最大の犠牲を払い、躊躇なく前線に奉仕し、何千もの子どもや夫を前線における戦いに躊躇なく捧げた人民、殊に勤労者、貧農、下層中流農民、その他の都市、農村の勤労者階層の意義深い役割に鑑み、

昼夜の別、乾季雨季の別なく勇敢に戦い、あらゆる艱難辛苦、食糧、医療、武器弾薬その他の物資の不足を堪え忍び、国家と人民の解放のための偉大な戦争のために三種類のカンブチア革命軍が払った貴い犠牲に鑑み、

全カンブチア人民及び全カンブチア革命軍による、独立、統一、平和、中立、非同盟、領土保全、貧富及び搾取被搾取の別なく真の幸福、平等、正義、民主主義を体現した民族社会を享有する自主独立のカンブチア、偉大な民族連帯の下で調和的に生き、ともに肉体労働にいそしむ勢力に加わり、国土の建設と防衛のために生産を向上させる社会への希求に鑑み、

また1975年4月25、26及び27日に開催され、右の全カンブチア人民及び全カンブチア革命軍の希求を尊重し、承認することを厳粛に宣言した特別国民大会の決議に鑑み、

カンブチア憲法を次のとおり定める。

《参考3》カンブチア人民共和国憲法（1981年）

カンブチア人民は、何千年にもわたってアンコール文明に体现され、またアンコール文明を誇りとする祖国の建設及び防衛のために戦ってきた。人民は、しかしながらその労働の賜物を享受し、その伝統を発展させることはできず、純粋な民族文化及び人間的且つ平和な特性は、奴隷制、封建制度、帝国主義のくびきに繋がれ、抑圧されてきた。

フランス植民地主義者は、19世紀末に我が国、ベトナム及びラオスを侵略し、占領し、植民地とした。我が人民は、ベトナム及びラオスの人民が同様の状態にあることに気づき、団結して共通の敵と戦ってきた。我が人民並びにベトナム人民及びラオス人民の闘争は、帝国主義及び植民地主義と戦う世界中の人民に積極的に貢献した。

世界の帝国主義の首謀者であり、帝国主義の憲兵たるアメリカ帝国主義は、その間、干渉から軍事侵略まで、あらゆる種類の策略をめぐらし、インドシナ半島全体をアメリカ型新植民地主義のくびきの下においた。我が人民は、再度立ち上がり、侵略者アメリカと戦った。我が人民は、1975年初頭、ベトナムとラオスの密接な協力を得た闘争の末、アメリカ帝国主義者とその傀儡に対する勝利をおさめた。これらインドシナ人民のアメリカ帝国主義者に対する闘争の勝利は、世界の植民地主義に対する闘争の歴史における勝利である。

我が人民は、1975年4月17日以後、平和、独立及び自由を回復し、国家を再建するはずであった。しかし、ポル・ポト、イエン・サリ、キュー・サンファン一派は北京の拡張主義者及び覇権主義者の傀儡となることに合意した。この一派は、4年間にわたって権力を掌握し、革命の成果を破壊し、何百万人もの無実の人民を虐殺し、基本的人権を踏みこじり、我が輝かしきカンブチアの経済的、社会的及び文化的基盤を破壊した。親中国一派である反動主義者に対する屈服とその命令への服従は続き、軍事力をもってベトナム国境を侵略し、対米戦争において戦場の友であり、アメリカ帝国主義との闘争とともに輝かしい勝利をおさめた兄弟隣人を虐殺した。

我が人民は、集団殺害及び中国反動主義者に領土を奪われる危機に瀕し、生き残るため、すなわち野蛮なポル・ポト、イエン・サリ、キュー・サンファン体制を終わらせるための選択肢はひとつしかなかった。明確に示された党の政治路線、カンブチア救国民族統一戦線（KNUFNS）の強固な団結、ベトナム軍及びベトナム人民の真摯な援助並びに社会主義兄弟諸国及び世界の平和を愛する国民からの支援に感謝しつつ、我が人民は、1979年1月7日、集団殺害体制に最終的な大勝利をおさめた。人民の国家権力は、組織され、カンブチア人民革命党（KPRP）は、直ちにカンブチア全土をその支配の下においた。この輝かしい歴史は、我が歴史に新たな一章を開き、我が人民に正当な願いである、我が愛するカンブチア再建のための独立、自由、民主主義及び真の尊厳の主人となる権限を与えた。アメリカ帝国主義及びその他の勢力と共謀して策動する北京の中国拡張主義者及び覇権主義者は、我が国の革命の破壊に着手した。しかし、カンブチアの状況は転覆することはできなかった。我が人民は勝利し、敵は、敗北を宣言された。

勝利をおさめた我が人民の闘争の歴史は、党の正しい政治路線に啓発された全人民の団結の勝利という真理を鮮明に証明している。

カンブチア人民共和国憲法は、我が人民の苦難と衰退を克服するための永きにわたる戦いの結果である。この憲法は、我が全人民の民族独立及び漸進的に社会主義に前進する祖国を断固として防衛する意思及び目的を反映する。団結し、愛国主義とプロレタリア国際

主義者の連帯を高く掲げる我が人民は、この憲法を真摯に履行し、独立、平和、自由及び幸福のカンプチアの建設に勝利することを決する。

すべては祖国の崇高な利益と人民の幸福のために。

カンプチア人民共和国 万歳

《参考4》民主カンプチア連合政府憲法一般原則（1989年）

カンプチア人民は、アンコール・ワットに象徴される何千年もの栄光あるクメール文明を継承する者として、永遠なる民族意識の擁護を宣言する。

カンプチア人民は、この目的のため、主権、人としての政治的、経済的及び社会的権利並びに民主的で自由な議会体制の原則に対する愛着を厳粛に表明する。

カンプチア人民は、民族の統一と発展、祖国の防衛、正義と自由、万人の平等と安全を希求する意思を、ここに宣言する。

北 朝 鮮

朝鮮民主主義人民共和国憲法（1998年）

朝鮮民主主義人民共和国は、偉大な領袖金日成同志の思想と領導を具現した主体の社会主義祖国である。

偉大な領袖金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国の創建者であり、社会主義朝鮮の始祖である。

金日成同志は、永久不滅の主体思想を創始して、その旗の下に抗日革命闘争を組織、領導し、栄えある革命伝統を整えて祖国光復の歴史的な偉業を成し遂げ、政治・経済・文化・軍事の各分野で自主独立国家建設のしっかりした土台を築いたことに基づき、朝鮮民主主義人民共和国を創建した。

金日成同志は、主体的な革命路線を提示して多くの段階の社会革命と建設事業を賢明に導き、共和国を人民大衆中心の社会主義の国として、自主・自立・自衛の社会主義国家として強化、発展させた。

金日成同志は、国家建設と国家活動の根本原則を明示し、最も優越した国家社会制度と政治方式、社会管理体系と管理方法を確立し、社会主義祖国の富強・繁栄と主体革命偉業の継承・完成のための確固たる土台を整えた。

金日成同志は「以民为天」を座右の銘としてつねに人民とともにおり、人民のために一生をささげ、崇高な仁徳政治で人民を見守って導き、全社会を一心団結した一つの大家庭へと転換した。

偉大な領袖金日成同志は民族の太陽であり、祖国統一の救いの星である。

金日成同志は、国の統一を民族の至上課題として、その実現のためにあらゆる労苦と心血を注いだ。

金日成同志は、共和国を祖国統一の威力ある堡壘として固める一方、祖国統一の根本原則と方途を提示し、祖国統一運動を全民族的運動として発展させ、全民族の団結した力で祖国統一偉業を成就するための道を開いた。

偉大な領袖金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国の対外政策の基本理念を明示し、そ

れに基づいて国の対外関係を拡大、発展させ、共和国の国際的権威を高くとどろかせた。

金日成同志は世界政治の元老であり、自主の新時代を開拓して、社会主義運動と非同盟運動の強化・発展のために、世界の平和と人民間の親善のために精力的に活動して人類の自主偉業に不滅の貢献を果たした。

金日成同志は、思想理論と領導芸術の天才であり、百戦百勝の鋼鉄の靈将であり、偉大な革命家、政治家であり、偉大な人間であった。

金日成同志の偉大な思想と領導業績は、朝鮮革命の万年の財宝であり、朝鮮民主主義人民共和国の隆盛・繁栄のための基本的保証である。

朝鮮民主主義人民共和国と朝鮮人民は、朝鮮労働党の領導の下に偉大な領袖金日成同志を共和国の永遠の主席として高く奉じ、金日成同志の思想と業績を擁護、固守して継承、発展させ、主体革命偉業を最後まで完成させてゆくであろう。

朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、偉大な領袖金日成同志の主体的な国家建設思想と国家建設業績を法にした金日成憲法である。

クウェート

クウェート国憲法（1962年）

恵み深く、慈悲深いアラーの名において、クウェート国首長、アブドラ・アル・サリム・アル・サバーハは、

われらの親愛なる祖国に民主的統治方法を達成することを希求し、かつ

アラブ民族主義の推進と世界平和の促進、並びに文明開化におけるこの国の役割に確信を寄せ、かつ

祖国がより大きな繁栄とより高い国際的地位を享有し、また市民がより多くの政治的自由、平等、及び社会的正義を具備するよりよき未来、個人の尊厳を高め、公共の利益を擁護し、祖国の統一と安定を維持する諮問的統治方法を適用することにより、アラブ民族に固有の伝統を護持する未来の確立に努力し、かつ暫定期間中の政治形態に関する 1962 年の法律第 1 号を考慮し、かつ

憲法制定会議の決議に基づき、

ここに、以下の憲法を承認し、かつ公布する。

シリア

シリア・アラブ共和国恒久憲法（1973年）

アラブ民族は、統一民族であったときには、人類の文明を築くのに偉大な役割を果たすことができた。しかし、アラブの民族的団結の絆が弱まったときには、その文明化の役割が後退し、植民地征服の波がアラブ民族の統一を粉碎し、その領土を占領し、かつその資源を略奪した。われらアラブ民族は、他の解放された民族とともに、文明と進歩の建設に目ざましい役割を演ずる目的をもって、この現実を克服し、かつ歴史の檣舞台に返り咲くことができるものと信じて、これらの挑戦に堪え、分割、搾取、及び後進性という現実を拒

絶してきた。

今世紀前半の末期には、直接的な植民地主義からの解放を達成するためにアラブ人民の闘争は拡大し、各国でますます重要性を帯びてきた。

アラブの大衆は、独立を、彼らの目標及び犠牲の目的として認識するのではなく、彼らの闘争を強化する手段として認識し、また統一、自由、及び社会主義というアラブ民族の目標を達成するために、彼らの愛国的・進歩的勢力の指導の下で、帝国主義、シオニズム、及び搾取の諸勢力に対する絶え間のない闘争における一歩進んだ局面として認識してきた。

シリア・アラブ地方においては、われら人民大衆は、独立後もなお闘争を続けた。その進歩的な発展を通じて、人民大衆は、アラブ・バース社会主義党の指導の下で 1963 年 3 月 8 日の革命を引き起こしたことによって、偉大な勝利を収めることができた。アラブ・バース社会主義党は、国家の権威を、統一された社会主義アラブの社会を建設するための闘争に供する手段としてきた。

アラブ・バース社会主義党は、アラブの統一にその健全な革命的意味を与え、民族主義者と社会主義者の闘争とを連結させ、かつアラブ民族をその栄光ある過去に結び付け、また、将来、全人民の自由の大義のために勝利を達成する際にその役割を果たすことを可能にしたというアラブ民族の意思と希望を具現するアラブ世界最初の運動である。

党の戦闘的闘争を通じて、1970 年 11 月 16 日の矯正運動が、われら人民の要求と希求とに応えた。この矯正運動は、党の精神、原理、及び目的の重要な質的发展であり、かつこれらの忠実な反映である。またこの矯正運動は、われら多数の大衆の利益にとって数多くの重要な構想を実現するのにふさわしい環境を創り出した。第一にそれは、統一への呼びかけに応じて、優れてアラブの良心を具現するアラブ共和国連邦の出現を創出したが、これは、帝国主義及びシオニズム、地域的紛争、及び分離運動に反するアラブの共同闘争によって支持され、かつ支配と搾取に反対する現代のアラブ革命によって確認されたものである。

矯正運動の支援を受けて、われら人民大衆の民族的統一の強化へと導く道程に重要な一歩が踏み出された。アラブ・バース社会主義党の指導の下に、われら人民の要求と利益に合致し、かつ統一された政治組織のなかでアラブ革命機関の統一を進めようとする方式により、進歩的な考え方をもちた民族主義的・進歩的戦線が現出した。

この憲法の完成は、人民民主主義原理の道程にわれら人民闘争の栄冠をかぶせ、将来に対する人民の行手に明確な指針となり、国家とその各種組織の運動の調整者となり、かつまた、立法の源泉となるものである。

本憲法は、以下の主要原理にその基礎を置く。

- 一、広範なアラブ革命は、統一、自由、及び社会主義を求めるアラブ民族の希求を実現するのに当面かつ継続的に必要なものである。シリア・アラブ地方における革命は、広範なアラブ革命の一部である。全領域におけるその政策は、アラブ革命の全体的戦略から派生する。
- 二、分裂という現実の下で、いずれのアラブ国家によるすべての偉業も、その目的を十分に達成することができなくなり、また、これらの偉業がアラブの統一によって支持され、保持されない限り、歪曲と逆行に晒され続けることになる。同じく、いずれのアラブ国家もが帝国主義とシオニズムの勢力に晒される危険は、同時に全アラブ民族を脅威に

陥れる危険でもある。

三、社会主義秩序の確立のための前進は、アラブ社会の要求から生ずる必要物であるばかりでなく、シオニズムと帝国主義との闘争においてアラブ大衆の潜在力を動員するために基本的な必要物でもある。

四、自由は神聖な権利であり、人民民主主義は、市民のために自由の行使を保障する理想形態である。けだし、自由の行使は、市民をして、自己の生存する祖国に献身し、祖国を建設し、防衛し、自己の属する民族のために犠牲となることを可能にする尊厳のある人間たらしめるからである。祖国の自由は、その自由な市民によってのみ、これを保持することができる。市民の自由は、経済的・社会的解放によってのみ、これを完成することができる。

五、アラブ革命運動は、世界解放運動の基本的一部である。われらアラブ人民の闘争は、自由、独立、及び進歩のための人民の闘争の一部を形成する。

本憲法は、われらの人民大衆の行動のための指針として役立つ、その結果、人民大衆は、われら人民の闘争の立場を強化し、かつ望まれる未来に向かって前進するために、憲法の原理と規定によって指導される解放と建設のための闘争を引続いて実行するであろう。

スリランカ

スリランカ民主社会主義共和国憲法（1978年）

スヴァスティ・この憲法に祝福あらんことを

スリランカ国民は、仏教暦 2521 年アディ・ニキニ月の満ちていく月の 6 日（1977 年 7 月 21 日木曜日）に自由に表明し、許与したその委任により、その日に選挙された国民の代表に対し、民主社会主義共和国の諸目標を達成するために新共和国憲法を起草し、採択し、かつ施行するよう委託し、かつそのための権能を賦与したので、かつ、スリランカ国民は、当該委任の許与及び圧倒的多数で選挙された国民の前記代表におかれた信任により、代表民主主義の変えることのできない共和政体の原則を是認し、今後の世代のスリランカ国民並びに公正にして自由な社会の創設及び保全のために行う努力を当該世代と分ち合うこととなる世界の今後の世代のすべての人民の尊厳と福祉を保証する無形の遺産として自由、平等、正義、基本的人権及び司法府の独立をすべての人民に保障する一方、スリランカを民主社会主義共和国とすることを厳粛に決意したので、

われらスリランカ国民の自由に選挙された代表は、当該委任に従って、個人の尊厳及び自由を保証し、公正な、社会的、経済的、文化的秩序を達成し、国の統一性を回復し、かつ他国民との協和を確立するために、わが国民に対するその責務を謹んで確認し、国民の諸権利及び諸特権を回復し、保全するための国民の英雄的にしてたゆみない闘争を感謝をこめて想起しつつ、

この憲法を

スリランカ民主社会主義共和国の最高法としてここに採択し、制定する。

中 国

中華人民共和国憲法（1982年）

中国は、世界で歴史の最も古い国家の一つである。中国の各民族の人民は、共同で燦然・輝かしい文化を創造して、光栄ある革命の伝統をもっている。

1840年以降、封建的な中国は次第に半植民地・反封建的な国家に変わった。中国の人民は、国民の独立、民族の解放および民主・自由のために、前人の犠牲と努力に基づき、英雄的な闘いを続けてきた。

20世紀に、中国では、天地を覆すような偉大な歴史的変革が生じた。

1911年、孫中山先生の主宰する辛亥革命は、封建帝制を排除し、中華民国を創立した。しかし、中国の人民の、帝国主義と封建主義に反対する歴史的な任務は、まだ完成されなかった。

1949年、毛沢東主席を領袖とする中国共産党に導かれた中国の各民族の人民は、長期の困難で曲折に富む武装闘争およびその他の形態の闘争を経た後に、ついに帝国主義、封建主義および官僚主義の統治を覆し、新民主主義革命の偉大な勝利を得て、中華人民共和国を樹立した。それから、中国の人民は、国家の権力を掌握し、国家の主人公になった。

中華人民共和国の成立後、わが国の社会は新民主主義から社会主義への移行を次第に実現した。生産手段の私有制に対する、社会主義改造は既に完成し、人が人を搾取する制度は消滅し、社会主義制度が確立した。労働者階級の主宰する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、すなわち実質上の無産階級独裁は、強固になり、発展した。中国の人民および中国人民解放軍は、帝国主義と覇権主義の侵略、破壊および武力挑発に打ち勝ち、国家の独立と安全を維持・保護し、国防を強化した。経済建設は大きな成果をおさめ、独立のおよび比較的完成した社会主義の工業体系は既に基本的に成立し、農業生産も顕著に高まった。教育、科学、文化などの事業は大きな発展をとげ、社会主義の思想教育は、顕著な成果をおさめた。広範な人民の生活は、かなり改善された。

中国の新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、すべて、中国共産党に主宰された中国の各民族の人民が、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の指示・導引の下に、真理を堅持し、錯誤を是正し、多くの困難と障害に打ち勝って獲得したものである。わが国は長期にわたり社会主義の初期段階に置かれるであろう。国家の基本的任務は、中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って全力をあげて社会主義現代化の建設を進めることである。中国の各民族の人民は、引続き中国共産党の主宰の下に、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きで、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、社会主義の諸制度を絶えず改善し、社会主義市場経済を発展させ社会主義の民主を発展させ、社会主義法制を健全化し、自力更生と刻苦奮闘で工業、農業、国防および科学技術の現代化を次第に実現し、わが国を富強・民主・文明をそなえた社会主義国家に築き上げるであろう。

わが国では、搾取階級は、階級としては既に消滅したが、階級闘争がなお一定の範囲内で長期にわたり存在する。中国人民は、わが国の社会主義制度を敵視し、破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子に対して、闘争を行わなければならない。

台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業の完成は、台湾同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。

社会主義建設は必ず、労働者、農民および知識分子に依拠し、すべての結集できる力を結集しなければならない。長期の革命と建設の過程で、中国共産党が主宰し、各民主党派と各人民団体が参加し、すべての社会主義労働者ならびに社会主義を擁護する愛国者および祖国の統一を擁護する愛国者を包括する広範な愛国統一戦線が既に結成されたが、この統一戦線は引続き強固になり、発展するであろう。中国人民政治協商会議は広範な代表性をもつ統一戦線の組織であり、過去も重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後も、国家の政治生活、社会生活および対外友好活動において、社会主義現代化の建設の推進および国家の統一と団結を維持・保護する闘争で重要な役割をさらに発揮するであろう。

中国共産党の指導する多党協力および政治協商制度は長期的に存続し、発展するであろう。

中華人民共和国は、全国の各民族の人民が共同で作り上げた統一された多民族国家である。平等、団結および相互援助の社会主義の民族関係は既に確立しており、かつ、引続き強化されるであろう。民族の団結を維持・保護する闘争においては、大民族主義、主として大漢民族主義に反対し、また地方民族主義にも反対しなければならない。国家は全力をつくして、全国の各民族の共同の繁栄を促進する。

中国の革命と建設の成果は、世界人民の支持と切り離せない。中国の前途は、世界の前途と密接に関連している。中国は、独立自主の対外政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠および平和共存の五原則を堅持し、各国との外交関係および経済・文化交流を発展させ、帝国主義、覇権主義および植民地主義に対する反対を堅持し、世界各国の人民との団結を強化し、被圧迫民族と発展途上国による民族独立の獲得・維持および民族経済を発展させる正義の闘争を支持し、世界平和を維持・保護し、人類の進歩を促す事業のために努力する。

この憲法は、法律の形式で、中国の各民族の人民の奮闘の成果を確認し、国家の基本制度と基本任務を規定しており、国家の基本法であり、最高の法的効力をもつ。全国の各民族の人民、すべての国家機関、武装力、各政党、各社会団体、各企業・事業組織は、いずれも必ず憲法を基本的活動準則にしなければならず、かつ、憲法の尊厳を維持・保護し、憲法の実証を保証する責務を負っている。

トルコ

トルコ共和国憲法（1980年）

永遠なるトルコの祖国と国民との全体性及び神聖なトルコ国の存立に対する、共和国期で他に例を見ない分離主義的かつ破壊的流血を伴う内戦が現実のものとなる時に近づきつつあるこの時期に：

トルコ国民の不可分の部分であるトルコ国軍が、国民の要求に応じて実現した1980年9月12日作戦の結果、トルコ国民の法的代表である制憲議会によって起草され、国家保安評議会によって最終的形態が付与され、トルコ国民によって承認され、直接にトルコ国民の手で制定されたこの憲法は：

トルコ共和国の創設者たる、不滅の指導者たる、比類なき英雄アタチュルクの示した民族主義的知性と彼の改革と原則の方向において；

世界の国家の平等権を有する名誉ある構成員として、トルコ共和国の永遠の存在、繁栄、物質的精神的幸福と現代文明の水準に達するとの決意の方向において；

権力の分立が、国家機関間での上位順を意味せず、特定の国家権限の行使から成立ち、かつこれに制限された文化的な分業と協力であること、及びその至上性が憲法と法律においてのみ存在することを；

トルコの国家利益、国家と国土とが不可分であるというトルコの存立の原則、トルコ人であるという歴史的・精神的価値、アタチュルクの民族主義・原則・改革・文明性に反しては、いかなる思想も見解も保護されず、また世俗主義の原理の必然としての神聖な宗教的感情が国家の業務及び政治に絶対に関与することがないことを；

すべてのトルコ国民が、この憲法における基本的権利と自由を平等と社会的正義の下で享受しつつ国民文化、文明及び法的秩序の中で誇りある生活を送り、物質的かつ精神的存在をこの方向で発展させる権利と権限を生まれながら有することを；

全体としてのトルコ国民の国民的名誉と誇り、国民的喜びと悲しみ、国民的存在に対する権利と義務、恩恵と、国民のあらゆる種類の悲しみにおいて一体と成ることを、相互の権利と自由に対する完全な敬意、相互の深甚なる愛と兄弟感による、及び「内に平和、外に平和」の希望と信念の中で、安寧な生活を希求する権利があることを；

思想、信条及び決意をもって理解し、その文言と精神に対し敬意と誠実さをもって解釈して適用するために、

トルコ国民によって、民主主義を熱望するトルコの子供達の祖国と国民の愛情に信託される。

バハレーン

バハレーン国憲法（1973年）

神の御名において、かつバハレーン首長、イサ・ビン・スルマン・アル・ハリファにより授けられた天恵と僥倖をもって、立憲的統治の開始段階にあたり、アラブ主義とイスラームの宏漠のさなかにあったバハレーンの往時を偲び、かつ統治と執行の責任の大半に与かる協議と正義に基づいた将来の制度を確立し、自由と平等を確保し、兄弟の絆と社会的団結を強化し、かつ、アラブ民族と国際社会の一員としてのわが国の責任を自覚し、人間の価値を信奉し、人類に繁栄と至福をもたらし、世界に自由と正義を拡大し、並びに世界平和の維持を目的とする地域的、国際的努力に効果的に参加することを意図し、かつ、1971年12月16日に発した声明と、1972年6月20日付の法律第12号の勅令を再確認し、国家の憲法を起草すべくなされた憲法制定会議の構成を尊重し、かつその憲法制定会議の決定に基づき、ここに本憲法を裁可し、公布するものとする。

バングラデシュ

バングラデシュ人民共和国憲法（1972年）

1971年3月26日に独立を宣言し、国家の独立のための歴史的な戦争を経て、我々バン

グラデシュ人民は独立で主権を持ったバングラデシュ人民共和国を建国した。

国家の独立戦争に英雄の人々が自らを捧げ、殉職者がその命を捧げるように奮起させた、全能の神、民族主義、民主主義および経済的社会的正義を意味する社会主義における完全なる信用および信頼の高い理想が、憲法の基本的原則であることを誓い、

搾取されることなく、民主主義の過程を経て、社会主義者の社会法の規則、基本的人権、自由、平等および政治的、経済的、社会的正義が全ての公民に確保された社会を実現することが、国家の基本的なねらいであることを誓い、

我々が自由に栄え、人類の積極的な向上心に伴った国際的平和および協力を志向して貢献するために、憲法を保護、擁護し、バングラデシュ人民の意思の体現としてその至上性を維持することが我々の神聖な義務であることを断言し、

憲法制定会議において、西暦 1972 年 11 月 4 日に、この憲法をこのように採択し、制定し、自分自身に与えられる。

フィリピン

フィリピン共和国憲法 (1987 年)

主権を有するフィリピン国民は、全能の神の佑助を祈願し、正義と人道に基づく社会を建設するとともに理想と希望とを体現すべき政府を樹立するため、伝統的遺産を継承発展させ、法の支配と、真実・構成・自由・愛情・平等および平和のための制度に立脚する独立と民主主義とを、われらとわれらの子孫のための恵福として保持し、ここにこの憲法を確定し、公布する。

ベトナム

ベトナム社会主義共和国憲法 (1992 年)

数千年の歴史を通してベトナム人民は祖国を建設・防衛するために努力と創造力を以って勇敢に戦い、団結、礼節、忠誠及び不屈の伝統を鍛え上げ、そしてベトナム文化を造り上げてきた。

1930 年以降は、ホーチミン大統領が設立し、かつ訓練したベトナム共産党の指導のもと、長期にわたる困難かつ犠牲の多い革命闘争を経た後、8 月革命を迎えたのである。

1945 年 9 月 2 日、ホーチミン大統領は独立宣言文を読み上げ、ベトナム民主主義共和国を建設した。その後、数十年にわたり、国内の数々の民族と、また世界の友好国の支援、特に社会主義国及び近隣諸国の貴重な支援を得て数々の勝利を収め、特にディエンビエンフー作戦及びホーチミン作戦により植民主義者及び帝国主義者の 2 度の侵略を打ち負かすことができた。そして国を解放し、統一することができ、そして人民による民主主義革命を完遂することができた。

1976 年 7 月 2 日、統一ベトナムの国会は国名を社会主義共和国と改めることを決議し、社会主義への移行を決意し、国を建設し、国際間の義務を遂行しつつ、祖国を堅忍不拔の精神を以って防衛することにした。抗戦と国家再建の過程で、我が国は 1946 年、1959 年、

及び 1980 年の 3 度にわたり憲法を採択してきた。

1986 年以降は、第 6 回共産党全国大会が採択した総合的国家刷新が実施され、初期的ではあるが重要な成果を収めることができた。新しい状況と課題に対応すべく国会は 1980 年憲法の改正を決めた。

この憲法は政治、経済、文化、社会、国防、保安システムを規定し、人民の基本的権利・義務、各種国家機関の構成・組織及び運営原則も規定している。

マルクス・レーニン主義に照らし、ホーチミン思想により、かつ社会主義への過渡期における国家建設綱領に従い、我が人民は心を一にすることを誓い、国家建設に向けた自助の精神を堅持し、全ての国と平和・友好及び協力の政策を実行し、憲法を遵守し、祖国の刷新、建設及び防衛に関して一層偉大な勝利を得ることを誓うものである。

モンゴル

モンゴル国憲法（1992 年）

我々モンゴル国民は、

国家の独立と主権を強化し、

人の権利と自由、正義及び国民の統合を志向し、

国民国家としての伝統、歴史及び文化を継承し、

人類の文明が達成したものを尊重し、

人間的、市民的及び民主的社会をわが国に建設する事を至高の目的として希求しつつ、ここにモンゴル国憲法を宣言する。

【参考】モンゴル人民共和国憲法（1960 年）

人類が資本主義から共産主義に移行する端緒を開いた偉大な十月社会主義革命は、モンゴル人民の数百年にわたる解放闘争の歴史における転機となり、完全な主権を有する人民民主主義国家を建設する可能性を与えた。

モンゴル人民共和国は、モンゴル人民が 1921 年に人民革命を遂行し、帝国主義的植民地主義者の支配と封建的政権を打倒し、農奴制度を一掃した結果、成立した。

モンゴル人民共和国は、ソ連邦の兄弟のごとき社会主義的援助により、帝国主義的侵略と国内の反動勢力に対して断固として戦い、政治的・経済的独立を強化し、従来支配的であった民族的・社会的圧迫の重大な害悪を除去し、封建階級を一掃し、社会主義的経済と文化を建設した結果、成長し、強化された。

モンゴル人民共和国は、ベ・イ・レーニンの教えに従い、資本主義的發展段階を通過せず、封建制から社会主義に移行する過程において、社会・経済の革命的大改革を行い、新しい社会主義経済を建設し、社会主義的生産関係を全国国民経済において勝利せしめ、勤労人民の生活と文化水準を向上せしめる点において歴史的な大成果を獲得した。

モンゴル人民共和国の使命は、社会主義を完成し、将来、共産主義社会を建設することにある。

モンゴル人民共和国は、平和共存の原則に従い、全世界に強固な平和を保障し、各国民との友好協力を発展せしめ、プロレタリア国際主義の不動の原則を基礎として全世界の社

会主義国家の人民の間に発展強化している兄弟のごとき、打ち破りがたい友好・相互援助協力をあらゆる方法で強化せんとする平和的外交政策を推進する。

マルクス・レーニン主義の原則の基礎の上に、あらゆる方法で社会主義諸国の人民の団結を強化するため、常に留意して戦うことは、モンゴル人民共和国の神聖にして最高の任務であり、向上発展と独立強化のための一層重要な条件である。

モンゴル人民共和国の政治と社会の指導力は、何びとにも勝るマルクス・レーニン主義理論を行動の指針とするモンゴル人民革命党である。

ラオス

ラオス人民民主共和国憲法（1991年）

多民族よりなるラオス人民は、何千年にもわたり、愛すべきこの地に定住し、発展してきた。今から600年以上も前のファー・グム王時代、我々の祖先は、統一されたランサーン王国を建国し、繁栄をもたらした。

18世紀以降、ラオスの国土は、絶えず外部勢力の脅威にさらされ、侵略されてきた。我々人民は共に、祖先から続く勇敢にして不屈の伝統を培い、独立と自由を奪還するため、粘り強く闘争を続けてきた。

過去60年以上にわたり、かつてのインドシナ共産党と現在のラオス人民革命党の的確な指導の下、多民族よりなるラオス人民は、犠牲に満ちた困難な闘争を推し進め、植民地主義者と封建体制による支配と圧制を打破し、1975年12月2日、祖国を完全に解放し、ラオス人民民主共和国を樹立した。かくして国家が真に独立し、人民が真に自由を享受する新時代が始まった。

これまで我々人民は共に、国家の存立を維持し建設するという二つの国家政策上重要な任務を遂行し、まず初期の段階において満足すべき成果を収めることができた。

今や、社会は新たな段階に進み、社会生活を営む上で、我々の国家にも憲法が必要とされるようになった。この憲法は、我が国の人民民主体制に基づく憲法である。この憲法は、祖国を解放し、国家を建設するための闘争において我々人民が獲得してきた偉大なる成果を認識し、新段階の政治体制、社会・経済体制、国民の基本的権利及び義務、国家機構の組織を規定するものである。国家の基本法の中で人民の主権者としての権利が、我が国の歴史上初めて規定されるに至った。

この憲法は、人民による全国的な討議の成果であり、ラオスを平和、独立、民主主義、統一、繁栄の国家にせんとすの目標の達成に向け、共に闘う同胞の長きにわたる希求と強固な決意を反映したものである。

ヨーロッパ

アイルランド

アイルランド憲法（1937年）

すべての権威の源泉であり、また、われらの窮極の目的としての人類及び国家の行動の

帰着点である至聖なる神の名において、われらアイルランド国民は、

数世紀の試練を通じてわれらの祖先を励まし給うたわれらの主イエス・キリストに対するわれらの義務を謙虚に認識し、

わが国民の正当な独立を回復するためのわれらの祖先の英雄的な、かつ、絶え間のない闘争を感謝して想起し、

また、個人の権威及び自由が確保され、真実の社会秩序が保持され、わが国の統一が回復され、及び他の国民との協定が確立されるように、思慮、正義及び博愛を正當に尊重しつつ公益を促進することを求めて、

ここに、この憲法を採択し、制定し、自らに付与する。

アンドラ

アンドラ公国憲法（1993年）

アンドラ人民は、完全に自由に、かつ独立し、その固有の主権を行使して、

アンドラが置かれる地理的、歴史的及び社会文化的環境の進展がもたらした新たな状況にアンドラの制度の構造を一致させる必要並びに共有領主権に遡る制度が、この新たな法的枠組みの中で有する諸関係を調整する必要を意識し、

アンドラ社会において本来常に存在し、尊重されてきたにもかかわらず、具体的な実体的法規による保護を享受してこなかった個人の基本権の行使における法的保障を可能とするあらゆる仕組みを備える便宜を確信し、

自由、正義、民主主義及び社会的進歩といった価値の増進に精励すること並びに相互の尊重、共存及び平和を基礎として、世界の他の国々、とりわけ近隣諸国とアンドラとの調和の取れた関係を維持強化することを決意し、

人類のあらゆる共通の思想、とりわけ地球を完全に保全し、未来の世代のためにふさわしい生活環境を保障するという理想に対する貢献及び努力を行うことを意図し、

アンドラの700年以上の歴史にわたり、その平和な歩みを支配してきた「徳、団結、勇気」の標語が完全に有効な原則であり続け、アンドラ国民の行動を常に導くよう願い、至高の権威をもってこの憲法を承認する。

イタリア

イタリア共和国憲法（1948年）

暫定国家首席は、

憲法制定会議が1947年12月22日の会議においてイタリア共和国憲法を可決したことにより、

憲法補則第18条により、

以下に掲げるイタリア共和国憲法を審署する。

クロアチア

クロアチア共和国憲法（1990年）

1000年におよぶクロアチア人民の民族的起源および国家的存在を表現し、さまざまな国家形態にあって生じたあらゆる歴史的事件をとおして主張し、完全な国家主権にたいするクロアチア人民の歴史的権利にかんする建国思想の発展を保障してきたのは、次のような諸事実〔歴史〕である。すなわち、

7世紀のクロアチア王国の成立、

9世紀に打ち立てられた中世のクロアチア独立国家、

10世紀に成立したクロアチア王国、

クロアチア・ハンガリー〔王国〕人的結合におけるクロアチア国家の主体性の保持、ハプスブルグ王朝の国王の選挙にかんしての1527年のクロアチア議会の自主的で主権的な決定、

1712年以降の国事詔書についてのクロアチア議会の自主的で主権的な決定、

クロアチア人民の歴史的、国家のおよび自然的権利にもとづく支配権力をもつクロアチア三位一体王国の再建にかんする1848年のクロアチア議会の議決、

1712年以降の国家と国事詔書をめぐる法的伝統にもとづくダルマチア、クロアチアおよびスラヴォニア王国とハンガリー王国の関係にかんする1868年のクロアチア・ハンガリー協定、

歴史的および自然的民族的な権利、ならびにかつてのハプスブルク王朝の領土において宣言されたスロヴェニア人、クロアチア人およびセルビア人の国家に依拠して、クロアチアとオーストリア・ハンガリーの国家法上の関係を破棄し、同時に独立クロアチアを成就した1918年10月29日のクロアチア議会の決定、

セルビア人・クロアチア人・スヴェニア人王国へのセルビアとツルナゴラの統合（1918年12月1日）、およびその後のユーゴスラビア王国の宣言（1929年）にかんするセルビア・クロアチア・スロヴェニア国家の民族会議の決定にたいし、クロアチア議会がいかなる承認も与えていないという事実、

ユーゴスラビア王国においてクロアチア国家の自立性を復活させた1939年のクロアチア自治州の成立、

クロアチア全国反ファシズム人民解放評議会の諸決定（1943年）、次いでクロアチア人民共和国憲法（1947年）、そして最後にはクロアチア社会主義共和国憲法（1963 - 1990年）においては独立クロアチア国家の宣言（1941年）に反して表明されているが、第二次世界大戦の時期における国家主権の基礎の確立。

クロアチア人民は、最初の民主的選挙（1990年）において自由に表明された意思により、その1000年にのぼる自国の国家的起源および主権国家としてのクロアチア共和国の樹立の決定を承認する。

すべての歴史的事実と現代世界において承認された一般的原则と、平和および国際秩序の安定にとって基本的前提条件である奪われることのない離脱または連合する権利を含む不可分、不可譲かつ不滅のクロアチア人民の自決権および国家主権にもとづき、クロアチア共和国は、クロアチア人民の民族国家およびその民族および数え切れないほどの少数民族、すなわちセルビア人、ムスリム人、スロヴェニア人、チェコ人、スロヴァキア人、イ

タリア人、マジヤール〔ハンガリー〕人、ユダヤ人およびその他の民族からなる国家として樹立される。

彼らは、クロアチア民族に属する市民との平等を保障され、国連および自由世界の諸国の民主的諸規範にしたがって民族的権利を実現する。

クロアチア人民とすべての市民の意思を決定的に表現した自由な選挙にもとづいて、クロアチア共和国は、人および市民の平等、自由および権利を保障し、彼らの経済的および文化的な進歩および社会福祉を増進する主権的な民主的国家として建設され、かつ発展する。

ス イ ス

スイス連邦憲法（1999年）

全能の神の名において！

スイス国民と邦は、

被造物に対する責任において、

自由および民主主義と、世界に対する連帯と公開の中での独立および平和とを強化するために連邦をつねに革新する努力において、

統一の中の多様性を相互に顧慮し、またそれに留意しつつ生きることの意味において、将来世代に対する共同の成果と責任との自覚において、

自己の自由を〔眠らせることなく〕行使する人だけが自由であること、および、国民の強さは弱者の福祉を尺度として評価されることを確信しつつ、以下の憲法を制定する。

スペイン

スペイン憲法（1978年）

スペイン国民は、正義、自由および安全を確立し、国民全体の幸福を増進することを念願して、主権を行使し、左のとおり決意を宣言する。

憲法および法律の範囲内において、公正な社会的、経済的秩序に従い、民主的共同生活を保障すること、

国民の意思の表明として、法の支配を確保し、法治国家を強化すること、

すべてのスペイン人およびスペイン各地方住民の人権行使を保護し、ならびに文化、伝統、言語および制度を保護すること、

すべての者に価値ある生活内容を保障するべく、文化および経済の発展を促進すること、

進んだ民主的社会を確立すること、ならびに、

世界のすべての人々の間の、平和的關係および実効性のある援助の強化に協力すること、

それゆえ、国会は左の憲法を可決し、スペイン国民はこれを承認する。

ド イ ツ

ドイツ連邦共和国基本法（1949年）（1990年、東西ドイツ統一により改正）

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、
合一されたヨーロッパにおける同権をもった一員として世界の平和に奉仕せんとする意思に満たされて、その憲法制定権力に基づいて、この基本法を制定した。

バーデン＝ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メークレンブルク＝フォークランド、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、ザールランド、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタインおよびテューリンゲンの諸ラントにおけるドイツ人は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を成し遂げた。これにより、この基本法は全ドイツ国民に適用される。

《参考1》ドイツ民主共和国（東ドイツ）憲法（1968年）

ドイツ労働者階級の革命的な諸伝統をひきつぎ、
ファシズムからの解放にもとづいて、
ドイツ民主共和国人民は、
われわれの歴史的な発展の諸過程との一致において、
その社会的、経済的、国家および民族的な自決の権利を実現し、
発展した社会主義社会をつくりあげている。
ドイツ民主共和国人民は、
その運命を自由に決定し、
ためらうことなくこれからも社会主義と共産主義の途、平和と民主主義と諸国民友好の途を歩むという意志にみちて、
この社会主義憲法を定めた。

《参考2》ドイツ・ライヒ憲法（ワイマール憲法）（1919年）

ドイツ国民は、その各民族において一体となり、自由と正義とにおいてその国を再建し、これを強固なものにし、国の内外の平和に貢献し、社会の進歩を推進せんとする意思に満たされて、ここにこの憲法を制定した。

ハンガリー

ハンガリー共和国憲法（1989年）

複数政党制、議会制民主主義、社会的市場経済を実現する法治国家への平和な政治的過渡期に寄与する目的をもって、国会は、わが国に新しい憲法が制定されるまでの間、ハンガリー国憲法典を以下のとおり定める。

《参考》ハンガリー人民共和国憲法（1949年）

偉大なソヴィエト同盟の軍隊は、わが国をドイツ・ファシストのくびきから解放し、地主と大資本家の反人民的な国家権力をうちくだき、われわれ勤労人民のまえに民主主義的

な発展の道をひらいてくれた。旧体制の主人とその擁護者とのはげしい闘いの結果、権力についてハンガリーの労働者階級は、勤労農民と同盟をむすび、ソヴィエト同盟の私心のない援助をうけて、戦争によってあらされた国を復興させた。数十年にわたる闘争によってきたえられたハンガリー労働者階級の指導のもとに、1919年の社会主義革命の経験をもつわが人民は、ソヴィエト同盟をたよりにして、すでに社会主義の基礎の建設をはじめ、わが国は、人民民主主義の道をとって社会主義へとすすみつつある。ハンガリー人民共和国憲法は、この闘争と建設事業のすでに達成された成果と、国の社会的、経済的機構でおこった根本的な変化を反映し、また今後の発展の道をしるす。

フランス

フランス第五共和国憲法（1958年）

フランス人民は、1946年憲法前文で確認された1789年宣言によって定められたような、人権および国民主権の原理に対する愛着を厳粛に宣言する。

共和国は、これらの原理と諸人民の自由な決定の原則に基づき、共和国に加わる意思を表明する海外領土に対して、自由、平等、博愛という共通の理想に立脚し、かつ、その民主的発展を目的として構想された新たな諸制度を提供する。

【参考】フランス第四共和国憲法（1946年）

フランス人民は、人類を隷従させ墮落させることを企図した体制に対して自由な人民がかちえた勝利の直後に、あらためて、すべての人間が、人種、宗教、信条による差別なく、譲りわたすことのできない神聖な権利をもつことを宣言する。フランス人民は、1789年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由、ならびに、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する。

さらに、フランス人民は、現代に特に必要なものとして、以下の政治的、経済的、および社会的諸原理を宣言する。

法律は、女性に対して、すべての領域において、男性のそれと平等な権利を保障する。

自由のための活動を理由として迫害を受けた者はすべて、共和国の領土内で庇護を受ける権利をもつ。

各人は、勤労の義務および雇傭される権利をもつ。何人も、その勤労あるいは雇傭において、その出生、意見もしくは信条によって不利益を被ってはならない。

何人も、組合活動によってその権利および利益を擁護し、かつ、自己の選択する組合に加入することができる。

罷業権はそれを規律する法律の範囲内で行使される。

すべての労働者は、その代表者を介して、労働条件の団体的決定ならびに企業の管理に参加する。

すべての財産、すべての企業で、その事業が、全国的な公役務または事実上の独占の性格をもつかあるいはその性格を取得したものは、公共の所有に属さなければならない。

国は、すべての人に対して、とりわけ子供、母親、および高齢の労働者に対して、健康の保護、物質的な安全、休息および余暇を保障する。その年齢、肉体的または精神的状態、

経済的状態のために労働しえなくなった人はすべて、生存にふさわしい手段を公共体から受け取る権利をもつ。

国は、全国的な災禍から生じた負担について、すべてのフランス人の連帯と平等を宣言する。

国は、子供および成人の、教育、職業養成および教養についての機会均等を保障する。すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国の責務である。

自らの伝統に忠実なフランス共和国は、国際公法の諸規則を遵守する。フランス共和国は、征服を目的とするいかなる戦争も企図せず、かつ、いかなる人民の自由に対しても、決して武力を行使しない。

相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織と擁護のために必要な主権の制限に同意する。

フランスは、海外領土の人民とともに、人種および宗教による差別なく、権利と義務における平等に基礎をおく連合を組織する。

フランス連合は、その各々の文明を発展させ、福祉を増進し、その安全を確保するために、各自の資源および努力を共通のものとし、あるいはこれらを調整する、諸国および諸人民によって構成される。

その伝統的な使命に忠実なフランスは、自らが責任を引き受けた諸人民を、自治を行う自由およびそれらの固有な事務を民主的に管理する自由に導くことを欲する。フランスは、恣意に基づくすべての植民体制を退け、すべての人に対して、公職に対する機会均等、および、ここに宣言され確認された権利および自由の個人的もしくは集団的な行使を保障する。

ブルガリア

ブルガリア共和国憲法（1991年）

われわれ、第7次大国民会議の国民代表は、ブルガリア国民の意志を表現せんとする欲求をもって、

全人類的な価値である自由、平和、人道主義、平等、公正および寛容への忠誠を誓約し、個人の権利、その尊厳および安全を最高の原則とし、

ブルガリアの民族の一致団結と国家の統一を保護する必須の義務を意識し、民主主義国家、法治国家および福祉国家を創建する決意を宣言し、この憲法を制定する。

《参考》ブルガリア人民共和国憲法（1971年）

われわれ

自由と人権、人民の権力と社会の社会主義的改造のための長年にわたる闘争のなかで鍛えられた偉大な革命的伝統の、承継者であるブルガリア人民共和国の市民は、

祖国戦線に結集した労働者階級、勤労農民および人民インテリゲンジャが、ブルガリア共産党の指導のもとに、解放者であるソビエト軍の決定的援助をうけて勝ちとった1944年9月9日の社会主義革命の歴史的勝利、

わが人民民主主義国家の盛んなる発展、

ブルガリア共産党とブルガリア農業人民同盟との間に間に歴史的に創造された、目的と行動の一致、

生産手段のうえに社会的所有の完全なる支配を確立し、人間の人間による搾取を永久に廃絶した社会主義の勝利、

自由な人民の英雄的労働のおかげで建設せられ、たえず人民の福祉の向上していく条件を確保している、進歩した近代工業および新しい協同組合農業、

教育、科学および文化の分野で達成された偉大な成果に

基礎づけられ、

ソビエト社会主義共和国連邦および社会主義的共同体の他の諸国との協力および相互援助、

国際的共産主義運動および労働運動ならびに世界のすべての進歩的勢力の支持に

依存して、

ブルガリア共産党の指導のもとに、党の綱領の実現において、わが国に発展した社会主義社会を建設し、われわれの労働によって社会主義的財産、人民の物質的および文化的富を増大し、社会主義的民主主義を展開し、拡大し、自由な人格の全面的な開花のためのより有利な条件を創り、

ソビエト社会主義共和国連邦および他の兄弟的社会主義諸国との永続的な同盟、親善および全面的協力を強化し、進展させ、

独立と社会的進歩のための人民の正義の闘争を支持し、

世界平和の確保のために、世界中のあらゆる国民の間の相互理解のために、協力することを

堅く決意し、

1947年のブルガリア人民共和国憲法のもつ意義を指摘し、同憲法の基本原則をわが国における社会主義社会建設の新しい段階に即応して、さらに発展させながら、

全人民の投票によって、

この

憲法を採択した。

ポーランド

ポーランド共和国憲法（1997年）

我らが祖国の存在と未来に対して配慮しつつ、

その運命について主権的かつ民主的に決定する可能性を 1989年に回復した我らポーランド国民、すなわち共和国のすべての市民は、

真理と正義と善と美の源泉たる神を信ずる者も、

この信仰を共にはしないが、他の源泉に由来するところの普遍的価値を認める者も、

権利と共同善たるポーランドに対する責務とにおいて平等であり、

われらが祖先に、その労働、巨大な犠牲によって贖われた独立のためのたたかい、国民のキリスト教的遺産と全人類的価値に根ざした文化に対して感謝し、

第一、第二共和国の最良の伝統にたち戻り、

千年を超える成果のうちの価値あるものすべてを未来の世代に伝える義務を担い、
世界に散らばる我らが同胞との共同体の絆によって結ばれ、
人類家族の福利のためにすべての諸国と協力する必要性を自覚し、
人の基本的自由と権利が我らが祖国において侵されていた時代の苦い経験を想起し、
市民的権利を永久に保障し、公的制度の活動に誠実さと円滑さを保障することを希求し、

神または自らの良心に対する責任を感じつつ、
自由と公正の尊重、諸権力の協働、社会的対話に立脚し、市民およびその共同体の権能を強化する補完性の原則に基づいた、国家にとっての基本法として、
ポーランド共和国憲法を定める。
第三共和国の福利のためにこの憲法を適用するすべての者に、
人の生まれながらの尊厳、自由に対するその権利および他の者と連帯する義務を保持することに配慮しつつこれを適用し、これらの原則の尊重をポーランド共和国の揺るぎない基礎とするよう呼びかける。

《参考》ポーランド人民共和国憲法（1952年）

ポーランド人民共和国は勤労者の共和国である。

ポーランド人民共和国は、ポーランド民族の崇高な進歩的伝統をひきつぎ、ポーランド勤労大衆の解放思想を実現する。

英雄的な労働者階級に指導されたポーランドの勤労者は労働者と農民の同盟をたよりとし、プロイセンオーストリアおよびロシアの掠奪者、植民地主義者のおしつけた民族的な奴隷状態からの解放のため、数十年のあいだたたかっけき、またポーランドの資本家と地主による搾取をなくすためにも、たたかっけきた。

占領期間中、ポーランド人民はヒットラーの血なまぐさい侵入にたいし、妥協することをしらない英雄的なたたかいをおこなった。

ファシズムにたいするソヴィエト社会主義共和国同盟の歴史的な勝利は、ポーランドの土地を解放し、ポーランドの勤労者が権力を獲得し、かれらが、あたらしい公正な国境のなかでポーランドを民族的に復活させる条件をつくることをできるようにした。ふたたびむすびあわされた土地は、永久にポーランドにもどった。

人民権力は、1944年7月22日のポーランド民族解放委員会の宣言の歴史的な指示を実行にうつし、この綱領的な基礎を発展させながら、また、ふるい資本家・地主的な制度の破片のはげしい抵抗とたたかうポーランドの勤労者の献身的、創造的な努力のおかげで、偉大な社会改革をおこなった。

革命的なたたかいと変革の結果、資本家と地主の権力がうちたおされ、人民民主主義の国家が強固になり、ひろいはんいの人民大衆の利益と意向にこたえるあたらしい社会機構が形成され、日まじに強固となりつつある。

この機構の法的な基礎を、ポーランド人民共和国憲法は確立する。

ポーランドの現在の人民権力の基礎は、労働者階級と勤労農民との同盟である。

この同盟における指導的な役割は、社会の先進的な階級であり、ポーランドおよび国際労働運動の革命的な成果と、ソヴィエト社会主義共和国同盟、すなわち労働者と農民の最

初の国家における勝利をえた社会主義の建設の歴史的な経験をたよりにしている労働者階級に属する。

ポーランド共和国立法セイムは、ポーランド人民の意思をはたし、自分の使命にしたがって、この憲法を基本法としておごそかに採択する。

ポーランド人民と、ポーランド勤労者のすべての権力機関とは、つぎのような目的で、この憲法に指導されなければならない。

人民国家を、ポーランド民族のもっとも完全な繁栄、その独立、その主権を保障する力として強固なものとするために、

祖国の政治的、経済的および文化的な発展とその力の成長をはやめるために、

社会関係をよりいっそうよくし、人間による人間の搾取を完全になくし、社会主義の偉大な理想を実現するためにたたかうポーランド人民の愛国的な情熱、統一、団結を強固なものとするために、

今日、ポーランド人民と全世界の平和を愛する人民とを団結させ、侵略の防止と世界平和の強化という共同の目的にかれらをたちあがらせている同盟と親善を基礎とした民族のあいだの友好と協力を強固なものとするために。

モナコ

モナコ公国憲法（1962年）

モナコ国王、レーニエ世は、神の慈悲により、

公国の諸制度が、国家の良き行政の必要性に応じ、かつその国民の社会的発展により創設された新しい必要性を充足するために、完成されるべきことを思い、

国家に新憲法を付与することを決意した。

爾後、国王により、国家の基本法と見做され、憲法で定めた条件に従ってのみ改正されるものとする。

リヒテンシュタイン

リヒテンシュタイン公国憲法（1921年）

ヨーハン世たるわたくしは、神の恩恵により、リヒテンシュタイン公国の主権を保持し、併せてトロツパウ侯、リートベルク伯などを兼ねるものであるが、1862年9月26日の憲法が、国会の同意を経て、わたくしの手によりつぎのように改正されたことを、ここに宣言する。

アフリカ

セネガル

セネガル共和国憲法（1963年）

セネガル国民は、その独立ならびに1789年の人および市民の権利宣言、および1948年

12月10日の世界人権宣言に明記されている基本的権利を遵守することを厳粛に宣言する。

セネガル国民は、

政治的自由、

労働組合の自由、

身体、家族および地域団体の権利および自由、

学問および宗教上の自由、

財産権、

経済的および社会的権利の確固たる尊重と保障を宣言する。

セネガル国民は、

アフリカ諸国統合の方法を用意し、この統合の可能性を確実にすることを希求し、

アフリカの個性の確認に不可欠な政治的、文化的、経済的および社会的統合の必要性を自覚し、

西アフリカ諸国を統合する歴史的、道徳的および物質的必然性を自覚して、

セネガル共和国がアフリカの統合を実現するために、いかなる努力も惜しまないことを、決意する。

チュニジア

チュニジア共和国憲法（1959年）

寛大にして慈悲深き神の御名において！チュニジア国民の代表者であるわれわれは、制憲国民議会を召集して、

強い結束と、暴虐！搾取及び圧迫に対して行ってきた闘争とにより外国の支配から解放されたこの国民の意思を次のとおり宣言する。

国家の統一を強化すること並びに人間の尊厳、正義及び自由と結びついた国民の共同の財産をつくり、かつ、諸国民の平和、進歩及び自由な協力のために活動する人間の価値に忠実であること。

イスラム教の教義、大マグレブの統一、アラブ諸国民族への帰属並びにより良き将来の建設のためのアフリカ諸民族との協力及び正義と自由のために闘うすべての民族との協力を忠実であること。

国民の主権を基礎とし、かつ、三権分立に基く安定した政治制度を特性とする民主主義を創設すること。

われわれは、共和制度が、人権の尊重のため、並びに、すべての国民の権利及び義務についての平等の維持のための最善の保証となること、並びに共和制度が、国の経済の発展及び国民のための資源の開発により国民の繁栄を確保し、かつ、家族の保護、並びに、労働、保健及び教育に対する各国民の権利を確保するための最も有効な手段となることを宣言する。

自由にして至高なるチュニジア国民の代表者であるわれわれは、神の加護によってこの憲法を制定する。

南北アメリカ

アメリカ

アメリカ合衆国憲法（1788年）

われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し確立する。

カナダ

1867年憲法

カナダ、ノヴァ・スコシアおよびニュー・ブランズウィックの諸州はグレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国の王位の下に、連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一の自治領に連邦として結合したい旨の希望を表明した。

また、このような連邦は、これらの州の繁栄に寄与し、かつ、大英帝国の利益を増進するものと思われる。

また、議会の権限によるこの連邦の創設にあたってはこの自治領における立法府の構成を規定するのみならず、執行府の性格をも宣明にするのが適当である。

また、英領北アメリカのその他の部分の、将来におけるこの連邦への加入のために規定を設けておくことが適当である。

1982年憲法

カナダは、神の至高および法の支配を承認する原理に基礎づけられているので、以下のとおり定める。

コスタ・リカ

コスタ・リカ共和国憲法（1949年）

自由に国民憲法制定議会議員に選出され、神の名を唱え、民主主義に対する忠誠を再び断言する、われらコスタ・リカ人民の代表は、左の

コスタ・リカ共和国憲法
を採択する。

ブラジル

ブラジル連邦共和国憲法（1988年）

友愛的、多元的かつ偏見なき社会の至高の価値たる社会および個人の権利行使、自由、安全、福祉、発達、平等および正義を保障する民主主義国家を設立するために憲法制定会議に集合した我等ブラジル人民代表は、社会的調和に立脚し、かつ国内および国際社会における紛争の平和的解決を誓い、神の保護の下に、このブラジル連邦共和国憲法を公布す

る。

オセアニア

オーストラリア

オーストラリア連邦の憲法を制定する法律（1900年）

ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、サウス・オーストラリア、クインズランドおよびタスマニアの人民は、畏れ多くも全能の神の恩寵により、グレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国国王、ならびにここに制定される憲法のもとに、単一不可分の連邦国家に合一することに合意したことのゆえに、

また、女王の、ほかのオーストラレイシアの植民地または領地を連邦に加入させるための規定を定めることが適切であるがゆえに、

卓越し給う女王陛下は、本義会に参集した聖俗の貴族院議員および庶民院議員の助言と同意に基づいて、かつ、それらの権威により、次のとおり定める。

西サモア（現サモア独立国）

西サモア憲法（1960年）

全能であり、常に慈愛に満ちた聖なる神の名において。

宇宙を支配する主権が遍在の神にのみ属し、

かつ、神の掟により定められた範囲内において西サモアの国民により行使される権威は神望なる遺産であるので、

西サモアの指導者が西サモアはキリスト教的原理とサモアの慣習および伝統に基礎をおく独立国家であることを宣言したので、

かつ、西サモア国民を代表する憲法会議が西サモアの独立国家のための憲法を制定することを決議したので、

そこにおいて、国家は国民の選出された代表者によりその権力と権威を行使し、

そこにおいてすべての国民にたいして彼等の基本的権利が確保され、

そこにおいて公正な正義の執行が完全に維持されるので、

かつ、そこにおいて西サモアの統合、その独立およびすべての権利が擁護されるので、

今やそれ故に、われわれ西サモア国民はこの1960年10月28日のわれわれの憲法会議において、ここにこの憲法を採択し、制定しかつわれわれ自身のために与える。

旧ソヴィエト連邦

アルメニア

アルメニア共和国憲法（1995年）

アルメニアの国民は、基本的人権の諸原理を受け入れて、アルメニア国家の独立宣言で示したように国民国家としての地位を汎国民的に推進し、主権国家を再建する基礎を築い

た自由を愛好する祖先たちの聖なる格言を実現するべく、祖国の繁栄を強化することに専念して、すべての人間的な価値に重要な信憑性を置いてその原理を享受して、自由権、包括的な繁栄、あらゆる世代に対して市民的な調和をはかることなどを保証すべく、ここに「アルメニア共和国憲法」を公布することを宣言する。

キルギスタン

キルギスタン共和国憲法（1993年）

統一、平和および合意のもとに生きようという先祖の遺訓にしたがい、キルギス人の民族的復興を保障し、キルギス人とともにキルギスタン人民を形成するすべての民族の代表の利益の擁護と発展を保障するよう努め、

人の権利および自由と民族国家の理念を信奉し、

すべての人に十分な生活条件を保障するために、経済、政治的および法的な制度、文化を断固として発展させ、

全人類的な倫理原則と民族的伝統の道徳的価値に従うことを宣言し、

世界の諸国民のなかに自由で民主的な市民社会としてわが国が認められることを願い、権限ある代表の名において、この憲法を制定する。

グルジア

グルジア憲法（1995年）

毅然とした意思を有するグルジア国民は、民主主義の社会秩序と、自由経済の独立、社会的にして法治的国家を回復し、人間の一般に承認された権利と自由を保証し、国家の独立と他の国民との平和的関係を強調して、グルジア国の1921年憲法の主要な原則（ソ連邦体制設立時期のグルジアが置かれた社会的状況）とに準拠して、この憲法をグルジア国土に実現するものである。

ベラルーシ

ベラルーシ共和国憲法（1994年）

われわれ、ベラルーシ共和国（ベラルーシ）人民は、ベラルーシの現在と将来にたいする責任を負い、世界共同体の全権をもつ主体であることを自覚し、全人民的な価値を信奉し、不可譲の自決権にもとづき、数世紀にわたるベラルーシ国家の発展の歴史に依拠し、ベラルーシ共和国のすべての市民の権利および自由の承認につとめ、市民的合意、人民権力および法治国家の堅固な体制を保障することを欲して、このベラルーシ共和国憲法 基本法を制定する。

リトアニア（リトヴァ）

リトヴァ共和国憲法（1992年）

リトヴァ人民は、

数世紀前にリトヴァ国家を建設し、

リトヴァ憲章およびリトヴァ共和国憲法を法的基礎におき、

数世紀にわたってその自由と独立を断固として擁護し、

独自の精神、母語、文字および慣習を保持し、

人および人民のわが祖先の大地、独立のリトヴァ国家において生存し、創造する自然的権利を具現し、

リトヴァ国内における民族的合意に配慮し、

開かれた、公正で調和のとれた市民社会および法治国家をめざし、

復興したリトヴァ国家の市民の意思にしたがって、この憲法を制定し、宣言する。

ロシア

ロシア連邦憲法（1993年）

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる国民は、

自らの大地において共通の運命によって結びつけられ、

人の権利および自由、普遍的平和および調和を尊重し、

歴史的に形成された国家の統一を保持し、

普遍的に認められている諸民族の同権と民族自決権を基礎にし、

祖国への愛と尊重、善と公正への信頼をわれわれにつたえた祖先の栄光を追悼し、ロシアの主権国家を再興し、その民主的基礎を確固たるものとし、

ロシアの安寧と繁栄のために努め、

現在と未来の世代に対し、われわれが祖国に負うべき責任に基づき、世界共同体の構成員であることを自覚し、

ロシア連邦憲法を制定する。

《参考》ソビエト社会主義共和国連邦憲法（1977年）

ヴェ・イ・レーニンを先頭とする共産党の指導のもとにロシアの労働者と農民によって成し遂げられた大十月社会主義大革命は、資本家と地主の権力を打倒し、抑圧の鉄鎖を打ち砕き、プロレタリアートの独裁を樹立し、ソビエト国家、すなわち、革命の獲得物の防衛、社会主義と共産主義の建設の基本的道具である新しい型の国家、を創りだした。資本主義から社会主義への人類の世界史的転換がはじまった。

ソビエト権力は、国内戦で勝利をおさめ、帝国主義的干渉を撃退して、最も徹底的な社会的＝経済的改造を実現し、人間による人間の搾取、階級対立と民族的軋轢に永久に終止符をうった。ソビエト諸共和国のソビエト連邦への結合は、社会主義建設における国の諸民族の力と可能性を増大した。生産手段の社会的所有、勤労大衆のための真の民主主義が

確立された。人類史上はじめて、社会主義社会が創りだされた。

大祖国戦争で歴史的勝利をおさめたソビエト人民とその軍隊の不滅の偉業は、社会主義の力の鮮やかな顕現であった。この勝利は、ソ連邦の権威と国際的地位を強化し、全世界における社会主義、民族解放、民主主義および平和の勢力の成長にとって新しい、有利な可能性を切り拓いた。

ソビエト連邦の勤労者は、引き続きその創造的活動を展開することによって、国の急速で全面的な発展、社会主義体制のいっそうの完成化を保障した。労働者階級、コルホーズ農民および人民的インテリゲンチヤの同盟、ソ連邦の諸民族および民族的諸集団の友好は強固になった。労働者階級がその主導力となっているソビエト社会の社会的、政治的ならびに思想的な統一が形成された。ソビエト国家は、プロレタリアートの独裁の諸課題を遂行しおえることによって、全人民国家となった。全人民の前衛としての共産党の指導的役割が高まった。

ソ連邦においては、すでに発達した社会主義社会が建設されている。社会主義がその固有の基礎の上に発展しつつあるこの段階では、新しい体制の創造力と社会主義的生活様式の優越性がますます全面的に明らかになり、勤労者は偉大な革命的獲得物の果実をますます広範に享受している。

それは、強力な生産諸力、先進的な科学と文化が創りだされている社会であり、人民の福祉がたえず増進し、人格の全面的な発達にとってますます有利な条件が形成されつつある社会である。

それは、すべての階級および社会的階層の接近、すべての民族および民族的集団の法律上および事実上の平等ならびに彼らの兄弟的協力にもとづいて、人びとの新しい歴史的共同体、すなわちソビエト人民が形成されるにいたっているところの、成熟した社会主義的
社会関係の社会である。

それは、勤労者が高度の組織性、思想性、自覚をもち、愛国者でありまた国際主義者であるような社会である。

それは、一人ひとりの福祉について万人が配慮し、一人ひとり
は万人の福祉について配慮することが生活のおきてとなっている社会である。

それは、真の民主主義の社会であって、この社会の政治制度は、すべての社会的な事項の効果的管理、国家生活への勤労者のますます積極的な参加、市民の現実的な権利および自由と彼らの社会に対する義務および責任との結合、を保障している。

発達した社会主義社会は、共産主義への道における合法的な一段階である。

ソビエト国家の最高の目的は、共産主義的な社会的自治が発展をとげる無階級共産主義社会の建設である。社会主義的全人民国家の主要な課題は、共産主義の物質的・技術的土台を創りだすこと、社会主義的社会関係をより完全なものにし、これを共産主義的社会関係に造りかえること、共産主義社会の人間を育成すること、勤労者の物質的および文化的生活水準を高めること、国の安全を保障すること、平和の強化と国際協力の発展を促進すること、である。

ソビエト人民は、

科学的共産主義の理念に導かれ、自らの革命的伝統を忠実に守り、

社会主義の偉大な社会的 = 経済的および政治的獲得物に依拠し、

社会主義的民主主義のいっそうの発展につとめ、
社会主義の世界体系の構成部分としてのソ連邦の国際的地位を考慮し、自らの国際主義的責任を自覚しながら、
1918年の最初のソビエト憲法、1924年のソ連邦憲法および1936年のソ連邦憲法の理念と原則を継承して、
ここに、ソ連邦の社会体制および政治の基本原則を認証し、市民の権利、自由および義務ならびに社会主義的全人民国家の組織原則および目的を確定し、本憲法においてこれを宣言する。